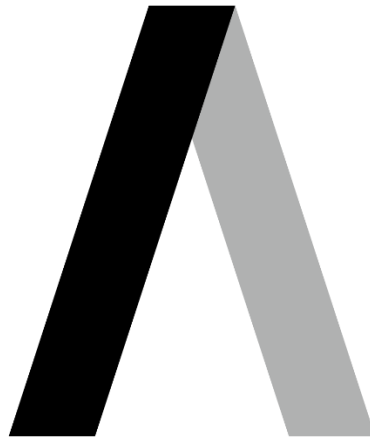


建築工事関係書類の手引き  
令和 8 年度版



旭川市建築部営繕課



# 目次

第1章 工事契約・着手時の書類	6
1-1 建設リサイクル法適用工事について	7
1-2 建設業退職金共済掛金収納届	11
1-3 労働者災害補償保険関係成立証明書	12
1-4 工事工程表（建築工事記入例）	13
（1）電気設備工事記入例	14
（2）機械設備工事記入例	15
1-5 現場代理人及び主任技術者等指定通知書	16
別紙 経歴書	17
変更時 現場代理人及び主任技術者等指定（変更）通知書	18
1-6 現場代理人兼任届	19
1-7 下請負人選定理由書	20
1-8 工事対応連絡簿	21
1-9 火災保険等付保報告書	22
1-10 共同企業体編成表	23
1-11 共同企業体運営計画協議結果報告書	24
1-12 電磁的記録媒体借用申請書	25
第2章 工事中の書類	26
2-1 総合施工計画書	27
2-2 工種別施工計画書	54
2-3 電気保安技術者通知書	77
2-4 工事進捗状況表	78
2-5 搬入材料検査報告総括表・搬入材料検査報告書	79
2-6 建設廃棄物処理報告書	82
2-7 支給材料受領書	84
2-8 支給材料返納書	85
2-9 休業期間緊急時連絡簿	86
2-10 工事施工協議簿	87
2-11 揮発性有機化合物(VOC)の室内濃度測定に伴う内装工事完了確認願	88
2-12 室内空气中化学物質の測定結果について	89

2-13	解体等工事に係る事前調査説明書面	93
2-14	特定粉じん排出等作業完了報告書	95
2-15	停電作業計画書	96
2-16	使用機材メーカー選定表	101
第3章	工事検査時の書類	102
3-1	各検査に必要な書類について	103
3-2	しゅん功届	104
3-3	検査願（既済出来形部分）	105
3-4	請求書	106
3-5	社内検査実施結果報告書	107
別紙	社内検査結果	108
資料	社内検査実施要領	109
資料	社内検査内容	110
3-6	生産物件（発生材）報告書	119
3-7	各種試験成績書（一覧）	120
3-8	コンクリート圧縮強度試験一覧表	122
3-9	諸官庁届出書類（例）	124
3-10	工事検査指示事項完了報告書	126
3-11	念書	127
3-12	念書手直し完了報告書	128
3-13	工事特性・創意工夫社会性等に関する実施状況（説明資料）	129
3-14	工事特性・創意工夫社会性等に関する実施状況（営繕用）	130
第4章	引継時の書類	131
4-1	工事関係書類引継時の書類（表紙）	132
4-2	引継書類及び備品調書（建築）	133
4-3	引継書類及び備品調書（電気）	138
4-4	引継書類及び備品調書（機械）	141
第5章	その他	144
5-1	旭川市営繕工事写真撮影要領	145
5-2	工事標識	155

5-3	解体工事等の石綿対策について.....	156
5-4	再生資源利用計画書等の作成について.....	168
5-5	建設業退職金共済制度に係る提出書類等について .....	172
資料	工事現場に掲示する機構が配布するシールの標識 .....	174
資料	工事現場に掲示する市所定の標識.....	174
5-6	地場産製品・資材等の使用報告書の提出について .....	175
5-7	労災事故等の発生について（報告）・事故報告 .....	177
5-8	工事費調査票について .....	179
5-9	工事完成図等の電子データ提出時の留意事項.....	182
5-10	設計変更ガイドライン（営繕工事編） .....	203
第6章	資料.....	211
6-1	契約不適合点検について.....	212
6-2	建設工事に係る再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく契約事務取扱いの変更について(通知) .....	214
6-3	建設リサイクル法第11条通知に係る Logo フォーム開設について.....	223
6-4	建設副産物対策の実務上の留意点 .....	224

## 第1章 工事契約・着手時の書類

	書類名称	提出先	書類作成根拠、文書等	頁
契約時	1-1 建設リサイクル法適用工事について	契約課	特記、建リ法第13条、文書A	7
	1-2 建設業退職金共済掛金収納届	契約課	特記、通知5、文書B	11
着手時	1-3 労働者災害補償保険関係成立証明書	監督員	特記、通知2(6)、 労災法第3条、徴収法第4条の2	12
	1-4 工事工程表（建築工事記入例）	監督員	約款第3条、特記	13
	(1) 電気設備工事記入例			14
	(2) 機械設備工事記入例			15
	1-5 現場代理人及び主任技術者等指定通知書	監督員	約款第10条、特記、通知6、 文書C、文書D	16
	別紙 経歴書			17
	変更時 現場代理人及び主任技術者等指定（変更）通知書			18
	1-6 現場代理人兼任届	監督員	特記、文書D	19
	1-7 下請負人選定理由書	監督員	特記	20
	1-8 工事対応連絡簿	監督員	特記、通知2(6)、文書E	21
	1-9 火災保険等付保報告書	監督員	約款第56条、特記	22
	1-10 共同企業体編成表	監督員	特記、文書F	23
1-11 共同企業体運営計画協議結果報告書	監督員	特記、文書F	24	
1-12 電磁的記録媒体借用申請書	監督員	特記	25	

### 【凡例】

「約款」：旭川市建設工事請負契約約款（05-01001-2）

「特記」：発注の際に図面に記載している各特記仕様書

「建リ法」：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）

「労災法」：労働者災害補償保険法（労災保険法）（昭和22年法律第50号）

「徴収法」：労働保険の保険料の徴収等に関する法律（労働保険徴収法）（昭和44年法律第84号）

「通知」：旭川市発注工事等の適正な履行について（02-00001-6）※契約に当り請負人に配布される文書

「文書A」：建設工事に係る再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく契約事務取扱いの変更について（04-01013-1）

「文書B」：旭川市建設工事に係る建設業退職金共済制度に関する指導要領（06-03001-1）

「文書C」：現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る雇用確認要領（04-01019-1）

「文書D」：現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準（04-01020-1）

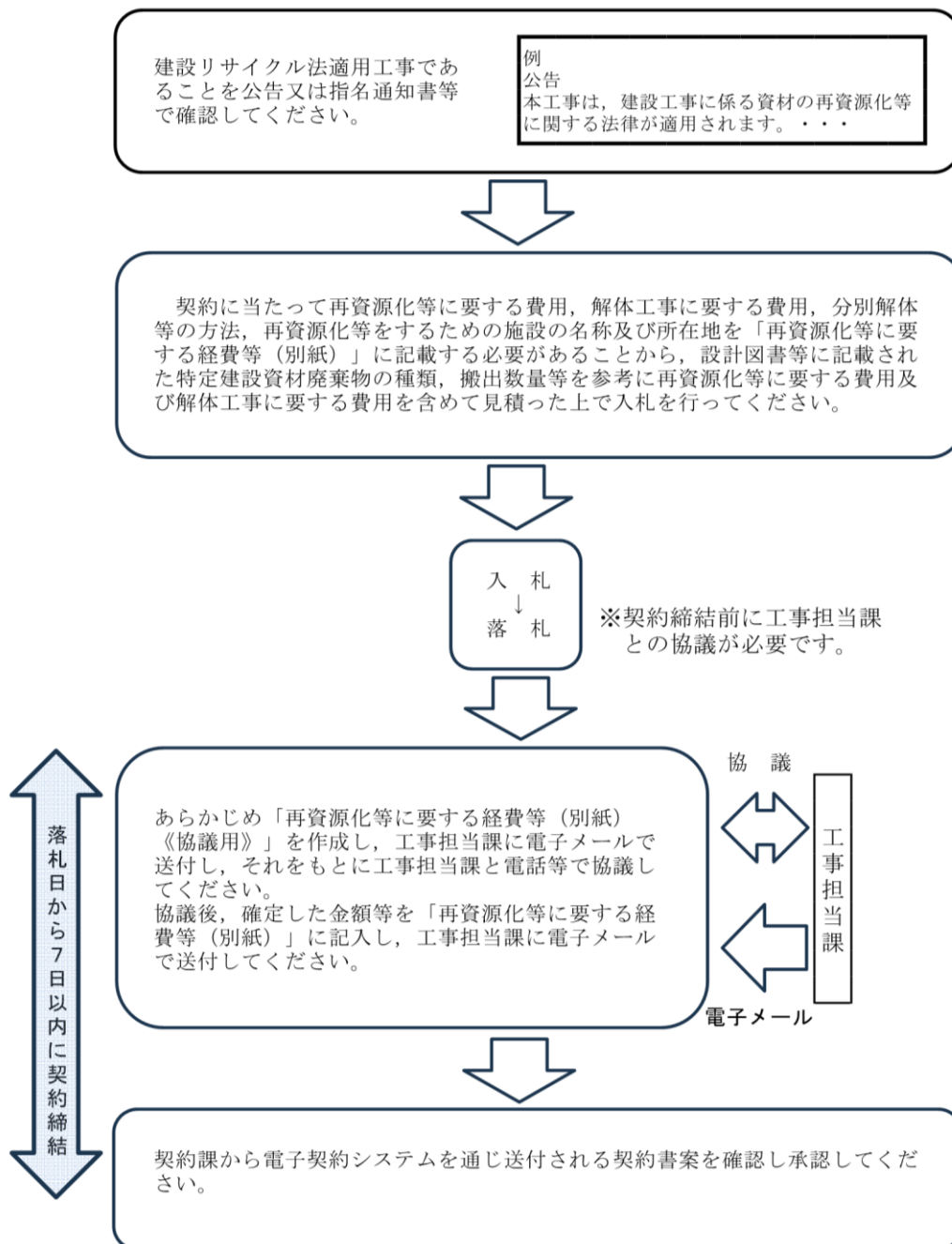
「文書E」：旭川市工事安全対策要領（02-00001-5）

「文書F」：共同企業体運営指針（平成元年5月16日付け建設省経振発第52、53、54号）

### 建設リサイクル法適用工事について

#### 【入札参加のみなさまへ（電子契約）】

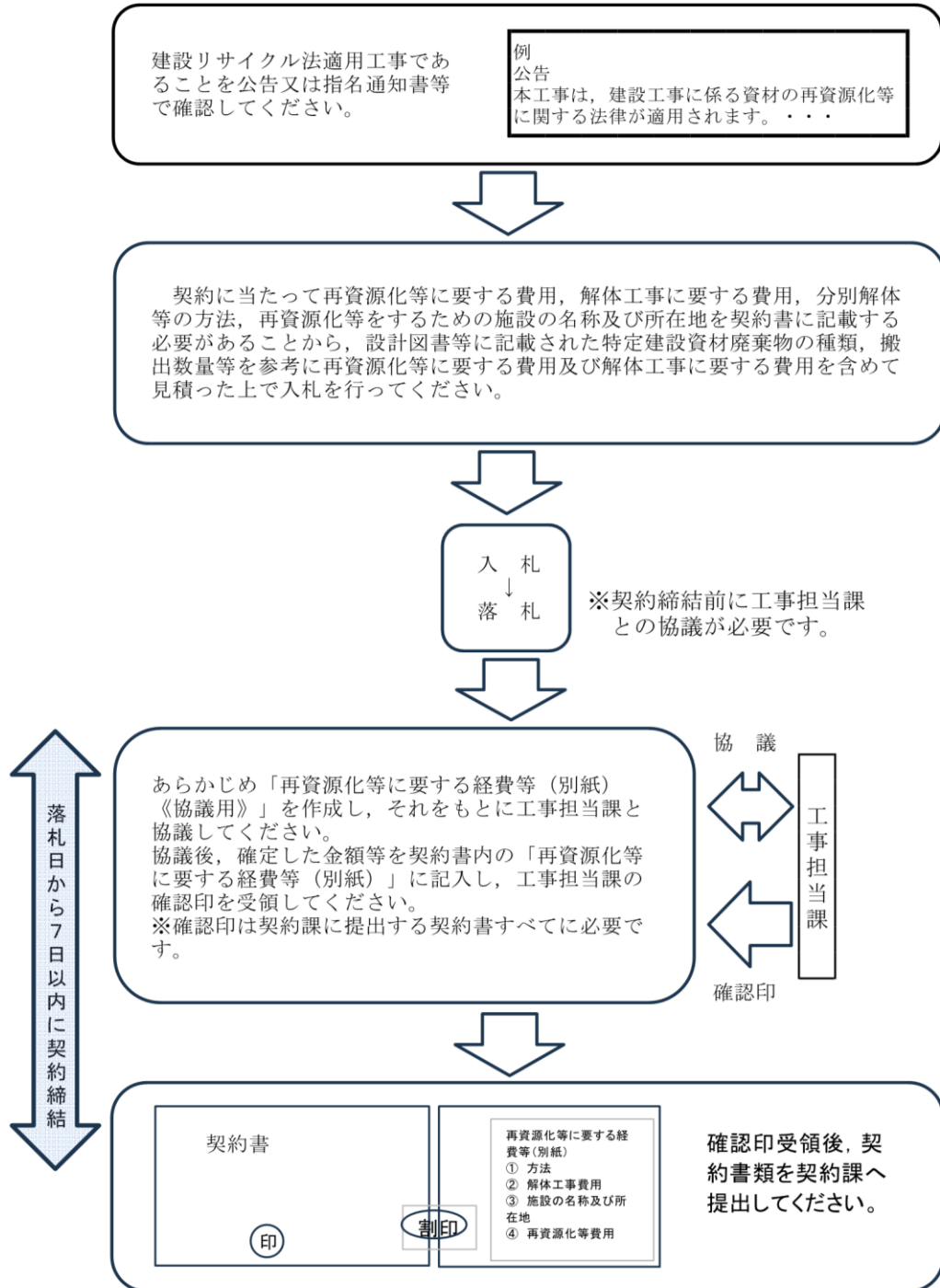
「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成14年5月30日に施行され、建設工事等において特定建設資材廃棄物の再資源化等が義務付けされているところであり、その事務手続を次のとおりとします。



## 建設リサイクル法適用工事について

### 【入札参加のみなさまへ（紙による契約）】

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成14年5月30日に施行され、建設工事等において特定建設資材廃棄物の再資源化等が義務付けされているところであり、その事務手続を次のとおりとします。



※設計金額と大きな差がないかを確認する。  
※考え方を請負人に伝えることも可。

◎再資源化等に要する経費等（協議の内容）

(別紙)

### 再資源化等に要する経費等《協議用》

本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事である場合に記入する。

**□ 1 分別解体等の方法**  
 (注) 以下の(1), (2), (3)のうち該当する工事にレを付した上、その「工程ごとの作業内容及び解体方法」欄に該当するものにレを付すこと。

**□ (1) 建築物に係る解体工事**

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築物・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他	①建築物・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ (2) 建築物に係る新築工事等**

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等 ②基礎・基礎ぐい ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ (3) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）**

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ 2 解体工事に要する費用** \_\_\_\_\_ 円(税抜き)  
 (注) 解体工事に伴う分別解体及び積み込み等に要する費用とする。仮設費及び運搬費は含まない。

**□ 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地**  
 (注) 以下の特定建設資材廃棄物の該当するものにレを付した上、その「施設の名称及び所在地」欄を記入する。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
<input type="checkbox"/> コンクリート		
<input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材		
<input type="checkbox"/> 木材		
<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート		

**□ 4 再資源化等に要する費用** \_\_\_\_\_ 円(税抜き)  
 (注) 運搬費を含む。

**□ 5 上記1から4までの項目への記載事項は当初契約と変更なし**  
 (注) 変更契約の場合、該当する項目にレを付すこと。

①分別解体等の方法

作業内容・分別解体等の方法にレ印を記入してください。  
 設計図書の内容と一致する。

②解体工事に要する費用

特定建築資材廃棄物の取り壊し、積み込み費用等を記入してください。

③施設の名称・所在地

特定建築資材廃棄物の種類と施設の名称、所在地を記入してください。

④再資源化等に要する経費

特定建築資材廃棄物の運搬、処分費用等を記入してください。

※上記の（別紙）協議用を作成し工事担当課と協議します。

（電子契約の場合）

協議後、確定した金額等を、「再資源化等に要する経費等（別紙）」に記入し、工事担当課に電子メールで送付してください。

（紙による契約の場合）

協議後、確定した金額等を、契約書内の「再資源化等に要する経費等（別紙）」に記入し、工事担当課の確認印を受領してください。

確認印は契約課に提出する契約書すべてに必要です。

※解体、再資源化など経費が著しく低い等適正な処理が望めない場合、契約の締結を行わないことがあります。

※不明な点等があれば、総務部契約課工事担当までお問い合わせください。

## 再資源化等に要する経費等

本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事である場合に記入する。

**□ 1 分別解体等の方法**

(注) 以下の(1), (2), (3)のうち該当する工事にレを付した上、その「工程ごとの作業内容及び解体方法」欄に該当するものにレを付すこと。

**□ (1) 建築物に係る解体工事**

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ (2) 建築物に係る新築工事等**

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ (3) 建築物以外のもに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)**

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ 2 解体工事に要する費用**

円(税抜き)

(注) 解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。仮設費及び運搬費は含まない。

**□ 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地**

(注) 以下の特定建設資材廃棄物の該当するものにレを付した上、その「施設の名称及び所在地」欄を記入する。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
<input type="checkbox"/> コンクリート		
<input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材		
<input type="checkbox"/> 木材		
<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート		

**□ 4 再資源化等に要する費用**

円(税抜き)

(注) 運搬費を含む。

協議済 ○○○課

**□ 5 上記1から4までの項目への記載事項は当初契約と変更なし**

(注) 変更契約の場合、該当する項目にレを付すこと。

※協議後、工事監督員から記入又は押印を受ける

建設業退職金共済掛金収納届

工事名	
契約日	令和 年 月 日
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

- 建設業退職金掛金収納書 … 収納書添付のこと。
  - 中小企業退職金共済組合加入証明書(写) … (写)添付のこと。
  - その他の加入証明書(写) … (写)添付のこと。
  - 未購入・未加入 … 添付欄にその理由を記載すること。
- ※ 欄に☑をし，必要書類添付のこと。

(宛先) 旭川市長

請負人 住 所  
氏 名  
代表者

添付欄

- 掛金収納書・共済組合加入証明書(写)・その他の加入証明書(写)をここにのり付けすること。
- 未購入・未加入の場合その理由  
「未購入・未加入理由書」

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※ 必要契約関係書類の一つとして、契約締結後1か月以内(工期が1か月以内の場合はしゅん功前)までに契約課工事担当に提出のこと。

工事監督員に提出

※確認後、契約課へ回付する。

労働者災害補償保険関係成立証明書

労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号			
工事（業務）名												
工事場所 (業務の場合は不要)												
保険加入者 (工事請負人等)	※共同企業体の場合、共同企業体で加入すれば、構成員ごとに加入する必要ない。											
	住 所											
	氏 名											
労働基準監督署  証 明 欄	<p>上記工事等に係る労働災害補償保険の関係は成立済みである。</p> <p>( 証 明 印 )</p> <p style="text-align: right;">印</p>											



(1) 電気設備工事記入例

〈参考例〉 電気設備工事

工 事 工 程 表

※契約工期を記入する。  
令和〇〇年 6月 7日 から  
令和〇〇年 11月 22日 まで

工 期

工事名 〇〇電気設備工事

工 種	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月	
	7	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
共通仮設	※「共通仮設」は着手日からしゅん功まで線を引く。													
配管設備工事	※お盆、年末年始等の長期休暇は基本的二線を引かない。(「共通仮設」以外)													
通線設備工事														
機器取付工事														
受変設備工事														
自家発電設備工事														
各種試験及び調整														
後片付清掃														
<p>※一日盛は工期に合わせて調節する。 工期が長い場合は、一枚に一年分の工程表とすることが望ましい。</p> <p>令和〇〇年 6月 6日</p> <p>※契約日を記入する (変更契約の場合は変更契約締結日)</p>														
<p>(宛先) 旭 川 市 長</p> <p>請 負 人 住 所</p> <p>氏 名</p>														
<p>課 長</p> <p>課長補佐</p> <p>係 長</p> <p>工 事 監 督 員</p> <p>主 管 課</p>														

注 変更する場合は、「工事工程表」の次に「(変更)」の文字を記入し、朱線で変更前の工程を、黒線で変更後の工程を表示すること。

(2) 機械設備工事記入例

〈参考例〉機械設備工事

工 事 工 程 表

※契約工期を記入する。  
令和〇〇年 6月 7日 から  
令和〇〇年 11月 22日 まで

工 期

工事名 〇〇機械設備工事

工 種	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月	
	7	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
共通仮設	※「共通仮設」は着手日からしゅん功まで線を引く。													
配管工事	※お盆、年末年始等の長期休暇は基本的二線を引かない。(「共通仮設」以外)													
ダクト工事														
防露塗装工事														
機器取付工事														
屋外付帯設備工事														
雑工事														
後片付清掃														
試運転調整														
※一目盛り工期に合わせて調節する。 工期が長い場合は、一枚こ一年分の工程表とすることが望ましい。														
令和〇〇年 6月 6日														
※契約日を記入する。 (変更契約の場合は変更契約締結日)														
(宛先) 旭川市長														
請負人 住所 氏名 課長 課長補佐 係長 工事監督員														
主管課														

注 変更する場合は、「工事工程表」の次に「(変更)」の文字を記入し、朱線で変更前の工程を、黒線で変更後の工程を表示すること。

工事監督員に提出

※決裁後、契約課へ回付する。

現場代理人及び主任技術者等指定 ~~(変更)~~ 通知書

工事名	○○○○○○○○建築工事	※当初契約時には「(変更)」を「 <del>(変更)</del> 」と二重線で見え消しする。
-----	--------------	------------------------------------------------

上記建設工事に係る現場代理人等を次のとおり指定 ~~(変更)~~ したので通知いたします。

区分	氏名	資格	備考
現場代理人	○○ ○○		
主任技術者	□□ □	1級建築施工管理技士	
(特例) 監理技術者			
監理技術者補佐			
専門技術者			

参考 営業所の専任技術者の氏名 ( )

なお、経歴は別紙経歴書のとおりです。

特例監理技術者が兼務する工事等は、次のとおりです。(兼務しない場合は記載の必要はありません。)

発注者	
工事名	
工事場所	
工期	
監理技術者補佐が担う業務	

(宛先) 旭川市長

令和 年 月 日

住所

請負人

氏名

主管課	課長	課長補佐	係長	工事監督員

- 注1 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者別に記載すること。  
 2 専門技術者の場合は、その工事種別を「備考」欄に( )書きすること。  
 3 現場代理人等に変更がある場合は、その理由を「備考」欄に記載すること。  
 4 監理技術者が他の工事と兼務しない場合は、監理技術者補佐を記載する必要はない。  
 5 特例監理技術者を配置し、他の工事と兼務する場合  
 ・発注者が旭川市以外の場合は、兼務について旭川市以外の発注者に確認すること。  
 ・工事の施工にあたり、兼務が適当でないと判断される場合は、兼務を解除する場合がある。

別紙 経歴書

※決裁後、契約課へ回付する。

経 歴 書

住 所			
氏 名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
最終学歴			
職 歴	※直近の職歴を記入する。		
1 (昭和・平成・令和)	年	月	入社
2 (昭和・平成・令和)	年	月	入社
3 (昭和・平成・令和)	年	月	入社
4 (昭和・平成・令和)	年	月	入社
5 (昭和・平成・令和)	年	月	入社現在に至る。
工事経歴	※直近の同種かつ同規模の工事経歴を記入する。		
1 (昭和・平成・令和)	年	月	※現場代理人及び主任技術者等の業務遂行能力を確認する。
2 (昭和・平成・令和)	年	月	
3 (昭和・平成・令和)	年	月	
4 (昭和・平成・令和)	年	月	
5 (昭和・平成・令和)	年	月	
経験年数	年 月 (15日未満は切り捨て、15日以上は1か月とする。)		
免 許			
名称			
登録番号	号		
登録年月日	(昭和・平成・令和)	年	月 日
監理技術者講習修了証※			
修了証番号			
修了年月日	(昭和・平成・令和)	年	月 日
※平成16年3月1日以降に資格者証を登録・更新された監理技術者のみ対象となります。			

上記のとおり相違ありません。

(本 人)

工事監督員に提出

※決裁後、契約課へ回付する。

現場代理人及び主任技術者等指定（変更）通知書

工事名 ○○○○○○○○○建築工事

上記建設工事に係る現場代理人等を次のとおり指定（変更）したので通知いたします。

区分	氏名	資格	備考
現場代理人			
主任技術者(新)	△ △△	1級建築施工管理技士	
主任技術者(旧)	□□ □	1級建築施工管理技士	病気のため
(特例)監理技術者	※変更届は変更前(旧)と変更後(新)を通知し、備考欄に理由を記入する。		
監理技術者補佐			
専門技術者			

参考 営業所の専任技術者の氏名 ( )

なお、経歴は別紙経歴書のとおりです。

特例監理技術者が兼務する工事等は、次のとおりです。(兼務しない場合は記載の必要はありません。)

発注者	
工事名	
工事場所	
工期	
監理技術者補佐が担う業務	

(宛先) 旭川市長

令和 年 月 日

住所

※変更する日を記載する。

請負人

氏名

主管課	課長	課長補佐	係長	工事監督員

- 注 1 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者別に記載すること。  
 2 専門技術者の場合は、その工事種別を「備考」欄に( )書きすること。  
 3 現場代理人等に変更がある場合は、その理由を「備考」欄に記載すること。  
 4 監理技術者が他の工事と兼務しない場合は、監理技術者補佐を記載する必要はない。  
 5 特例監理技術者を配置し、他の工事と兼務する場合  
 ・発注者が旭川市以外の場合は、兼務について旭川市以外の発注者に確認すること。  
 ・工事の施工にあたり、兼務が適当でないと判断される場合は、兼務を解除する場合がある。

1 - 6 現場代理人兼任届

工事監督員に提出

※決裁後、契約課へ回付する。

様式 1

現場代理人兼任届

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
請負人 商号又は名称  
代表者氏名

現場代理人の兼任について、下記のとおり届け出ます。

なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期しますが、万一、兼任が適当でないと判断された場合は、兼任の解除を指示されても異議ありません。

現場代理人氏名		連絡先
① 施工中の 工事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	請 負 金 額	
	工 期	
	工事担当課	
② 新規請負 工事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	請 負 金 額	
	工 期	
	工事担当課	

※この届は2部提出してください。

※①、②各工事で1部ずつ(旭川市発注工事の場合)  
※工事の兼任を認める要件は、「現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準」による。  
※契約日が同日の場合は①を新規請負工事と書き換えて提出する。

主 管 課	課 長	課長補佐	係 長	工事監督員

1 - 7 下請負人選定理由書

工事監督員に提出

※平成25年7月24日付け旭契第149号により提出する。

下 請 負 人 選 定 理 由 書

令和 年 月 日  
 ※下請負人選定通知書の日付と合わせ

(宛先) 旭川市長  
 請負人 住所 氏名

旭川市外に主たる営業所を置く建設業者を下請負人を選定した理由について、下記のとおり報告します。

記

1	工 事 名	_____		
2	下請契約の内容	_____		
	請負工事の種類及び内容	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
	工 期			
	請 負 代 金			円
3	選 定 理 由	_____		
	下請負人の商号又は名称	_____		
	主たる営業所の所在地	_____		
	当該請負工事に関する建設業の許可	国土交通大臣 許可 [ 特 一 ] 第 号		
	下請負人に選定した理由	_____		
		※「旭川市発注工事等の適正な履行について」で地元業者の活用を求めており、「協力会社であるため」のような理由は認められない。		

1 - 8 工事対応連絡簿

工事監督員に提出

※確認後、契約課に回付せず、各課で保管する。

工事対応連絡簿

工事名 ○○○○○○○○○建築工事

請負業者名

住 所 旭川市○条通○丁目

氏 名 ○○ ○○

電話番号 0166-XX-XXXX

緊急連絡先 1

住 所 旭川市○条通○丁目

氏 名 ○○ ○○

電話番号 0X0-XXX-XXXX

緊急連絡先 2

住 所 旭川市凸凹○○条□丁目

氏 名 □□ □□

電話番号 0X0-XXX-XXXX

現場事務所 ※現場事務所を設置した場合に記載する。

住 所

氏 名

電話番号

## 火災保険等付保報告書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

※契約約款及び特記仕様書に基づき火災保険等を付した場合は、速やかに報告する。

請負人

住所

氏名

工事名

※当該工事のために締結した証書等の写しを添付する。  
※請負人が年間契約している保険の場合は、付保証明書を提出する。  
※火災保険等の付保については、特記仕様書によること。

上記工事に関して、次のとおり保険契約を締結したので、証書等の写しを添付し報告します。

課長	課長補佐	係長	工事監督員

1-10 共同企業体編成表

工事監督員に提出

※決裁後、契約課に回付せず、工事書類として保管する。

課長・主幹	課長補佐	主査	工事監督員

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

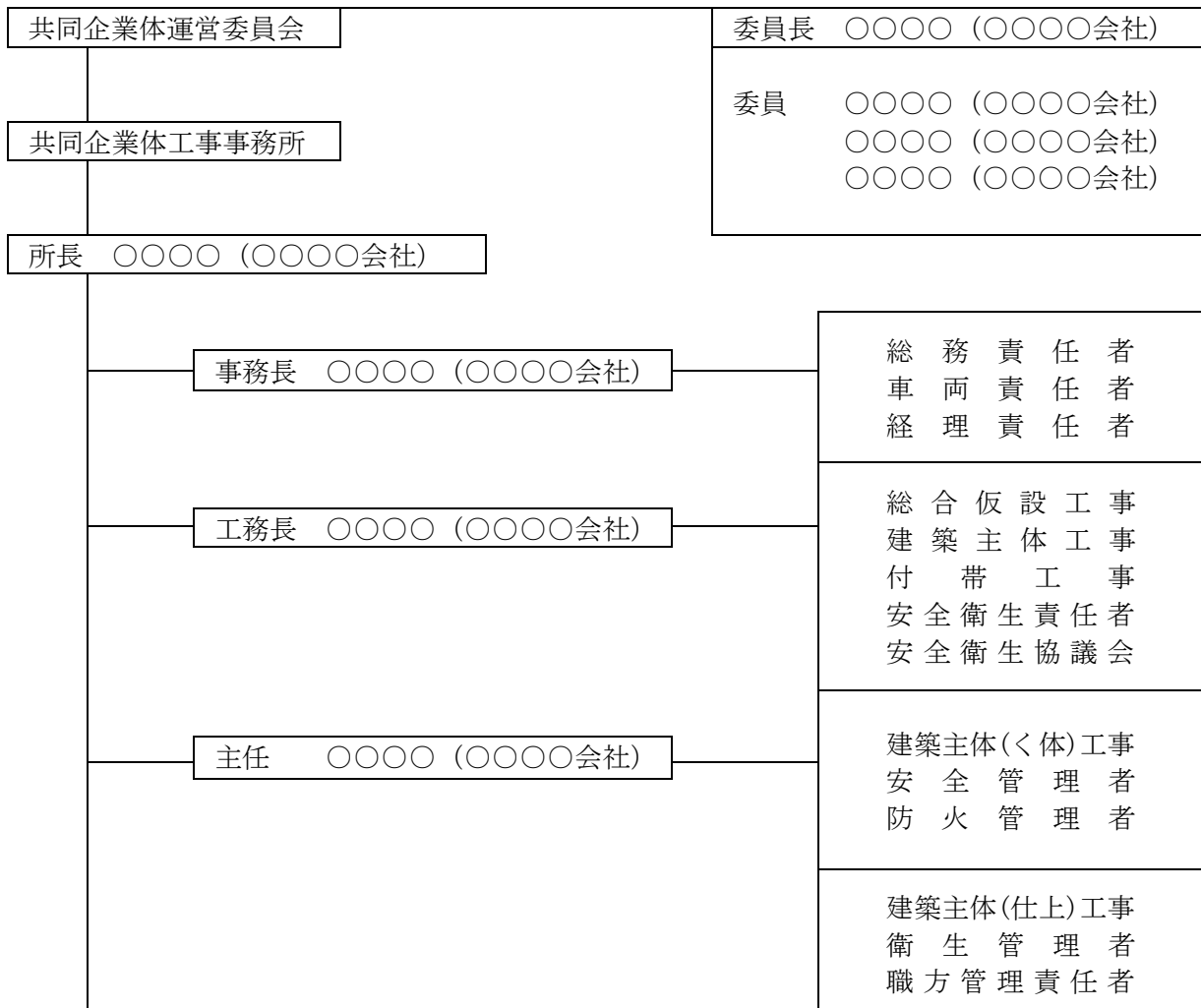
〇〇・〇〇共同企業体  
 請負人 代表者 住所  
 氏名

共同企業体編成表

工事名

工事

※氏名及び会社名を記入する。



工事名

工事

### 共同企業体運営計画協議結果報告書

運営委員会日程	協 議 事 項 (決定事項)
<p>第〇回運営委員会                      〇〇年〇〇月〇〇日                      〇〇〇会議室</p>	<p>出席者 〇〇〇〇, 〇〇〇〇 (〇〇〇〇会社)                      〇〇〇〇, 〇〇〇〇 (〇〇〇〇会社)                      〇〇〇〇 (〇〇〇〇会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員の出費の割合</li> <li>・ 共同企業体運営委員会の構成メンバー</li> <li>・ 運営委員会事務局所在地</li> <li>・ 運営委員会開催日</li> <li>・ 契約日及び工期の確認</li> <li>・ 作業所の名称</li> <li>・ 作業所の所在地</li> <li>・ 作業所の組織及び出向社員等</li> <li>・ 出向社員の給料他</li> <li>・ 全休日及び宿直, 日直の有無</li> <li>・ 作業所における服装等</li> <li>・ 実行予算作成期限</li> <li>・ 取引銀行の決定</li> <li>・ 災害防止協議会の設置</li> <li>・ 各種保険</li> <li>・ 協力業者の決定</li> <li>・ 工事用機械の準備責任者</li> <li>・ 運営委員会規則</li> <li>・ 施工委員会規則</li> <li>・ 経理取扱い規則</li> <li>・ 共同企業体解散後の契約不適合責任及びかし担保責任の覚書きについて</li> <li>・ その他</li> </ul>

令和 X年 X月 X日

### 電磁的記録媒体借用申請書

(宛先)旭川市長

住所 旭川市〇条通〇丁目  
 氏名 〇〇電気株  
 代表取締役 〇〇〇〇

次のとおり電磁的記録媒体を借用したいので申請します。

申請者は必要事項を記入の上、担当者に提出する

媒体名(内容)	〇〇電気設備工事CADデータ
目的	〇〇電気設備工事施工のため
期間	令和 X年 X月 X日 ~ 令和 X年 Y月 Y日
利用責任者	〇〇電気株 工事課長 〇〇〇〇(〇〇電気設備工事現場代理人)
特記事項	※メール送付希望等をここに記載

申請するにあたり、次の許可条件を遵守します。

- 1 記録媒体を上記の目的外で使用しないこと。
- 2 盗難等に備え適切に管理するとともに、知り得た情報を他に漏らさないこと。
- 3 利用後は速やかに媒体の返却、保管データの消去等を行うこと。  
 ※伝送等により情報機器に保管してあるデータを消去した場合は速やかに担当者に通知すること。

## 第2章 工事中の書類

	書類名称	提出先	書類作成根拠、文書等	頁
工 事 中	2-1 総合施工計画書	監督員	特記、標仕建 1.2.2	27
	2-2 工種別施工計画書	監督員	特記、標仕建 1.2.2	54
	2-3 電気保安技術者通知書	監督員	特記、標仕建 1.3.3、 標仕電 1.3.2、標仕機 1.3.2	77
	2-4 工事進捗状況表	監督員	特記、標仕建 1.2.4、 標仕電 1.2.4、標仕機 1.2.4	78
	2-5 搬入材料検査報告総括表・搬入材料検査報告書	監督員	約款第 13 条、特記、標仕建 1.4.3~1.4.5 標仕電 1.4.3~1.4.5、標仕機 1.4.3~1.4.5	79
	2-6 建設廃棄物処理報告書	監督員	特記、標仕建 1.3.11、 標仕電 1.3.9、標仕機 1.3.9	82
	2-7 支給材料受領書	監督員	約款第 15 条、特記	84
	2-8 支給材料返納書	監督員	約款第 15 条、特記	85
	2-9 休業期間緊急時連絡簿	監督員	特記、標仕建 1.2.2、 標仕電 1.2.2、標仕機 1.2.2	86
	2-10 工事施工協議簿	監督員	特記、標仕建 1.2.4、 標仕電 1.2.4、標仕機 1.2.4	87
	2-11 揮発性有機化合物(VOC)の室内濃度測定に伴う内装工事完了確認願	監督員	特記、標仕建 1.5.10、 標仕電 1.5.8、標仕機 1.5.10	88
	2-12 室内空气中化学物質の測定結果について	監督員	特記、標仕建 1.5.10、 標仕電 1.5.8、標仕機 1.5.10	89
	2-13 解体等工事に係る事前調査説明書面	監督員	特記、大防法第 18 条の 15	93
	2-14 特定じんじん排出等作業完了報告書	監督員	特記、大防法第 15 条の 23	95
	2-15 停電作業計画書	監督員	特記、標仕建 1.3.5、 標仕電 1.2.2、1.3.3、1.3.5 標仕機 1.2.2、1.3.3、1.3.5	96
	2-16 使用機材メーカー選定表	監督員	特記、標仕電 1.4.2、標仕機 1.4.2	101

### 【凡例】

「約款」：旭川市建設工事請負契約約款（05-01001-2）

「特記」：発注の際に図面に記載している各特記仕様書

「標仕建」：公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 7 年版

「標仕電」：公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版 ※第 1 編

「標仕機」：公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 7 年版 ※第 1 編

「大防法」：大気汚染防止法（大防法）（昭和 44 年法律第 97 号）

令和 年 月 日

工事

# 総合施工計画書

請負人 住所

氏名

※総合施工計画書は、監督員要領第6条により、監督員の確認後、工事担当課長に報告するため、課長決裁欄となる。

課長・主幹	課長補佐	主査	工事監督員

(建築工事の例)

< 参 考 例 >

	目	次
1	工 事 概 要	-----
2	安 全 施 工 事 前 確 認 報 告 書	-----
3	現 場 組 織 表	-----
4	緊 急 連 絡 表	-----
5	総 合 安 全 計 画	-----
6	総 合 仮 設 計 画	-----
7	工 事 全 体 工 程 表	-----
8	社 内 検 査 員 の 事 前 報 告	-----
9	品 質 管 理 計 画 ・ 基 準	-----
10	出 来 形 管 理 計 画 ・ 基 準	-----
11	再 生 資 源 利 用 計 画	-----
12	産 業 廃 棄 物 処 理 計 画	-----

※本工事に適用する項目のみを記載する。  
※他工事のデータをもとに作成すると記載事項が元の状態になっていることがあるので注意する。

< 参考例 >

1 工事概要

工事名：

工事場所：

工期：

建築物概要： 造 階 建 延べ面積 m<sup>2</sup>

設計：

監理：旭川市建築部営繕課

請負人：○○○会社 代表取締役 ○○

工事内容：工事細目を明示

## 2 安全施工事前確認報告書

月日	事前確認事項	関係機関	協議概要または提出書類等
	労働災害防止	旭川労働基準監督署	※工事作業内容により必要となる届出事項の確認。
	架空送電線 電力ケーブル	北海道電力ネットワーク(株) 道北統括支店 配電部 配電グループ	※工事作業が関係する範囲において支障がないか等の確認。
	埋設ガス管等	旭川ガス(株) 供給部 導管保守グループ	※同上
	埋設水道管	旭川市水道局 お客様センター	※同上
	埋設下水道管	旭川市水道局 お客様センター	※同上
	N T T地下埋設物	N T T - M E 旭川支店	※同上
	公害 (杭打・夜間作業等)	旭川市環境部 環境指導課	※工事作業内容により必要となる届出事項の確認。
	施設管理者打合せ	施設管理者	※安全対策・工事工程の説明など。
			※打合せした相手方及び内容を記入する。 ※相手方の押印は不要。
			※確認に使用した資料を添付する。

上記のとおり確認をしましたので報告します。

なお、未確認事項につきましては、その工程の着手前に再度確認し、報告します。

### 3 現場組織表

<作成に当たっての留意事項>

- (1)現場の施工に当たっての組織図をわかりやすく明示すること。  
(下請業者及び責任者名も明示)

※変更があった場合は随時更新する。

- (2)施工体制台帳及び施工体系図の作成

※法令で規定する添付書類を含む。

※施工体制台帳及び施工体系図の作成に当たって  
平成7年6月20日 建設省経建発第147号 施工体制台帳の作成等について（  
通知）【最終改正:令和4年12月28日】に基づき、遅滞のないよう適切に作  
成し施工計画書に添付すること。

※通知によると、添付書類は元請が許可証の写し(確認用)及び資格証の写  
しを添付する。下請けは請書の添付のみでよい。  
※通知は頻繁に改正されるので注意する。

4 緊 急 連 絡 表

事 故 発 生 時 等 の 緊 急 体 制 を 明 示 す る こ と 。  
以 下 の 内 容 を 必 ず 明 示 す る こ と 。

( 1 ) 連 絡 す べ き 関 連 官 庁 等 ( T E L の 明 示 )

ア	警 察 署								
イ	旭 川 市	消 防 本 部	又	は	各 署				
ウ	旭 川 市	基 準 監 督 署							
エ	旭 川 市	水 道 局							
オ	旭 川 市	ガ ス							
カ	北 海 道	電 力	ネ ッ ト	ワ ー ク					
キ	N T T	旭 川 支 店	及	び	監 督 員				
ク	管 理 技 術 者								
ケ	施 設 管 理 者								

( 2 ) 指 定 病 院 の 明 示

( 3 ) 請 負 人 の 会 社 へ の 連 絡 先 及 び 体 制

( 4 ) 下 請 負 人 、 協 力 業 者 へ の 連 絡 先

< 参 考 例 >

※建築工事現場としての事業者は、労働安全衛生法等に基づき、労働災害の防止のため、快適な職場環境の形成に努めなければならない。当該項目は、労働安全衛生法で定めるほか、特記仕様書共通編に示されている事項を踏まえ計画されているかをチェックする。  
※作業員及び第三者への安全対策についてチェックが十分でなく災害が発生した場合は、監督員の責任が問われ、場合によっては処分の対象となる。

5 総合安全計画書

(1) 災害防止協議会組織図の作成  
(別途発注の全工事も建築工事の組織の中に入れて協力体制で進めること。その関連も明示すること。)

(2) 安全施工管理上の重要事項を明示

< 例 >

ア 重点災害と防止対策

- ・ 墜落災害 作業のポイント、対策
- ・ 崩壊、倒壊 //
- ・ 重機災害 //
- ・ 火災 ポイント、対策
- ・ 第三者事故 //
- ・ 職業性疾病 //
- など

イ 近隣対策

- ・ 近隣住民に対する安全の確保・工事工程の上の連絡方法・騒音防止対策
- ・ 建物の管理者等への連絡方法（改修工事）など

ウ 重点実施事項と方法

- ・ 安全衛生教育の実施
- ・ 安全作業打ち合わせの徹底
- ・ 設備・機械の安全点検の徹底
- ・ 作業方法の標準化の推進
- など

※ 公衆への安全対策

災害弱者への安全確保の方法、搬入・搬出の車両通路の安全確保など第三者に対する災害の防止対策の内容を具体的に記載する。

※ 既存施設の責任者への周知

工事の内容及び安全対策の説明方法、火災予防方法、工程の連絡方法、養生方法、建物への出入り、鍵の管理方法など既存施設の責任者に対する災害防止対策の内容を具体的に記載し、施設責任者へ提出する。

※ 現場従事者への安全対策

現場安全管理体制、安全ミーティング、安全大会の開催方法など現場従事者に対する災害防止対策を具体的に記載する。

## < 参考例 >

### 6 総合仮設計画・・・・・・・・・・図面添付のこと。

- (1) 現場事務所、作業下小屋計画
- (2) 機材の搬入路、現場への進入道路の計画
- (3) 現場事務所等に設置する設備内容、備品内容を明示する。
- (4) 重量物搬入の場合の仮設計画
- (5) 道路部分掘削施工時の仮設計画
- (6) 高所作業の仮設計画

※ 工期中に仮設計画が変更となる場合は、仮設計画図の変更修正を行い、最新の仮設計画図を追加すること。

### 7 工事全体工程表

工事全体の実施工程表及び安全管理重点対策を明示する。

### 8 社内検査実施要領

- 1 請負人は、社内検査実施要領を作成し、総合施工計画書に含め、工事監督員に提出すること。
- 2 社内検査実施要領には、次の事項を記載すること。
  - (1) 社内検査員の氏名、職歴及び役職  
※職歴の記載は「現場代理人及び主任技術者等指定通知書の経歴書」を参考とする。
  - (2) 検査の項目、検査箇所、検査方法、検査数量
  - (3) 社内検査の時期
  - (4) その他必要な事項
- 3 社内検査を実施した場合は、旭川市が指定する社内検査実施結果報告書に、社内検査状況写真（現場検査と書類検査の状況を撮影したもの）を添付して提出すること。
- 4 社内検査員は、当該工事の現場代理人又は主任技術者以外の者で、課長職（又は、課長相当職）以上の職にある者を原則とする。

### 9 品質管理計画・基準

### 10 出来形管理計画・基準

### 11 再生資源利用計画

### 12 産業廃棄物処理計画

(電気及び機械設備工事の例)

## 目 次

1	工事概要	1
2	安全施工事前確認報告書	2
3	現場組織表	3
	施工体制台帳・下請負契約書	
	施工体系図・安全衛生協議会組織図	
4	緊急連絡表	
5	総合安全計画	
	● 安全衛生管理組織図	
	● 安全計画	
6	総合仮設計画	
7	社内検査実施要領	
8	廃棄物処理計画	
9	再生資源利用計画	
	● 再生資源利用計画書	
	● 再生資源利用促進計画書	
10	工事施工に関する有資格者名簿	
11	仕様書等	
12	全体実施工程表と安全計画表	
13	品質管理	

1 工事概要

(1) 工事名 ; \_\_\_\_\_ 工事 \_\_\_\_\_

(2) 工事場所 ; \_\_\_\_\_

(3) 工期 ; 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(4) 建物概要 ; \_\_\_\_\_ 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(5) 設計者 ;  
• \_\_\_\_\_ 設計事務所  
• \_\_\_\_\_ 共同企業体  
○ 旭川市建築部営繕課

(6) 施工監理者 ;  
• \_\_\_\_\_ 設計事務所  
• \_\_\_\_\_ 共同企業体  
○ 旭川市建築部営繕課  
• \_\_\_\_\_

(7) 施工者 ; 請負人

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(8) 工事内容 ; 工種は次のとおりである。

1	7
2	8
3	9
4	10
5	11
6	12

※ 項目の ・印に○を付けたものを適用する。(以降全て同様とする)

## 2 安全施工事前確認報告書

月 日	事前確認事項	関係機関	協議概要または提出書類等
/	労働災害防止	旭川労働基準監督署	
/	架空送電線 電力ケーブル	北海道電力ネットワーク(株) 道北統括支店 配電部 配電グループ	
/	埋設ガス管等	旭川ガス(株) 供給部 導管保守グループ	
/	埋設上下水道管等	旭川市水道局 お客様センター	
/	NTT 地下埋設物	NTT-ME 旭川支店	
/	公害 (杭打・夜間作業等)	旭川市環境部 環境指導課	
/	施設管理者打合せ	施設管理者	
/			
/			
/			
/			
/			

上記のとおり確認をしましたので報告します。

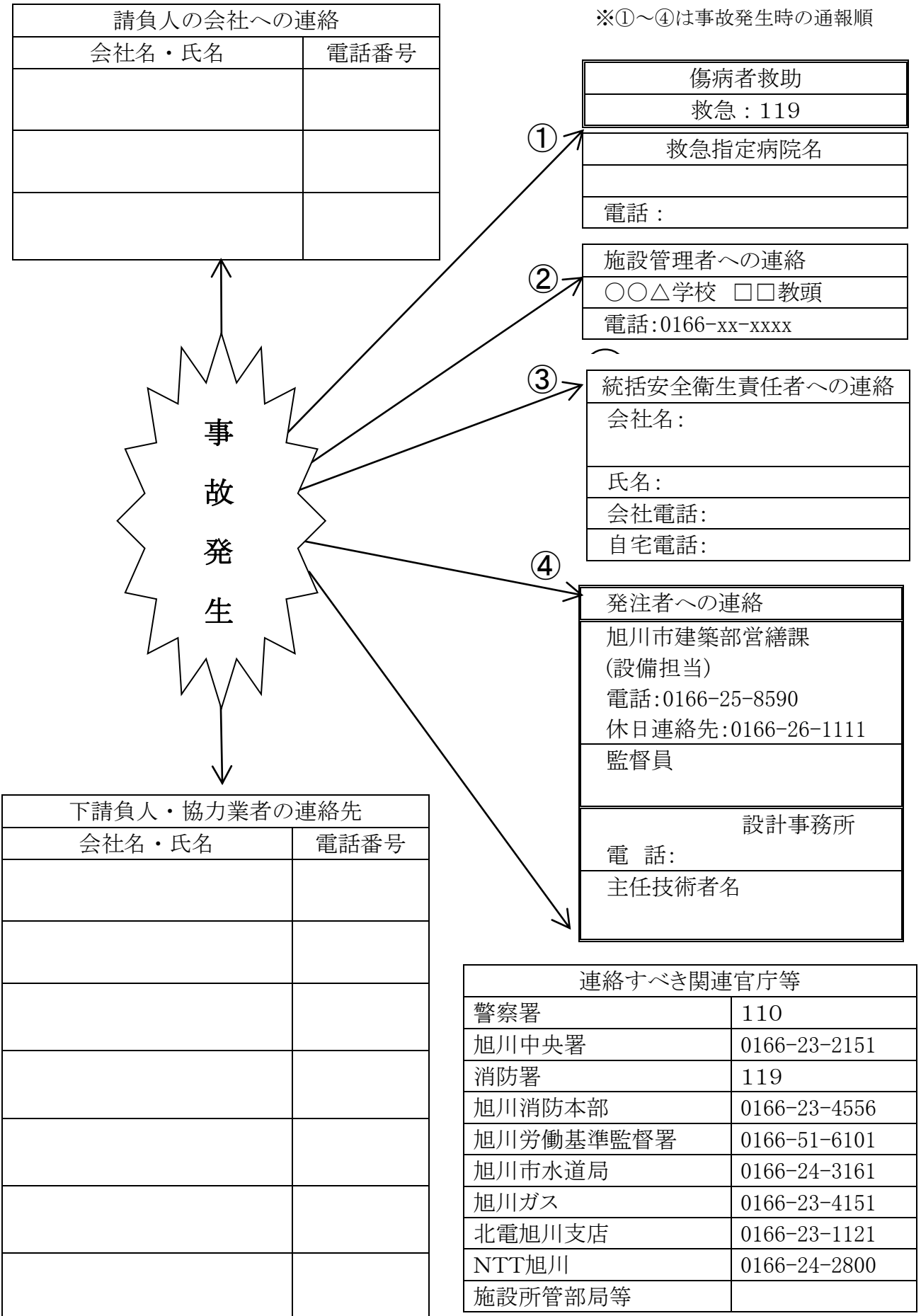
なお、未確認事項につきましては、その工程の着手前に再度確認し、報告します。

3 現場組織表

請負人；			
	氏 名	所属会社名	
・ 監理技術者			
・ 主任技術者			
・ 現場代理人			
		( 担当)	
		( 担当)	
		( 担当)	
	下請業者		
工事種別	住 所・電話番号	会社名	責任者名
・			
・			
・			
・			

これは参考例なので必要な工事種別のみを記入すること。  
 施工体制台帳、施工体系図については、別紙参照。

#### 4 緊急連絡表（例）

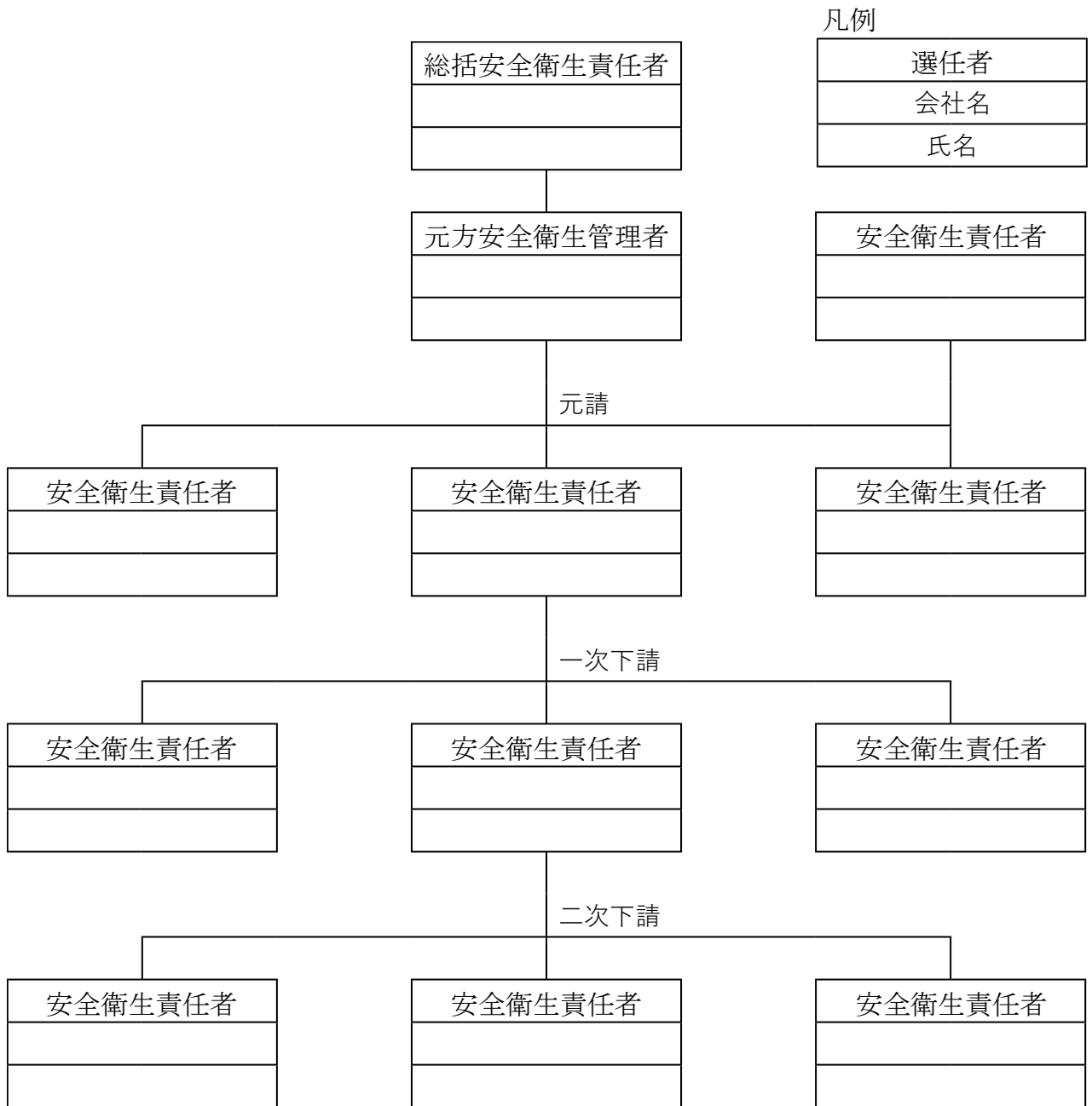


5 総合安全計画

● 工事現場全体（建築、電気、機械）の組織図添付

(1) 安全衛生管理組織図

当工事現場作業所における安全衛生管理体制は、次のとおりとする。



## (2) 安全計画

### ア 安全対策

この計画書は、\_\_\_\_\_工事の（請負人）\_\_\_\_\_会社  
における工事施工上の労働災害、公衆災害を積極的に防止し、全ての者の安全と健康を確保する  
とともに、さらに快適な作業環境の実現を図ることを目的とする。

#### (ア) 重点事項

- 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故の防止に努める。
- 工事施工に伴う、災害及び公害の防止は、関係法令などに従い適切に処理するとともに、特に下記事項について重点実施する。
  - 第三者災害の絶無
  - 墜落・落下災害の絶無
  - 重機災害の防止（作業半径内の立入禁止）
  - 火災災害の絶無
  - 現場内の整理整頓の徹底
  - 公害の防止
  - 崩壊、倒壊災害の絶無

#### (イ) 管理の重点事項

- 交通安全の確保
- 付近住民に対する安全の確保
- 飛来落下災害の防止
- 根伐、掘削箇所の保護（・バリケード、・ロープ、○ガードフェンス）
- 設備、機械、工具類の安全点検の実施
- 安全衛生教育の実施
- 不要資材の片付けの徹底
- 日常点検の実施
- 看板等の点検実施
- 建物管理者等との連絡・調整の徹底

#### (ウ) 安全作業打合せの実施

- 作業開始前のミーティングの実施
- 作業員の作業衣、健康状態の確認
- 作業内容、工程の打合せ
- 立入禁止場所の説明確認
- 資材等の整理整頓
- 作業終了後の片付け及び火元確認の徹底

(エ) 墜落（落下）・落下物の防止

- 安全通路及び作業通路の確保
- 作業用足場の計画的な安全配置とその保守管理の徹底
- 作業床端及び開口部等の養生施設の完備
- 足場組立及び解体時の安全対策の徹底（組立計画図の作成とそれに基づく作業主任者の作業直接指揮）
- 足場における材料及び荷等の取り込み時の安全処置の徹底
- 高所作業員は、技能、年齢及び疾患等を考慮し選考・指名
- 保護具の安全装着と正しい作業服装、保護帽の正しい着用、高所作業時の安全帯使用及び衣服・履物の整備の実施
- 脚立及びローリングタワーの正しい使用法の実施

(オ) 重機災害の防止

- 有資格者による作業実施（運転・玉掛け等）
- 始業点検の実施と報告
- 作業開始前の打合せと合図の統一
- 作業地盤の確認
- 作業半径の立ち入り禁止及び吊り荷の下の進入禁止の周知徹底

(カ) 防火管理の徹底

- 火気危険物の使用及び持ち込みに際しての事前報告の義務付け
- 火気使用箇所の火元責任者の選任
- 喫煙所を設置し、その場所以外での喫煙禁止
- 消火器等機器を確保し、その維持管理の徹底
- 火花の発生する作業の禁止

(キ) 機械工具の安全点検の実施

- 作業前点検を実施し、常に最良な状態で保存
- 酸素・アセチレンガスの機器接続の確認
- 手元工具類の損傷有無の確認

(ク) 電気災害の防止

- 電動工具は、持込機械使用許可基準に適合するものを使用  
自主点検→届出→外観点検→許可書交付→始業点検→使用
- 電動工具アースの確認点検
- 電動工具の定期点検整備の実施
- 仮設電気配線及び設備の計画的な安全配線と保守点検の実施
- 仮設配電盤等の取扱責任者の選任とその者以外の取扱禁止

(ケ) 近隣住民及び児童生徒等に対する安全並びに注意事項

- 近隣住民、児童生徒等が現場内に入って来た場合は、速やかに現場内より出るように注意する。
- 現場が住宅地、学校及び保育園等に隣接していることから、車両の出入りには十分注意する。
- 機器搬入時の重量車両等の進入時にも代理人が立会い、近隣住民や児童生徒に危険が及ばないように配慮する。
- 改修工事における工事内容と災害防止対策、火災予防方法、養生方法、工事車両の駐車位置、作業員リスト、作業場所、作業方法、作業時間等の詳細を記載した文書を作成し、施設管理者へ提出する。また、施設側と十分打合せを行ってから、作業に入るものとする。

施設側の連絡及び打合せ者；

(TEL ; )

- 作業後の工事場所の施錠は、\_\_\_\_\_が責任をもって実施する。特に、足場が組上がったからの窓の施錠確認を完全に行う。

イ 安全衛生活動

(ア) 安全衛生行事計画

- 朝礼（毎日\_\_\_\_\_時）
  - ・ ラジオ体操の実施
- 当日の作業内容、人員、安全注意事項の報告
- 安全注意指示、資材搬入予定、レッカー作業予定の連絡
- その他連絡、質問
- 定時打合せ（毎日\_\_\_\_\_時）
  - 進捗状況の報告
  - 明日の予定と手配
  - 安全衛生管理報告と指示
- 新規入場者受入時教育（随時）
  - 健康状態、安全及び連絡先等のアンケートの記入
  - 一時的注意事項の伝達
  - 現場規律事項の確認
  - 工種毎の注意確認
  - その他質疑
- 一斉清掃の実施（毎週\_\_\_\_\_回）
  - 現場内外の清掃
- 安全大会の開催（毎月\_\_\_\_\_回）
  - 安全教育の実施
  - 安全に関する講習会の実施
    - ・ 安全に関する表彰の実施
- 安全衛生協議会の開催（毎月\_\_\_\_\_回）

- 安全パトロールの実施
- 安全協議（今月の目標、行動計画）
- ・
- 安全週間、衛生週間の行事
  - 1週間に渡り、各日毎にメニューを作成し行事の実施
- ・

(イ) 安全点検の方法

- 安全当番による点検及び日誌の作成 (毎日)
- 職長による安全パトロール (毎週)
- 安全パトロール 共同企業体各社 (毎月)
- 安全パトロール 安全協議会 (毎月)
- ・

(ウ) 安全指示方法及び作業方法の周知

- 受入教育時の説明、指示
- 会議、打合せ指示、指導事項の記録保持と会員への周知徹底
- 安全工程打合せへの確実参加
- 始業安全ミーティング励行と報告書による確認
- 安全指示書による指示を行い、文書による実施報告の受取
- ・

(エ) 交通災害防止方法の周知

- 現場への通勤経路の指定
- 工事関係車両報告書等各種関係書類の作成提出
- 機会ある毎に交通安全の啓蒙活動実施
  - スピードダウンの励行
  - シートベルトの完全着用
  - 現場内への進入、退出時の順路の厳守
- 週間安全目標設定による取り組み
- 現場出入口における徐行、一時停止、左右確認の完全実施
- ・

(オ) 協力業者が実施する安全対策

- 雇入れ時の安全教育の実施
- 健康診断の実施と記録の管理
- 労働者名簿の管理と提出（下請及び運搬業者も含む）
- 始業前点検及び作業打合せの実施と指導
- KY ミーティングの実施及び報告書の提出
- 作業終了時の清掃・片付けの実施
- 現場で実施する安全衛生行事への積極的参加
- 自主的安全パトロールの実施と指導及び点検表の提出

ウ 公害防止対策

(ア) 騒音対策

- 重機、騒音の発生する可能性のある作業は、\_\_時\_\_分～\_\_時\_\_分とする。
- 作業の残業制限時間は、原則として\_\_時\_\_分までとする。
- ・

(イ) 振動対策

- 振動がおきる可能性のある作業は、作業時間帯を \_\_時\_\_分～\_\_時\_\_分とする。
- 機械・工具類は、極力低騒音、低振動型の物を使用する。
- ・

(ウ) 水質汚濁防止対策

- 根伐り時の排水は、放流前に沈砂槽を設ける。
- 油脂等の流出が考えられる場合は、油分離槽を設けるか、或いは専門業者に委託する。
- 放流先の施設に水質汚濁物質が流出した場合、回収・清掃を行う。
- ・

(エ) 大気汚染防止対策

- 残材、ゴミ等の焼却は行わず、適正に処理する。
- 有機溶剤等の多量流出事故を防ぐため管理者を選任し、十分な管理を行う。
- 事故発生を想定し、処理体制及び緊急連絡網を整備する。

(オ) 地盤沈下対策

- 地下水は、汲み上げない。
- 地下水を汲み上げる場合は、近隣の地下水利用状況を調査し、湧水対策を講じて行うものとする。
- 土留め設置期間は常に監視し、地盤の変化に注意する。
- 掘削時には地山の養生を行い、崩れを防止する。
- ・

(カ) 悪臭対策

- 残材、ゴミ等の焼却は行わない。
- 有機溶剤等の多量流出事故を防ぐため管理者を選任し、十分な管理を行う。
- ・

エ その他、本工事施工に関する安全計画

(ア) 酸欠対策

- 酸欠の恐れのある作業場所、作業内容の確認、点検。
- 測定器具、換気装置の整備。
- 作業前の測定、現場の表示及び測定結果記録。
- 各作業ごとに必要な有資格者の配置、現場作業員への教育、周知徹底。





## 運 搬 車 両 一 覧 表

No	車 両 番 号	最大積載量	車検証の有効期限	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

※ 各車両の車検証のコピーを次に添付する。

-----

## 9 再資源利用計画

※ 「建設副産物情報交換システム(COBRIS)もしくは、国土交通省が提供する Excel 形式の様式に入力、出力した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を添付。

10 工事施工に関する有資格者名簿

免許・修了書名	氏名	会社名	免許番号・修了書番号
・ 指定建設業監理技術者			
・ 1級管工事施工管理技士			
・ 2級管工事施工管理技士			
・ 1級建築配管技能士			
・ 2級建築配管技能士			
・ 1級熱絶縁施工技能士			
・ 2級熱絶縁施工技能士			
・ 地山の掘削作業主任者			
・ 山留志保作業主任者			
・ 玉掛け技能講習修了者			
・ ガス溶接技能講習修了者			
・ アーク溶接特別教育修了者			
・ 酸素欠乏等危険作業特別教育修了者			
・ 建築塗装1級技能士			
・ 建築塗装2級技能士			
・ 1級土木工事施工管理技士			
・ 2級土木工事施工管理技士			
・ 1級電気工事施工管理技士			
・ 2級電気工事施工管理技士			
・ 第1種電気工事士			
・ 第2種電気工事士			
・ 建築板金1級技能士			
・ 建築板金2級技能士			
・ 消防設備士（甲）			
・ ボイラ据付工事作業主任者			
・ ボイラ整備士			
・ 浄化槽設備士			
・ 液化石油ガス設備士			
・ ガス消費機器設置工事監督者			
・ 給水装置工事主任技術者			
・ 排水設備技術者			
・ 昇降機検査資格者			

※ これは凡例であり、本工事で行う作業の資格を抽出して記入すること。  
次に、資格証書のコピーを添付する。

## 1 1 仕様書等

基本的には、工事請負契約書により、設計図、公示用設計書（工事内訳書）、現場説明書、特記仕様書等により工事施工するが、これらに記載されていない事項については、下記の仕様書及び施工指針等（最新版）による。

○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
○ 〃	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
○ 〃	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
○ 〃	機械設備工事監理指針
○ 〃	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
○ 〃	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
○ 〃	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
○ 〃	電気設備工事監理指針
○ 〃	工事写真の撮り方建築設備編
○ 〃	建築設備耐震設計・施工指針
○旭川市建築部営繕課監修	旭川市建築工事標準詳細図
○ 〃	建築工事関係書類作成の手引き
○ 〃	旭川市請負工事営繕関連監督要領同運用指針
○旭川空調衛生工事業協会	機械設備工事技術研修会資料
○旭川電気工事業協会	電気設備工事技術研修会資料

—

## 1 2 全体実施工程表と安全計画表

### 記載内容

工事工程

工種別施工計画書・施工図の提出時期

承諾函・諸官庁届出書類の提出時期

試験・検査のスケジュール

安全管理項目

### 1.3 品質管理

#### (1) 設計図書・工事関係図書の周知徹底

設計図書・工事関係図書の内容を周知徹底し、良質な品質管理を行うため、以下の事項を行う。

( [ ] 内に名前を記入し、該当するものに○をつける)

- 請負人に対して、[現場代理人 ]が責任を持って周知し、確認を行う。
- 下請業者に対して、[現場代理人 ]が責任を持って周知し、確認を行う。
- ・ 専門工事業者に対して、[ ]が責任を持って周知し、確認を行うと共に、施工要領書・製作要領書・検査要領書を作成・提出させる。
- ・

#### (2) 工種別の施工計画書・施工図等の作成

以下の工種については、着手前に工種別施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けた上で施工を行う。また専門工事業者に作成させた施工要領書等は、請負人が取りまとめて着手前に監督員の承諾を受ける。(該当するものに○をつける)

工種名	施工図の作成	専門工事業者による作成 ( [ ] 内に作成させる業者名 を記入)	施工計画書の 提出時期
・ 配管工事		有 [ ]・無	
・ ダクト工事		有 [ ]・無	
・ 保温工事		有 [ ]・無	
・ 塗装工事		有 [ ]・無	
・ 機器据付工事		有 [ ]・無	
・ 自動制御設備工事		有 [ ]・無	
・ ガス設備工事		有 [ ]・無	
・ 試運転調整		有 [ ]・無	
・ さく井設備工事		有 [ ]・無	
・ 浄化槽設備工事		有 [ ]・無	
・ 昇降機設備工事		有 [ ]・無	
・ ヒーティング工事		有 [ ]・無	
・			
・			
・			
・			
・			

※ 工種別施工計画書の提出時期は、全体実施工程表に記入してもよい。

(3) 検査・試験

以下の項目は、監督員の立会いによる検査を受ける。必要に応じ請負者の自主検査報告書の確認に変えることとするが、事前に監督員と協議を行うものとする。

項目	検査時期
・ ( ) の搬入・据付	
・ ( ) の搬入・据付	
・ 試運転調整	
・ 風量測定	
・ 埋設管の施工状況	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	

※ 特記仕様書で監督員の立会いを必要としているものに加えて、工事完了後に確認が困難なものについて記入すること

令和 年 月 日

工事

## 工種別施工計画書

本工事に適用する項目を記載しているかチェックすること。  
例：コンクリートの供試体の数が、当該工事の打設量と整合しているかなど。

現場代理人

工事監督員

(建築工事の例)

令和 年 月 日

## 工種別施工計画書

### 一般事項

- 1 検査 \*
- 2 不適合時の措置 \*
- 3 重点施工監理項目 \*
- 4 その他 \*

## 1 検査

品質管理検査責任者として、以下の者を選任する。(社内の専任者がいない場合、社内検査員・監理(主任)技術者を選任する。)

	品質管理検査責任者
会社名 役職・氏名	
会社名 役職・氏名	
会社名 役職・氏名	
会社名 役職・氏名	
会社名 役職・氏名	

以下の項目については、品質管理検査責任者による自主検査を行う。検査時には各項目が、設計図書、施工図、総合施工計画書、工種別施工計画書、工事施工協議簿、承諾図等に適合していることを確認する。検査終了時には、検査実施報告書を提出する。(該当するものに●をつける)

	検査内容	検査時期
<input type="checkbox"/>	( )の受入検査	
<input type="checkbox"/>	( )の受入検査	
<input type="checkbox"/>	( )の受入検査	
<input type="checkbox"/>	( )の配管試験	
<input type="checkbox"/>	( )の配管試験	
<input type="checkbox"/>	( )の試験	
<input type="checkbox"/>	( )の試験	
<input type="checkbox"/>	( )の試験	
<input type="checkbox"/>	( )の試験	
<input type="checkbox"/>	( )の試験	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	工事関係書類検査	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

## 2 不適合時の措置

品質管理検査責任者による自主検査において、検査基準に不適合な項目があった場合は、速やかに対処するとともに、再発防止のためにその原因を除去する。また、特に品質に重大な影響を及ぼす可能性のあるものについては、監督員の承諾を得る。

不適合な項目に関係した手直し事項は、その状況を記録・撮影する。

## 3 重点施工監理項目

以下の項目については、本工事で特に重点的に施工監理を行う。

重点施工監理項目	確認方法・時期

## 4 その他

(電気設備工事及び機械設備工事の例)

令和 年 月 日

## 工種別施工計画書

### 1 配管工事

1 機材 \*

2 工法 \*

3 試験 \*



## 2 工法

本工事の着手にあたっては、以下の工法で施工を行い、請負人による確認を行うものとする。  
(必要に応じて、施工要領書を添付する)

※記載内容（配管工事）

各管種の接合方法

各管用途の識別方法

支持・固定方法

防火区画の貫通部の処理方法

屋外埋設配管の施工方法（掘削巾・深さ等）

屋内露出部の配管方法

配管の勾配基準

VOC 対策

etc …

品質管理にかかわる以下の内容については、目視又は視触等による確認を行う。また撮影内容と範囲は以下のとおりとする。(該当するものに●をつける)

	確認する内容	写真の撮影範囲		
		最初の 一工程	全箇所	その他
<input type="checkbox"/>	管内の異物の除去・管端面の養生	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	配管の種別による勾配、勾配方向	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	クロス継手の使用範囲	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	排水管の合流方法、間接排水の要否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	水抜き及び空気抜きの位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	スリーブ、箱入れの時期、材質、位置大きさ、補強の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	インサートの位置、材質、埋込深さ、許容加重、くぎの切断	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	支持間隔、指示方法、振れ止め、固定、防振材の取付状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	支持受けの結露防止、銅管・ステンレス管と支持受けの間の絶縁、損傷防止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	建物導入部、エキスパンジョイント部の可とう性の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	伸縮継手の固定点の位置及び固定方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	絶縁継手の設置箇所、接続方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	異種管の接続箇所、接続方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	防火区画の貫通部の隙間の処理（モルタル又はロックウール保温材で埋める）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	蒸気配管の勾配、支持、装置廻り	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	油配管の溶接部、継手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	冷媒配管の溶接、脱気	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	給湯配管の材料、勾配	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	消火配管の規格	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	仕上状態、美観	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	確認する内容		写真の撮影範囲		
			最初の 一工程	全箇所	その他
○	土中埋設	配管の種別及び施工箇所別の埋設 深さ・掘削幅	○	○	○
○	〃	床付け面の処理	○	○	○
○	〃	埋戻し土（山砂・良質土）	○	○	○
○	〃	管種毎の埋設テープの種類、埋設深 さ	○	○	○
○	〃	防食方法	○	○	○
○	コンクリー ト埋設	熱伸縮を伴う管の伸縮緩衝材の確 認	○	○	○
○	〃	鉛管のプラスチックテープ巻	○	○	○
○	機器廻り・制 御弁周りの 配管	配管支持及び固定方法（機器に荷重 がかかっていないことの確認）	○	○	○
○	〃	取外しを考えたフランジの挿入	○	○	○
○	〃	弁類・継手類の有無	○	○	○
○	〃	振動・騒音対策	○	○	○
○	防火ダンパ ー・防火防 煙ダンパー	取付位置、点検口の位置	○	○	○
○	舗装工事	アスファルト舗装の厚さ・幅・転圧 状況	○	○	○
○	〃	タックコート、プライムコート散布 状況	○	○	○
○	〃	下層路盤工、凍土抑制層の深さ・幅・ 転圧状況	○	○	○
○	〃		○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○

### 3 試験

以下の項目は試験を行い、試験圧の低下・漏れのないことを確認する。全ての施工箇所において試験状況を撮影し、また試験成績表を提出する。(該当するものに●をつける)

	項目		試験方法		試験時間・圧力
○	給水・給湯・排水管	○	水圧試験	○	ポリエチレン管 1.1MPa×2 分間
				○	水道直圧 1.75MPa×2 分間
				○	ポンプ全揚程 ( ) m×2 倍 = ( ) MPa×60 分間
				○	0.75MPa×60 分間
		○	空気圧試験	○	( ) MPa×10 分間
○	冷温水管	○	水圧試験	○	最高使用圧 ( ) MPa×1.5 倍 = ( ) MPa×30 分間
				○	最小 0.75MPa×30 分間
		○	空気圧試験	○	( ) MPa×10 分間
○	油管	○	空気圧試験	○	最大常用圧 ( ) MPa×1.5 倍 = ( ) MPa×30 分間
○	蒸気管	○	水圧試験	○	最高使用圧 ( ) MPa×2.0 倍 = ( ) MPa×30 分間
				○	最小 0.2MPa×30 分間
		○	空気圧試験	○	( ) MPa×10 分間
○	冷媒管	○	気密試験	○	( ) MPa×( ) 分間
○	消火管	○	水圧試験	○	ポンプ締切圧 ( ) MPa×1.5 倍 = ( ) MPa×60 分間
				○	送水圧力 ( ) MPa×1.5 倍 = ( ) MPa×60 分間
				○	送水圧力 最小 1.75MPa×60 分間
				○	気密試験
○	排水管	○	満水試験	○	保持時間 30 分
○	通気管	○	通水試験	○	保持時間 15 分
○		○		○	
○		○		○	
○		○		○	
○		○		○	
○		○		○	
○		○		○	
○		○		○	
○		○		○	
○		○		○	

## 工種別施工計画書

### 2 ダクト工事

1 機材 \*

2 工法 \*



## 2 工法

本工事の着手にあたっては、以下の工法で施工を行い、請負人による確認を行うものとする。  
(必要に応じて、施工要領書を添付する)

※記載内容 (ダクト工事)

ダクト工法名・工法の範囲

分岐方法

吊り・支持・固定方法

防火区画の貫通部の処理方法

フランジ接続方法 (リベット・溶接)

補強材の取付方法

VOC 対策

etc …

品質管理にかかわる以下の内容については、目視又は視触による確認を行う。また撮影内容と範囲は以下のとおりとする。(該当するものに●をつける)

	確認する内容		写真の撮影範囲		
			最初の 一工程	全箇所	その他
○	一般事項	寸法、形状、板厚の確認	○	○	○
○	〃	内側半径、傾斜角度、案内羽根、整流板の有無	○	○	○
○	〃	多湿箇所の排気用風道のシール	○	○	○
○	〃	ボルト、ナットの締付け状態	○	○	○
○	〃	スポット溶接の状態	○	○	○
○	〃	スリーブ、箱入れの時期、材質、位置、大きさ(補強の有無)	○	○	○
○	〃	インサートの位置、材質、埋込深さ、許容荷重、くぎの切断	○	○	○
○	〃	吊り間隔、支持間隔、支持方法、振れ止め、固定防振材の取付状況、吊りボルトの本数	○	○	○
○	〃	防火区画の貫通部の確認(モルタル又はロックウール保温材で埋められていること)	○	○	○
○	アングルフランジ工法 コーナーボルト工法ダクト	ダクト折り返し部、四隅分のシールの確認、フランジの最大間隔	○	○	○
○	〃	補強間隔、リブの有無、タイロッドの使用禁止、補強材の取付方法(リベット・溶接)	○	○	○
○	スパイラルダクト	ビス本数、ダクト用テープ、シール材	○	○	○
○	フレキシブルダクト	曲げ状態(断面の確保)	○	○	○
○	排煙ダクト	ダクト折り返し部、ガスケット、たわみ継手、不燃材料の認定書	○	○	○

	確認する内容		写真の撮影範囲		
			最初の 一工程	全箇所	その他
○	排気フード	吊りボルトの本数、間隔	○	○	○
○	チャンバー	点検口及び風量測定口の 有無	○	○	○
○	〃	内貼り材の規格及び施工 順序	○	○	○
○	風量調節ダンパー	操作スペースの有無、点 検口の位置	○	○	○
○	定風量ユニット・変 風量ユニット	取付方向、操作スペース の有無、点検口の位置、 直間部の長さ	○	○	○
○	風量測定口	取付個数、取付位置、点 検口の位置	○	○	○
○	防火ダンパー・防火 防煙ダンパー	取付位置、点検口の位置	○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○

## 工種別施工計画書

### 3 保温工事

1 機材 \*

2 工法 \*



## 2 工法

本工事の着手にあたっては、以下の工法で施工を行い、請負人による確認を行うものとする。  
(必要に応じて、施工要領書を添付する)

### 材料及び施工順序

配管用途	施工場所	材料（施工順序）	備考
給水	機械室露出	①GW 保温筒 (t=25mm) ②鉄線 ③原紙 ④ALGC	
換気 (長方形ダクト)	屋内露出	①GW 保温板 ②鋸 ③カラー亜鉛鉄板	色：白(壁面に合わせる)

#### ※記載内容（保温工事）

保温・断熱の施工範囲  
各施工箇所の材料、施工順序（上記表参考）  
屋内露出部の外装(外装材・色等)  
配管支持・固定部の保温方法  
ヘッダー・タンク類の保温方法  
VOC 対策

etc …

品質管理にかかわる以下の内容については、目視又は視触による確認を行う。また撮影内容と範囲は以下のとおりとする。(該当するものに●をつける)

	確認する内容		写真の撮影範囲		
			最初の工程	全箇所	その他
○	一般事項	配管の錆止塗装、圧力試験の完了確認	○	○	○
○	〃	断熱・保温の施工範囲	○	○	○
○	〃	各施工箇所の保温種類、厚さ等	○	○	○
○	〃	断熱貫通部の補修状況	○	○	○
○	〃	被施工面の付着物等の除去、清掃	○	○	○
○	〃	保温筒の取付、固定、締付	○	○	○
○	〃	曲り部の成形エルボの使用	○	○	○
○	〃	保温材の防湿、防水(ポリエチレンフィルム)	○	○	○
○	〃	外装材の仕上げ方法	○	○	○
○	〃	外装用テープの巻き方向、重なり幅、固定	○	○	○
○	〃	金属板外装の継ぎ、ひも出し	○	○	○
○	〃	露出箇所の見切り、床貫通処理	○	○	○
○	〃	掃除口、点検口、扉等の作業性の確保	○	○	○
○	〃	バルブ類の施工範囲	○	○	○
○	〃	ヘッダー、タンク類の保温状況	○	○	○
○	配管支持部	支持金物に対する保温材の納まり	○	○	○
○	浴室、プール	多湿箇所への配慮	○	○	○
○	排煙ダクト等	高温時の保温材の耐久性	○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○
○			○	○	○

## 工種別施工計画書

### 4 塗装工事

1 機材 \*

2 工法 \*



## 2 工法

本工事の着手にあたっては、以下の工法で施工を行い、請負人による確認を行うものとする。  
(必要に応じて、施工要領書を添付する)

### 材料及び施工順序

配管用途	施工場所	材料（施工順序）・回数・色	備考
		下塗り 回、上塗り 回・色	

#### ※記載内容（塗装工事）

作業環境、養生方法

（いつ、どこで、どのくらい）

塗装の施工範囲

各施工箇所の材料、施工順序（上記表参考）

色の識別

VOC 対策

etc …



## 2-3 電気保安技術者通知書

工事監督員に提出

※高圧受変電設備の新設又は改修(盤内、幹線ケーブル等)のみ通知する。

# 電 気 保 安 技 術 者 通 知 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

請負人

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した 工事の電気保安  
技術者を下記の通り定めたので通知します。

電気保安技術者氏名 \_\_\_\_\_

## 経 歴 書

1 住 所

2 氏 名

3 生年月日 昭和・平成 年 月 日

4 最終学歴

5 資 格

工事監督員に提出

<参考例 工期4月～12月の月報の場合>

工事進捗状況表

※翌月5日までに提出する。  
 ※提出対象は、特記仕様書で提出を指示された場合に作成する。

工事名 ○○○○○小学校○○工事

工 種 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月	月	月	進捗率
共通仮設工事	7	18	30	42	55								100
仮設工事	0	5	10	40	60								
土工事	0	50	70	100	100								
鉄筋工事	0	30	55	90	100								
コンクリート工事	0	2	30	70	100								
建具工事	0	0	0	0	0								50
内装工事	0	0	0	0	0								
雑工事	0	0	0	0	10								
※主要な工種を記入する。													
各月末予定出来形 (%)	5	9	19	35	51	70	86	96	100				0 (%)
各月末出来形 (%)	1	8	17	28	42								

※各月の出来形(累計)を記入する。

※出来形の予定は破線(黒)、実績は実線(赤)で折れ線グラフを作成する。  
 ※工事月報と共に提出し、月末時点の出来形状況写真を添付する。

## 搬入材料検査報告書の作成要領

※ 特記仕様書で提出を指示された場合に作成する。

※ 搬入材料検査報告書に記載する主要資材は次による。

## (建築工事)

- |            |                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------|
| 1) 切込砂利    | 各サイズ、種別及び使用箇所を明記した搬入数量<br>(ここでいう切込砂利とは、切込地業・路盤砂利を指す。) |
| 2) 生コンクリート | 各強度・スランプごと及び使用箇所を明記した搬入数量                             |
| 3) 鉄筋      | 各規格・各サイズごとの搬入数量                                       |
| 4) 鉄骨      | 主要構造部に使用される場合の搬入数量                                    |
| 5) 地杭      | 各規格・各サイズごとの搬入数量                                       |
| 6) ブロック    | 主要構造部に使用される場合の搬入数量                                    |
| 7) 断熱材     | 各規格・各サイズごとの搬入数量                                       |
| 8) 木材      | 構造・造作・ラワン材別及び各サイズごとの搬入数量                              |
| 9) 防水材     | 各規格ごとの搬入数量 (シーリング材を除く)                                |

## (電気設備工事)

- 1) 分電盤、制御盤、端子盤等 (プルボックスは除く)
- 2) キュービクル式受変電盤
- 3) 自家発電装置、直流電源装置
- 4) 自動火災報知設備受信機 (複合盤のみ)
- 5) 放送、視聴覚設備 (調整卓のみ)

## (機械設備工事)

- 1) ポンプ類 (0.75kw 以上)
- 2) 自動制御盤
- 3) 熱源機類
- 4) 空調機類
- 5) 送風機類 (0.75kw 以上)
- 6) タンク・水槽類
- 7) 水処理機器類

※ 上記のほか、特に工事監督員が指示するものは提出する。

## 搬入材料検査報告総括表

工事名			工事		
品名	品質・規格	単位	検査合格数量	設計数量	備考
<p>上記搬入材料について検査合格したことを報告します。</p> <p style="text-align: center;">現場代理人</p> <p style="text-align: center;">監理技術者</p>					

## 搬入材料検査報告書

品 名		単 位	
搬入月日	品 質・規 格	検査合格数量	備 考
○月○日	切込砂利 0～40	〇m <sup>3</sup>	○/○ 監督員
※作成要領にある主要資材の搬入があった場合、適宜監督員に報告し確認を求める。 ※搬入時の受入単位と検査合格数量の単位が異なる場合は、換算値など根拠を明記する。			
計			

(宛先) 旭川市長

請負人 住所

氏名

### 建設廃棄物処理報告書

次のとおり建設廃棄物の処理をしたので報告します。

工 事 名	〇〇〇〇改修工事		
廃 棄 物 名 称	単 位	数 量	備 考
コンクリート殻	t	5.2	
※出来形部分検査を実施した場合は、しゅん功時検査の際に、各出来形と送料が分かるように集計表を作成する。			
・この様式は設計数量の出来形確認を主な目的とし、記載する廃棄物は基本的に設計にある廃棄物とする。 ・添付するマニフェスト(A, B2, D, E票)は、記載された廃棄物に関するものとし、検査後に返却する。 ・新築工事で本様式が提出された場合や、設計にはない廃棄物が記載された場合、修正する必要はないが、記載された廃棄物のマニフェストを添付する。			
添付資料			
※マニフェスト(A, B2, D及びE票)の原本については、監督員の確認を受ける。 ※搬入時の受入単位と検査合格数量の単位が異なる場合は、換算値など根拠を明記する。 ※必要に応じて重量換算表(t/m <sup>2</sup> )、計量伝票、集計表などを添付する。 ※請負人は返却後、法令の定めに従い保管する。			
※計量伝票は過積載の確認を行うため併せて提出を求める。受入先によってはトラックスケールがなく計量伝票が発行されない場合があるので、留意する。			
備 考			



2-7 支給材料受領書

工事監督員に提出

令和 年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

請負人 住所  
氏名  
(受領者氏名 )

支 給 材 料 受 領 書

次の支給材料を受領しました。

工 事 名				
受領場所				
品 名	規 格	単 位	受領数量	備 考
※受領した支給材料の写真を添付する。				
※支給材料がある場合は設計図書に記載されているため、請負人は約款第15条により、受領後7日以内に提出する。 ※適正な手続きがなされていることを所属長に報告するため、課長決裁とする。決裁後、原本は契約課に回付し、写しを工事書類として保管するとともに、事業原課に対しても写しを送付する。				

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

請負人 住所  
氏名  
(返納者氏名 )

## 支給材料返納書

次のとおり返納します。

工事名					
返納場所		返納理由			
品名	規格	単位	受領数量	使用数量	返納数量
※返納する支給材料の写真を添付する。					
※※支給材料受領書を確認し、返納数量を確認すること。 ※適正な手続がなされていることを所属長に報告するため、課長決裁とする。 決裁後、原本は契約課へ、写しを工事書類として保管すると共に、事業原課へ送付する。					

工事監督員に提出

〈参考例〉

※常に連絡がとれる体制になっているかチェックする。

### 休業期間緊急時連絡簿

工 事 名 ※工事名は契約書と同一の内容を記入する。 工 事

期 間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

※実際に休業する期間を記入する。

建築主体

○ ○ ○ ○ 株式会社 旭川市 Tel.00-0000  
現場代理人 自宅 Tel.00-0000

※携帯電話も可。

電気設備

○ ○ ○ ○ 株式会社 旭川市 Tel.00-0000  
現場代理人 自宅 Tel.00-0000

暖房設備

○ ○ ○ ○ 株式会社 旭川市 Tel.00-0000  
現場代理人 自宅 Tel.00-0000

衛生設備

○ ○ ○ ○ 株式会社 旭川市 Tel.00-0000  
現場代理人 自宅 Tel.00-0000

※休業中の管理方法を記入する。

作業所巡回日程表			
12/29	○○○○建設 (株)	1/ 3	○○○○電気 (株)
30	○○○○電気 (株)	4	○○○○暖房設備 (株)
31	○○○○暖房設備 (株)	5	○○○○衛生設備 (株)
1/ 1	○○○○衛生設備 (株)	6	○○○○建設 (株)
2	○○○○建設 (株)	7	○○○○電気 (株)



2-11 揮発性有機化合物(VOC)の室内濃度測定に伴う内装工事完了確認願

※概成工期が設定された場合は、この書類を「概成工期に伴う確認願」と読み替える。

工事監督員に提出

揮発性有機化合物（VOC）の室内濃度測定に伴う内装工事完了確認願

工事名	内装工事完了期限 令和 年 月 日
-----	----------------------

※内装工事完了期限と同一である必要はない。

令和 年 月 日

工事監督員

※主体工事請負人の現場代理人を記入する。

請 負 人  
現場代理人

令和 年 月 日

上記工事について、令和 年 月 日立会い検分の結果、揮発性有機化合物の室内濃度測定に伴う内装工事の状態について確認した。

※主体工事監督員を記入する。

立 会 者  
監 督 員

工事監督員	統括監督員	主任監督員

記 録 シ ー ト

1. 施設名	<input type="checkbox"/>			
2. 測定場所	<input type="checkbox"/>			
3. 測定年月日	<input type="checkbox"/>	令和	年	月 日
4. 測定の周知	<input type="checkbox"/>			
*1 5. 天候	<input type="checkbox"/>			
*2 6. 温度	<input type="checkbox"/>	℃		
7. カーテン等	<input type="checkbox"/>	無・有 (種類: カーテン・レースカーテン・ブラインド・その他) 状態 (全開・1/2開・1/4開・全閉)		
*3 8. 常時換気システム	<input type="checkbox"/>	無・有	作動状況 <input type="checkbox"/>	切・入
9. 暖房機の使用	<input type="checkbox"/>	無・有	10. 冷房機の使用 <input type="checkbox"/>	無・有
11. 換気時刻	<input type="checkbox"/>	: ~ :		
① 出入口等の開放	<input type="checkbox"/>	出入口 (開・閉) 窓 (開・閉)		
② 什器等の開放		名 称 <input type="checkbox"/>	開閉の状況 <input type="checkbox"/>	数 量 <input type="checkbox"/>
			開 閉	
*4 ③ 局所換気扇の作動状況	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	切・入 切・入		
④ 換気終了時の温度	<input type="checkbox"/>	℃		
⑤ 換気終了時の天候	<input type="checkbox"/>			
12. 密閉時刻	<input type="checkbox"/>	: ~ :		
① 出入口等の開放	<input type="checkbox"/>	出入口 (開・閉) 窓 (開・閉)		
② 什器等の開放		名 称 <input type="checkbox"/>	開閉の状況 <input type="checkbox"/>	数 量 <input type="checkbox"/>
			開 閉	
③ 局所換気扇の作動状況	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	切 切		
④ 密閉終了時の温度	<input type="checkbox"/>	℃		
⑤ 密閉終了時の天候	<input type="checkbox"/>			
14. 測定機関	<input type="checkbox"/>			
15. 作業実施者	<input type="checkbox"/>	印		
16. 作業責任者	<input type="checkbox"/>	印		

\* 作業責任者は、各項目の確認 (□の欄に✓記載) を行う。

記録シート記入上の注意

- \* 1 : 室内空気採取時の天候を記入してください。
- \* 2 : 室内空気採取時の室温を記入してください。
- \* 3 : 計画 (24時間) 換気システムの作動状況を記入してください。
- \* 4 : 計画 (24時間) 換気システム以外の作動状況を記入してください。

## 記 録 シ ー ト

1. 施設名	<input checked="" type="checkbox"/>	第3庁舎保健所棟		
2. 測定場所	<input checked="" type="checkbox"/>	機器室		
3. 測定年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	令和16年 8月 4日		
4. 測定の周知	<input checked="" type="checkbox"/>	職員・警備員・清掃業者には口頭、張り紙実施		
*1 5. 天 候	<input checked="" type="checkbox"/>	曇り時々晴		
*2 6. 温 度	<input checked="" type="checkbox"/>	23.8 °C		
7. カーテン等	<input checked="" type="checkbox"/>	無・ <input checked="" type="checkbox"/> (種類:カーテン・レースカーテン・ <input checked="" type="checkbox"/> ブラインド) その他) 状 態 <input checked="" type="checkbox"/> 全開・1/2開・1/4開・全閉		
*3 8. 常時換気システム	<input checked="" type="checkbox"/>	無・ <input checked="" type="checkbox"/>	作動状況 <input checked="" type="checkbox"/>	切・ <input checked="" type="checkbox"/> 入
9. 暖房機の使用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有	10. 冷房機の使用 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有
11. 換気時刻	<input checked="" type="checkbox"/>	9:00 ~ 9:30		
①出入口等の開放	<input checked="" type="checkbox"/>	出入口 ( <input checked="" type="checkbox"/> 開・閉) 窓 ( <input checked="" type="checkbox"/> 開・閉)		
②什器等の開放	<input checked="" type="checkbox"/>	名 称 <input checked="" type="checkbox"/>	開閉の状況 <input checked="" type="checkbox"/>	数 量 <input type="checkbox"/>
		ロッカー 本棚	<input checked="" type="checkbox"/> 開 <input checked="" type="checkbox"/> 開	5 3
*4 ③局所換気扇の作動状況	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	切・ <input checked="" type="checkbox"/> 入 切・ <input checked="" type="checkbox"/> 入		
④換気終了時の温度	<input checked="" type="checkbox"/>	23.8 °C		
⑤換気終了時の天候	<input checked="" type="checkbox"/>	曇り		
12. 密閉時刻	<input checked="" type="checkbox"/>	9:30 ~ 14:30		
①出入口等の開放	<input checked="" type="checkbox"/>	出入口 ( <input checked="" type="checkbox"/> 開・閉) 窓 ( <input checked="" type="checkbox"/> 開・閉)		
②什器等の開放	<input checked="" type="checkbox"/>	名 称 <input checked="" type="checkbox"/>	開閉の状況 <input checked="" type="checkbox"/>	数 量 <input type="checkbox"/>
		ロッカー 本棚	<input checked="" type="checkbox"/> 開 <input checked="" type="checkbox"/> 開	5 3
③局所換気扇の作動状況	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 切 <input checked="" type="checkbox"/> 切		
④密閉終了時の温度	<input type="checkbox"/>	23.8 °C		
⑤密閉終了時の天候	<input checked="" type="checkbox"/>	曇り		
14. 測定機関	<input checked="" type="checkbox"/>	旭川市保健所		
15. 作業実施者	<input checked="" type="checkbox"/>	旭川太郎		印
16. 作業責任者	<input checked="" type="checkbox"/>	北海花子		印

\* 作業責任者は、各項目の確認（□の欄に✓記載）を行う。

## 記録シート記入上の注意

- \* 1 : 室内空気採取時の天候を記入してください。
- \* 2 : 室内空気採取時の室温を記入してください。
- \* 3 : 計画（24時間）換気システムの作動状況を記入してください。
- \* 4 : 計画（24時間）換気システム以外の作動状況を記入してください。

### 什器等の室内配置状況記録シート

施 設 名	<input type="checkbox"/>		
測 定 場 所	<input type="checkbox"/>		
測 定 年 月 日	<input type="checkbox"/>	令和    年    月    日	
平 面 図	<input type="checkbox"/>	(写真等の添付も可)	
作 業 実 施 者	<input type="checkbox"/>		印
作 業 責 任 者	<input type="checkbox"/>		印

\* 作業責任者は、各項目の確認（□の欄に✓記載）を行う。

什器等の室内配置状況記録シート(記入例)

施設名	<input type="checkbox"/>	第3庁舎保健所棟																							
測定場所	<input type="checkbox"/>	機器室																							
測定年月日	<input type="checkbox"/>	令和16年8月4日																							
平面図	<input type="checkbox"/>	<p>(写真等の添付も可)</p> <p style="text-align: center;">北</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">ロッカー</td> <td colspan="2"></td> <td style="width: 15%;">実験台</td> </tr> <tr> <td>ロッカー</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">実験台</td> <td></td> <td>実験台</td> </tr> <tr> <td>本棚</td> <td></td> <td>実験台</td> </tr> <tr> <td>本棚</td> <td></td> <td>実験台</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">南</td> </tr> </table>		ロッカー			実験台	ロッカー	実験台		実験台	本棚		実験台	本棚		実験台					南			
ロッカー			実験台																						
ロッカー	実験台		実験台																						
本棚			実験台																						
本棚			実験台																						
南																									
作業実施者	<input type="checkbox"/>	旭川太郎	印																						
作業責任者	<input type="checkbox"/>	北海花子	印																						

\* 作業責任者は、各項目の確認(□の欄に✓記載)を行う。

解体等工事に係る事前調査説明書面

令和 年 月 日

旭川市長

請負人 住所  
氏名

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
解体又は改造・補修着手年月日	令和 年 月 日	延床面積	m <sup>2</sup>
解体等工事の種類	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 補修	階数	階建
建築物等の竣工年	昭和 年		
建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 ( <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 (    ) ) ( <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 (    ) ) <input type="checkbox"/> その他工作物		
事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名		
	講習実施機関の名称 ( <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 (    ) )		
調査を終了した年月日	令和 年 月 日		
調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 (    )		
調査の結果	特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無	
	破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
の事前調査	設置予定年月日	令和 年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		

- 備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。  
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

課長	課長補佐	主査	工事監督員

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

<p>①特定粉じん排出等作業の種類</p>	<p>大気汚染防止法施行規則別表第7</p> <p>1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く）</p> <p>2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く）</p> <p>3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く）</p> <p>4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く）</p> <p>5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業</p> <p>6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>
<p>②特定粉じん排出等作業の実施の期間</p>	<p>自 年 月 日 至 年 月 日</p>
<p>③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積</p>	<p>1 吹付け石綿 ( 、 m<sup>2</sup>) 2 石綿を含有する保温材 ( 、 m<sup>2</sup>) 3 石綿を含有する耐火被覆材 ( 、 m<sup>2</sup>) 4 石綿を含有する断熱材 ( 、 m<sup>2</sup>) 5 石綿を含有する仕上塗材 ( 、 m<sup>2</sup>) 6 石綿を含有する成形板等 ( 、 m<sup>2</sup>) 詳細は別紙 のとおり</p>
<p>④特定粉じん排出等作業の方法</p>	<p>除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ( )</p>
<p>⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由</p>	
<p>⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況</p>	<p>別紙 のとおり</p>
<p>⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要</p>	<p>別紙 のとおり</p>
<p>⑧作業の揭示 設置予定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>設置場所</p>	<p>別紙 のとおり</p>
<p>⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>	<p>電話番号</p>
<p>⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>	<p>電話番号</p>

備考1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。

2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

## 特定粉じん排出等作業完了報告書

令和 年 月 日

旭川市長

請負人 住所  
氏名

特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第15条の23に基づき報告いたします。

## 1. 特定粉じん排出等作業の概要

解体等工事の場所		(解体等工事の名称)
除去等作業を行った者		<input type="checkbox"/> 元請負人 <input type="checkbox"/> 下請負人 現場責任者
作業の概要	作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 第 項
	実施期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
	作業の方法	<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

確認完了年月日	令和 年 月 日
確認を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称

## 3. 特定粉じん排出等作業の完了

作業完了年月日	令和 年 月 日
---------	----------

## 4. 申し送り事項

異常時の対応	
計画と異なる対応を行った場合はその措置内容	

※旭川市環境部が公表している様式と異なるので注意する。

課長	課長補佐	主査	工事監督員

# 停 電 作 業 計 画 書

工事名 \_\_\_\_\_ 工事

請負人

課長	課長補佐	主査	監督員

<参考例>

## 停電作業内容

### 1 作業日時

- (1) 1日目 令和〇月〇日〇〇：〇〇～〇〇：〇〇（停電時間〇〇：〇〇～〇〇：〇〇）
- (2) 2日目 令和〇月〇日〇〇：〇〇～〇〇：〇〇（停電時間〇〇：〇〇～〇〇：〇〇）

### 2 工事概要

- (1) 1日目
  - 1) キュービクル改修
  - 2) 単相変圧器及び三相変圧器の取替
  - 3) 高圧コンデンサの取替
- (2) 2日目
  - 1) PAS の取替
  - 2) 高圧ケーブルの取替

### 3 仮設給電対象機器

- (1) 1, 2日目共通
  - 1) 給食室冷蔵庫
  - 2) 機械室給水ポンプ
  - 3) 留守家庭児童会分電盤
  - 4) 2階水槽エアーポンプ用電源

※仮設発電機や給電対象機器の配置、電源種、容量等を記載した図面を添付する。

### 4 その他準備事項

- (1) 高所作業車作業計画書
- (2) 移動式クレーン作業計画書
- (3) 工事用作業車等による作業届（旭川市役所土木管理課）  
道路使用許可申請（警察署）
- (4) 変電設備設置届出書（旭川市消防本部予防指導課）
- (5) 工事实施申込書（電力会社）

※作業内容に応じて必要となる作業計画書や官公庁届出を整理する。

<参考例>

## 作業体制図

作業に当たっての作業体制を明示する。

(電気主任技術者、下請業者、責任者及び各社作業員人数も明示)

## 緊急連絡体表

総合施工計画書に収載する緊急連絡表と同じであれば不要

(2-1 総合施工計画書参照)

※電気主任技術者連絡先の記載漏れがないか改めて確認する。

時 間	作 業 項 目	作 業 者	✓
	<p>次の項目を網羅したタイムスケジュール表を作成する。</p> <p>作成にあたっては、各項目の作業者を明確にすると共に作業時の進捗確認のためのチェック欄を設ける。</p> <p>(1) 事前準備 朝礼、作業前打ち合わせ、警備会社への連絡 等</p> <p>(2) 作業前後試験</p> <p>1) 作業前試験 既設相確認、既設電圧確認、既設絶縁測定 等</p> <p>※工事範囲に既設絶縁不良部も含まれることがあるため、事前に状況確認し、工事に起因する不良ではないことを明確する。</p> <p>2) 作業後試験 絶縁測定、耐圧試験、相確認、電圧確認 等</p> <p>(3) 仮設切替手順 MCCBの開放・投入、仮設発電機起動等の手順を明確にする。 また、仮設切替時も相確認、電圧確認、絶縁測定などの手順において記載する。</p> <p>(4) 停電手順 PAS、LBS、低圧盤MCCBの開放等の手順を明確にする。また、残留電荷放電、検電、短絡接地器具取付などの措置を記載する。</p> <p>(5) 改修手順 変圧器等の重量物搬出入、受変電設備改修、高圧ケーブル取替等の手順を記載する。</p> <p>(6) 復電手順 PAS、LBS、低圧盤MCCBの投入等の手順を明確にする。</p> <p>(7) 仮設切替（復旧）手順 ※（3）仮設切替手順同様</p> <p>(8) 復電後施設状況確認、清掃片付け</p>		

2-16 使用機材メーカー選定表

工事監督員に提出

課長	課長補佐	主査	監督員

使用機材メーカー選定表

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

請負人 住所  
氏名

工事名 \_\_\_\_\_

工期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 \_\_\_\_\_

上記について使用する主要機材のメーカーを次のとおり選定したので通知します。

記

機材名	製造会社名	納入代理店

### 第3章 工事検査時の書類

	書類名称	提出先	書類作成根拠、文書等	頁
工 事 検 査 時	3-1 各検査に必要な書類について	-		103
	3-2 しゅん功届	監督員	約款第31条、特記	104
	3-3 検査願（既済出来形部分）	監督員	約款第37条、特記	104
	3-4 請求書	監督員		105
	3-5 社内検査実施結果報告書	監督員	特記、標仕建 1.3.6、 標仕電 1.3.4、標仕機 1.3.4	106
	別紙 社内検査結果	監督員		108
	資料 社内検査実施要領	-		109
	資料 社内検査内容	-		110
	3-6 生産物件（発生材）報告書	監督員	特記、標仕建 1.3.11、 標仕電 1.3.9、標仕機 1.3.9	119
	3-7 各種試験成績書（一覧）	監督員	特記、標仕建 1.4.2、 標仕電 1.4.2、標仕機 1.4.2	120
	3-8 コンクリート圧縮強度試験一覧表	監督員	特記、標仕建 6.9.5	122
	3-9 諸官庁届出書類（例）	監督員	特記、標仕建 1.1.3、 標仕電 1.1.3、標仕機 1.1.3	124
	3-10 工事検査指示事項完了報告書	監督員	特記、 検査後修補等指示があった場合	126
	3-11 念書	監督員	特記	127
3-12 念書手直し完了報告書	監督員	特記	128	
3-13 工事特性・創意工夫社会性等に関する実施状況（説明資料）	監督員	文書G	129	
3-14 工事特性・創意工夫社会性等に関する実施状況（営繕用）	監督員	文書G	130	

#### 【凡例】

「約款」：旭川市建設工事請負契約約款（05-01001-2）

「特記」：発注の際に図面に記載している各特記仕様書（提出有無は特記の記載による）

「標仕建」：公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版

「標仕電」：公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版 ※第1編

「標仕機」：公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版 ※第1編

「文書G」：工事施行成績評定基準（工事検査課）

### 3-1 各検査に必要な書類について

書類名称	添付書類、関連書類	部数	提出書類				備考
			しゅん功	出来形部分	部分引渡	部分使用	
しゅん功届		1	◎	-	-	-	3-2
検査願		1	-	◎	◎	-	3-3
請求書		1	☆	☆	☆	-	3-4
社内検査実施結果報告書		1	◎	◎	◎	△	3-5
工事写真帳		1	◎	◎	◎	△	5-1
引継書類及び備品調書		1	◎	-	△	-	4-2～4-4
工事完成図	工事施工図	1	◎	-	△	-	部数は特記による
保守関連書類	建築物等の保全に関する説明書、 電気(機械)設備管理の手引き	1	◎	-	△	-	
保証書	防水、黒板、機器保証書、 主要機器メンテナンス代理店等	1	◎	-	△	-	
試験成績書類	コンクリート圧縮強度試験一覧表、 機器性能試験成績書等	1	◎	-	△	-	3-7、3-8
諸官庁関連書類	諸官庁届出書類、確認済証等	1	◎	-	△	-	3-9
機器関係書類	取扱説明書、機器メンテナンス		◎	-	△	-	
工事関係書類		1	◎	△	△	-	
総合施工計画書	工種別施工計画書						2-1、2-2
工事進捗状況表							2-4
搬入材料報告総括表	搬入材料報告書						2-5
工事施工協議簿	添付書類等						2-10
承諾図書(設備)	承諾図、使用機材メーカー選定表						2-16
創意工夫関連書類	工事特性・創意工夫社会性等に関する 実施状況(説明資料)、(営繕用)	1	☆	-	-	-	3-13、3-14
廃棄物書類関係	建設廃棄物書類報告書、マニフェス ト、生産物件(発生材)報告書	1	○	○	○		2-6、3-6
安全関係書類	安全日誌、安全に関する記録等	1	○	○	○		様式なし
【検査後】							
工事検査指示事項完了報告書		1	△	△	△	-	3-10
念書		1	△	-	-	-	3-11
念書手直し完了報告書		1	△	-	-	-	3-12

#### 【凡例】(提出書類欄)

- 「◎」 : 提出する
- 「○」 : 提出し、検査後返却する
- 「△」 : 監督員の指示により提出する
- 「☆」 : 任意に提出する
- 「-」 : 対象外

※出来形部分検査では、必要に応じて出来形図及び出来形内訳書の提出を請負者に指示する。(検査要領第7条第6項)  
 ※社内検査実施結果報告書は、しゅん功時に契約課へ回付せず、工事書類として保管する。

3-2 しゅん功届

工事監督員に提出

しゅん功届

工事名	
着手年月日 令和 年 月 日	しゅん功年月日 令和 年 月 日

※しゅん功年月日は監督員と協議して記入する。

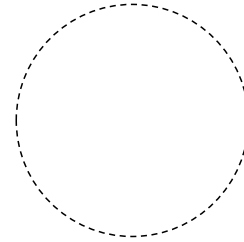
上記のとおり工事が完了したのでお届けします。

令和 年 月 日

※しゅん功年月日、提出日及び受理印日は同日とする。

(宛先) 旭 川 市 長

受 理



※しゅん功届用の受理印を押印する。

請負人 住 所

氏 名

主 管 課	課 長	課長補佐	係 長	工事監督員

3 - 3 検査願（既済出来形部分）

工事監督員に提出

- 第 回出来形部分等
- 一時中止に伴う出来形部分等 検査願
- 部分引渡しに伴う出来形部分等

※第〇回出来形部分検査と部分引渡しに伴う出来形部分検査が同時にある場合は、それぞれ検査願いを提出する。

工事名

令和 年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

請負人 住 所

氏 名

	課長	課長補佐	係長	工事監督員
主 管 課				

# 請 求 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

住所

氏名

※請求書には押印する。(契約書と同一)

印

次のとおり請求します。

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

請求額

(金額の頭に¥を記入)

請求内容

※「〇〇〇〇工事代金として」と記入する。部分払いの際は工事名のみ記載する。

内訳

(単位：円)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
(小 計)					
(税 額)					
(合 計)					

※誤りがあると入金されないため、間違いないよう記入する。

振込先

金融機関名・支店名		口座番号					口座名義 (カタカナ)
銀行	本店	普通					
信金	支店	当座					
農協							

請求番号

ア	サ	ヒ	カ	ワ	シ				
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

(左詰め)

- \* 口座振込による場合、預金通帳には**支出担当課名**が印字されます。
  - \* 請求番号は**特に必要な場合**に記入してください(6文字以内(濁点・半濁点は1文字とします)で数字、アルファベット、カタカナのみ使用できます。)
- 請求番号を使用すると支出担当課名の代わりに**請求番号**が印字されます。

工事監督員に提出

課長・主幹	課長補佐	係長・主査	工事監督員

社内検査実施結果報告書

令和 年 月 日

※「しゅん功検査に伴う社内検査」の場合はしゅん功日を記入する。  
 ※それ以外は、検査後の日付を記入する。

(宛先) 旭川市長

請負人 住所  
 氏名

工事名

工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記工事について、次の社内検査を実施しましたので、その結果について別紙のとおり報告します。

- 自主社内検査
- 出来形部分検査に伴う社内検査
- 部分引渡しに伴う社内検査
- 部分使用に伴う社内検査
- しゅん功検査に伴う社内検査

※該当する項目の□にレ印を記入する。  
 ※原則、検査の都度提出する。

※大規模工事に伴い、自主社内検査の回数が多い場合は、複数回分をまとめて提出させることができる。

社内検査実施日 令和 年 月 日

検査員 会社名

役職 氏名



## 社内検査実施要領

- 1 請負人は、社内検査実施要領を作成し、総合施工計画書に含め、工事監督員に提出すること。
- 2 社内検査実施要領には、次の事項を記載すること。
  - (1) 社内検査員の氏名、職歴及び役職  
※職歴の記載は「現場代理人及び主任技術者等指定通知書の経歴書」を参考とする。
  - (2) 検査の項目、検査箇所、検査方法、検査数量
  - (3) 社内検査の時期
  - (4) その他必要な事項
- 3 社内検査を実施した場合は、旭川市が指定する社内検査実施結果報告書に、社内検査状況写真（現場検査と書類検査の状況を撮影したもの）を添付して提出すること。
- 4 社内検査員は、当該工事の現場代理人又は主任技術者以外の者で、課長職（又は、課長相当職）以上の職にある者を原則とする。

※社内検査は、品質確保のために行うものであることから、品質管理計画と併せて、検査項目や基準値の確認を行うことで、品質管理計画が適切かを確認し、施工計画等の承諾を行うこと。（建・電・機標仕第1章 1.2.2）  
※社内検査員は、各会社において責任又は権限を有する者が行うことを求めているため、原則として、課長職又は課長相当職⇒管理職以上の職にある者としている。

< 社内検査内容 >

- (1) 建築工事
- (2) 電気設備工事
- (3) 機械設備工事

## (1) 建築工事

《参考例》

工 種 別	検 査 方 法
(設計との照合) 1 特記仕様書 2 仕上表及び従物表 3 基準寸法 4 建具表	特記仕様書 外部仕上表、内部仕上表及び附属従物表（エキスパンションのある場合はその状況） 柱間隔、床高、階高、階段各部の寸法、ベランダの手すり高、パラペットの高さ、庇の出等の状況 建具表による形状、寸法、附属金物の状況及び開閉工合
(外部) 1 整地工事 2 左官工事 3 塗装工事 4 雑工事 5 屋上 6 屋根	(1) 建物周囲の整地状況 (1) バルコニー、ベランダ、庇等の下端仮枠除去及び水切りの有無 (2) 布、壁、軒、天井等モルタルの浮き、クラックの有無 (3) ホームタイ、番線等の処理状況 (4) 開口部コーキングの状況 (1) 塗装回数確認 (2) 開口部（建具、枠回りを含む）の塗装状況 (3) 吹付面の変色、剥離の有無 (1) 床下、軒先、壁、妻、換気孔の数量、寸法及び取付状況並びに雨仕舞 (2) 軒下砂利敷の厚さ、巾及び縁石の有無等 (3) 開口部水切鉄板の厚さ（番手）及び施工状況 (1) 防水押えの施工状況 (2) 伸縮目地の大きさ（幅×深さ）及び充填材の種別 (3) 防水立上り部分の状況 (4) ルーフドレンの位置、個数、高低 (5) 施工状況、漏水試験表の確認 (6) 笠木の施工状況、コーキングの有無 (7) 手すりの品質、高さ、手すり子の間隔、下端の空き及び取付固定度 (1) 屋根鉄板の品質、規格 (2) 葺方の工法、施工精度 (3) 下地材の品質と工法 (4) 障泥板、破風、鼻隠等の包板の厚さ
(主体工事)	
A 仮設工事	
1 基準 2 仮設物 3 足場・栈橋	ベンチマーク設置有無とその確認 撤去状況 同上
B 土工事	
1 根伐り 2 埋戻 3 排水	(1) 寸法、障害物の有無及びその処置 (2) 土留めの安全性 (3) 根伐底の耐力状況 (1) 締固め方法及び余盛の有無 (2) 残土の処理状況 排水方法

工 種 別	検 査 方 法
C 地 業 工 事	
1 杭 2 特殊杭 3 砂利・砂 4 捨コンクリート 5 騒音	(1) 杭の規格証明書 (2) 杭打込の記録確認 (3) 杭頭処理 (4) 木杭打ちの場合常水面の確認状況 専門業者の経歴等 寸法、品質、締固方法 品質、打設厚さ 規制法適用の有無
D 鉄筋コンクリート工事	
1 鉄筋 2 コンクリート 3 施工精度 4 圧接 5 コンクリート打設	規格証明書の有無とその確認 (1) 骨材の試験及び成績表 (2) 調合記録 (3) 寒冷期に打設したときの温度調整と養生方法 (1) 仮枠取付 (2) 鉄筋の加工、組立、定着、被り等の状況 圧接強度合格書、圧接位置の状況 (1) 仮設清掃、水洗、鉄筋の固定の確認 (2) 施工軟度の確認 (3) 打継箇所、通り、高さ、目違い、はらみ等 (4) 必要な差筋、アンカーボルト、インサート、木煉瓦、埋込鉄金物等の確認 (5) 養生の適否 (6) 設備工事との関連状況 (7) 生コンクリートの運搬距離と打設までの時間の確認 (8) ポンプ車使用時の打合せ記録の確認 (9) ジャンカの補修状況
E 鉄 骨 工 事	
1 鋼材 2 試験 3 施工精度 4 柱脚部 5 塗装 6 その他	規格証明書の確認 合格証書の確認（試験回数、成績書） (1) リベット、ボルト等の密着度及び間隔、本数等の状況 (2) 溶接の施工状況 (3) 溶接工の技術検定書確認有無 アンカーボルトの寸法及び座金、ナットの状況 防錆塗装の状況 木造その他異種構造物との取合い状況
F コンクリートブロック及び煉瓦工事	
1 材質 2 まぐさ 3 補強筋及び継手 4 積方 5 帳壁ブロック 6 木煉瓦 7 その他	規格証明書 寸法及び位置 配筋状況 積モルタル、充填コンクリートの状況及び垂直、水平状況 積み方、特に補強筋の定着状況 防腐剤の塗布状況、埋込位置 埋込ボルト、埋込配管目地の処理

工 種 別	検 査 方 法
G 石 工 事	
1 材質 2 施工度	種類、規格 (1) 仕上げの状況 (2) 工法及び精度 (3) 養生及び清掃
H タイル工事	
1 材質 2 施工度	種類、規格 (1) 仕上り面の平滑度、目地の幅及び縦横の目地の通りぐあい (2) 役物タイルの使用状況 (3) 床等の水勾配の状況 (4) タイルの浮き、養生の適否 (5) 清掃状況
I 木 工 事	
1 材質 2 工法	樹種及び等級の規格 (1) 継手、仕口の種類及び箇所の確認 (2) 各部の納り状況 (3) 造作材の取付状況 (4) 間仕切の頭繋ぎ、土台、柱、半柱、敷鴨居、根太、梁、火打梁等の緊結状況 (5) 補強鉄物の種類、使用箇所及び防錆処理状況 (6) コンクリート接着部の防腐剤の塗布状況 (7) 出入口内寸法、吊元材種、杓摺の材種、使用材の曲り、反り、割れその他工法及び周囲との取り合い状況 (8) 野地板、床板、下地板等の厚さ、抜節等の有無及び施工不良によるきしみ又は振動 (9) 天井野縁、照明器具取付部分の補強状況 (10) その他各部分の仕上り状況 (11) 見え掛り材の養生の状況
J 左 官 工 事	
1 材料 2 下地 3 詰めモルタル 4 防水剤 5 工法 6 仕上り  7 テラゾー 8 養生 9 防火隔壁 10 その他	材料の品質、規格、調合等 床、壁、天井等の下地の状況 出入口、窓等の詰めモルタルの状況 防水剤使用の有無、防水剤の種類及び下地の処理状況 塗回数、仕上り厚さ等 (1) 仕上り面の平滑度、目地の有無、クラックの有無、肌分かれの状態、垂直、水平の通り具合、各隅々の仕上がり（きりつけ）状態 (2) 人研の仕上り面、磨き及び目地、床勾配の状況 (3) プラスター、漆喰壁等の仕上げ面及び周囲との取り合い 仕上り面の状況、目地及び目違いの有無 養生の適否 (1) 下地材の品質、厚さ (2) 仕上げ厚さ及び隙間の有無 壁、天井と照明器具との取付具合



工 種 別	検 査 方 法
O 舗 装 工 事	
土木工事検査基準を準用	
P 排 水 工 事	
1 材料 2 工法 3 試験	種類、品質、規格、形状及び寸法 (1) 埋設深さ、継手の状況、勾配の取り方、受口、管末の状況及び埋戻しの状況 (2) 施工精度 通水試験
Q 造 園 工 事	
1 材料 2 施工時期 3 養生	種類、品質、規格、形状数量及び寸法 播種又は植込み時期の適否 支柱の有無と形状その他
R 雑 工 事	
1 材料 2 工法 3 その他	材料の品質、形状、数量及び設置場所の相違 (1) メーカー指定の有無、同等品の認定 (2) 取付け状況 備品的性格を有するものの固定度、集合煙筒の検査調書
S トレンチ又はピット	
(1) 内部の排水、床面の水勾配、排水パイプの設置の有無 (2) 内部仕上げの状況、番線、釘、型枠の残り、改め口のモルタル詰め (3) エキスパンションの取合い状況	



工 種 別	検 査 方 法
7 受変電設備工事	(1) シーケンス試験 (投入、遮断、表示、故障、警報、インターロック試験等) (2) 保護リレー作動試験及び調整状況 (3) 据付、取付、支持、接続状況
8 自家発電設備工事	(1) 給油、給水、排水及び煙道設備の状況 (2) 振動、騒音 (3) 機関及び発電機の試験並びに総合運転の確認
9 接地工事	(1) 接地極の埋設位置、深さ及び標識の有無 (2) 接地抵抗値の確認
10 避雷設備工事	(1) 保護範囲の確認 (2) 接地極の埋設位置、深さ及び標識の有無 (3) 接地抵抗値の確認 (4) 棟上導体、突針及び避雷導線の支持状況 (5) 鉄骨及び鉄筋と導線との接続状況
11 通信設備工事	(1) 通信試験結果の確認（電話機、インターホン） (2) 表示信号（表示器、電鈴、ブザー） (3) 感知器、受信機の作動確認及び操作方法（自動火災報知設備） (4) 音響（拡声器、マイクロホン） (5) 受信、受像試験結果の確認、アンテナ支持物の確認 (6) 電気時計の動作及び精度の確認

### (3) 機械設備工事

《参考例》

工 種 別	検 査 方 法
1 共通事項	(1) 数量、構造、形状、寸法、品質及び規格 (2) 機能作動試験 (3) 通水、通気、送風試験 (4) 機器の設置 (5) 保安装置の作動点検、操作等維持管理上との関連性 (6) 保温、保冷、防露、防錆、塗装等 (7) 関連工事との取り合い (8) 仮設、土木、地業、コンクリート、左官、塗装等の各工事については、建築工事検査要点表による。 (9) 関連電気工事については電気設備工事検査要点表による。 (10) 現場発注材の処理方法 (11) 掃除、後片付けの状況 (12) 見え隠れ箇所の記録及び写真の整理状況 (13) 工事に伴う官公署その他関係機関への手続き等
2 給排水衛生設備工事 給排水、衛生器具、 給湯、消火等	(1) 配管の位置、埋設深さ、勾配、支持方法及び接合状況 (2) 器具、機器の取付け (3) 水圧試験及び放水結果の確認
3 空気調和設備工事	(1) 風道、煙道、配管の位置、勾配、支持方法及び接合、補強等について (2) 器具、機器の配置、取付状況 (3) ボイラーの炉の構造 (4) 水圧試験、風量、風速等試験結果の確認 (5) 騒音、及び風速の測定
4 エレベーター設備工事	(1) ガイドレールの位置及び支持方法 (2) 機器の配置、据え付け及び扉の開閉具合 (3) 制御装置 (4) 安全装置 (5) メインロープ、「かご」、三方枠について (6) エレベーター試験成績表の確認 (7) 電気配線状況
5 ガス設備工事	(1) 配管の位置、埋設深さ、接合、勾配支持方法等 (2) 器具及び機器の取付状況 (3) 気密試験結果の確認 (4) 防護装置(火気、電気等と交差接近試験)
6 さく井設備工事	(1) さく井ケーシングの位置、深さ及び径 (2) ポンプの容量、配管スクリーン (3) 揚水試験、水質試験 (4) 地質見本及び地質図作成の有無
7 し尿浄化槽内部設備 工事	(1) 位置、深さ、かぶりの状況等 (2) 内部設備状況(材料、砕石受、散水とい、マンホール、汚水流入管等) (3) 散水試験(送気孔、排気孔、消毒装置等) (4) 薬液の点検
8 重機械設備工事 水力、空気、内燃、運送 用、焼用、蒸気動力産業用 等の機械	(1) 性能試験表の確認 (2) 据付け又は取付けの精度と確実性 (3) 機器の歪み、よじれ、変形等の有無 (4) 配管の勾配、位置及び漏えいの確認 (5) 現場試運転を実施し音響、振動、接触、温度上昇漏えい等の作動状況 (6) 構造、作動、圧力試験及び無負荷又は負荷検査の実施 (7) 付属品、消耗品等の確認



## 各種試験成績書一覧

## (建築工事)

- 1 一般事項
  - ・各種防火材認定書及び防煙性能認定書
  - ・B L認定書
- 2 地業工事
  - ・砂利試験報告書
  - ・平板載荷試験報告書
- 3 杭工事
  - ・杭品質規格証明書
  - ・杭載荷試験報告書
  - ・杭打工事報告書
  - ・セメントミルクの圧縮強度試験 (写真添付)
- 4 生コンクリート
  - ・配合報告書
  - ・J I Sマーク表示認証製品認証書 (写)
  - ・塩分測定試験成績書 (写真添付)
  - ・エアアー、スランプ試験成績書 (写真添付)
  - ・圧縮強度試験成績書 (写真添付)
  - ・圧縮強度試験一覧表
- 5 鉄筋
  - ・鋼材のJ I S規格証明書
  - ・ガス圧接工の技量証明書
  - ・ガス圧接部の引張強度試験成績書 (写真添付)
- 6 鉄骨
  - ・鋼材のJ I S規格証明書 (H T B共)
  - ・溶接工の技量証明書、製品の社内検査成績書、鉄骨の建入れ検査記録
  - ・工場のグレード認定書
  - ・超音波探傷試験・・・検査技術者の資格証明書  
・・・試験成績書
- 7 ブロック
  - ・ブロックの試験成績書
- 8 断熱材
  - ・試験成績書
- 9 木材
  - ・人乾の含水率測定試験成績書 (写真添付)
- 10 防水材 (アスファルト)
  - ・アスファルト製品試験成績書

- ・シーリング材試験成績書、シーリング材簡易接着性試験成績書（写真添付）
- 1 1 アルミサッシ
  - ・ J I S 規格証明書
  - ・ 社内検査成績書
- 1 2 スチールサッシ
  - ・ 社内検査成績書
- 1 3 各種防火材料
  - ・ 防火認定書
- 1 4 塗 料
  - ・ J I S 規格証明書
  - ・ 吹付材料試験成績書
- 1 5 舗 装
  - ・ 締固め度試験報告書
  - ・ アスファルト混合物試験成績書
  - ・ コア抜試験
- 1 6 アスベスト検体検査
  - ・ 分析結果報告書

#### (電気設備工事)

- ・ 高圧関係絶縁抵抗測定表
- ・ 地絡方向継電器試験表
- ・ 接地抵抗測定表
- ・ コンセント極性試験表
- ・ 導通試験表
- ・ 照度測定表

#### (機械設備工事)

- ・ 機材の動作試験表
- ・ 水圧及び気密試験表
- ・ 洗浄業務報告書
- ・ 屋内消火栓設備試験結果報告書
- ・ 温湿度風量等測定表
- ・ プロパンガス漏洩検査書
- ・ 各機器の検査書（メーカー発行のもの）



コンクリート圧縮強度試験一覧表

工事名

請負人

型枠取外し時期の決定 (工事現場における養生)													
打設日		基礎、はり側、柱、壁 (せき板)				床版下 (支柱)				はり下 (支柱)			
設計基準強度	指定スランプ	試験日 (材令)	平均値	総平均値	必要強度 5N/mm <sup>2</sup>	試験日 (材令)	平均値	総平均値	必要強度 F <sub>o</sub> ×85%	試験日 (材令)	平均値	総平均値	必要強度 F <sub>o</sub>
呼び強度	指定空気量	月 日	X	X	X	月 日	X	X	F <sub>o</sub> ×85%	月 日	X	X	F <sub>o</sub>
		月 日				月 日				月 日			
	m <sup>3</sup>												
N/mm <sup>2</sup>	cm	( 日)				( 日)				( 日)			
N/mm <sup>2</sup>	%												
		月 日				月 日				月 日			
	m <sup>3</sup>												
N/mm <sup>2</sup>	cm	( 日)				( 日)				( 日)			
N/mm <sup>2</sup>	%												
		月 日				月 日				月 日			
	m <sup>3</sup>												
N/mm <sup>2</sup>	cm	( 日)				( 日)				( 日)			
N/mm <sup>2</sup>	%												
		月 日				月 日				月 日			
	m <sup>3</sup>												
N/mm <sup>2</sup>	cm	( 日)				( 日)				( 日)			
N/mm <sup>2</sup>	%												
		月 日				月 日				月 日			
	m <sup>3</sup>												
N/mm <sup>2</sup>	cm	( 日)				( 日)				( 日)			
N/mm <sup>2</sup>	%												

## 諸 官 庁 届 出 書 類 一 覧

### 1 諸官庁届出書類

#### (建 築 工 事)

- ・ 計画通知書等
- ・ 道路占用許可申請書

#### (電 気 設 備 工 事)

- ・ 消防用設備等設置届出書
- ・ 防火対象物使用開始届出書
- ・ 発電・変電・蓄電池設備設置届出書
- ・ 自営端末設備接続請求書
- ・ 道路占用許可申請書
- ・ 電気使用申込書
- ・ 送電申込書
- ・ 引込ケーブル施設に伴う電柱申込書

#### (機 械 設 備 工 事)

- ・ 計画通知書等
- ・ し尿浄化槽設置届出書
- ・ 仮使用承認申請書
- ・ 消防用設備等設置計画届出書
- ・ 消防用設備等設置届出書(・屋内消火栓 ・ 消火器)
- ・ 防火対象物使用開始届出書
- ・ 少量危険物貯蔵取扱届出書
- ・ 危険物貯蔵所設置許可申請書
- ・ 危険物貯蔵所完成検査前検査申請書
- ・ 危険物貯蔵所完成検査申請書
- ・ 危険物貯蔵所変更許可申請書
- ・ ボイラー設置届出書
- ・ 給湯湯沸設備設置届出書
- ・ 温風暖房機設置届出書
- ・ 給水装置・排水設備工事申込書
- ・ 公共下水道使用開始届
- ・ 給排水使用開始申込書
- ・ 各戸集中検針承認申請書
- ・ ガス引込申込書
- ・ 特定施設設置届出書
- ・ ばい煙発生施設設置届出書
- ・ 事業場設置届出書
- ・ 道路占用許可申請書

## 2 諸官庁許可書及び検査済証

### (建築工事)

- ・ 適合する旨の通知書
- ・ 検査済証（計画通知）

### (電気設備工事)

- ・ 消防用設備等検査済証
- ・ 道路占用許可書
- ・ しゅん工調査票
- ・ 供給承諾書
- ・ 引込ケーブル施設に伴う電柱契約書

### (機械設備工事)

- ・ 検査済証（計画通知）
- ・ 消防用設備等検査済証
- ・ 完成検査済証（危険物）
- ・ タンク検査済証（・地下タンク・サービスタンク）
- ・ 設置許可証（危険物）
- ・ 受理書（事業場届出書）
- ・ 検査の証明について（回答）（給排水設備）
- ・ 都市ガス検査証（気密試験報告書添付）
- ・ 道路占用許可書
- ・ 水質試験（検査）結果書



3-11 念書

工事監督員に提出

課長	課長補佐	係長	工事監督員

※念書は未施工部分を担保させるものでない。工事目的物は全て完了していること。

念書

令和 年 月 日

※しゅん功検査完了日(合格)を記入する。

(宛先) 旭川市長

請負人 住所

氏名

工事名 \_\_\_\_\_ 工事

上記工事、令和 年 月 日にしゅん功しましたが、冬期の施工でしたので、次の事項につきましては、融雪後不備な部分が生じた場合、令和 年 月 日までに完全に手直しします。

※期間は原則として、5月31日までとする。

記

- 1
- 2
- 3

工事監督員に提出

課 長	課長補佐	係 長	係

## 念 書 手 直 し 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

請負人 住所  
氏名

次の念書手直しが完了したことを報告します。

工事名 \_\_\_\_\_ 工事

- 1 ※念書と同じ内容を記入する。
- 2
- 3 ※写真(手直し前・中・完了)を添付する。

3-13 工事特性・創意工夫社会性等に関する実施状況（説明資料）

工事監督員に提出

別紙 2

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			/
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

3-14 工事特性・創意工夫社会性等に関する実施状況（営繕用）

工事監督員に提出

別紙 3

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（営繕用）

工事名	請負者名	
項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 工事特性 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な施工条件等への対応	<input type="checkbox"/> 施工規模	
	<input type="checkbox"/> 建物固有の機能	・対象構造物の耐震レベル ・建物機能の特殊性 等
	<input type="checkbox"/> 建物固有の施工技術	・建築材料、設備機材、工法について、提案 ・工法、材料、設備システムの特異性 ・施工難度 等
	<input type="checkbox"/> 厳しい自然・地盤条件	・湧水、地下水の影響 ・軟弱地盤、支持地盤の影響 ・雨・雪・風・気温等の影響 ・地滑り、河川、潮流等の影響又は動植物等への配慮 等
	<input type="checkbox"/> 厳しい周辺環境等、社会条件	・地中埋設物等の作業障害物 ・建物等の近接物 ・周辺住民に対する騒音・震動 ・周辺水域環境に対する水質汚濁 ・騒音・震動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理 等
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	・災害等での臨機の措置 ・施工状況(条件)に対応した施工・工法 等
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「工事特性」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	・測量・位置だしの工夫 ・現地調査方法の工夫 等
	<input type="checkbox"/> 施工関係	・施工に伴う器具、工具、装置類の工夫 ・工場加工製品等による廃棄物の減少、リサイクルへの取り組み ・施工方法の工夫 ・施工環境の改善の工夫 ・施工管理及び品質向上等の工夫 ・仮設工事等の工夫 ・既存施設・近隣等に対する工夫 ・保全への配慮による工夫 等
	<input type="checkbox"/> 品質関係	・躯体工事の品質管理の工夫 ・材料、施工の検査試験に関する工夫 ・品質記録方法の工夫 等
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	・安全施設・仮設備の配慮 ・安全衛生教育・安全パトロール等に関する工夫 ・作業環境改善、地球環境への工夫 ・改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 等
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	・出来形管理等に関する工夫 ・施工計画書及び写真記録等に関する工夫 ・出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図の工夫 等
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	・災害時等に地域への救援活動等の協力 ・環境保全、生物保護等の対策 ・現場環境の地域への調和(景観への配慮等) ・地域住民とのコミュニケーション(広報活動・見学会等) ・地域イベント・ボランティア活動等への協力 等

1. 該当する項目の□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

## 第4章 引継時の書類

	書類名称	提出先	備考、関連法令及び文書	頁
引継時	4-1 工事関係書類引継時の書類（表紙）	—		132
	4-2 引継書類及び備品調書（建築）	監督員	特記、標仕建 1.1.7、改標仕建 1.1.8	133
	4-3 引継書類及び備品調書（電気）	監督員	特記、標仕建 1.1.7、改標仕電 1.1.11	138
	4-4 引継書類及び備品調書（機械）	監督員	特記、標仕建 1.1.7、改標仕機 1.1.8	141

### 【凡例】

「特記」：発注の際に図面に記載している各特記仕様書（提出有無は特記の記載による）

「標仕建」：公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版

「改標仕建」：公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

「標仕電」：公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版 ※第1編

「改標仕電」：公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

「標仕機」：公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版 ※第1編

「改標仕機」：公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

〈参考例〉

令和〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇工事関係書類

## 重要書類（永年保存）

この書類は、この建物が現存する間必要ですので、別冊の工事完成図等と共に分かり易いところに大切に保管しておいてください。

ただし、工事関係書類は10年保存とする。

旭川市建築部営繕課

〈参考例〉建築工事

## 引継書類及び備品調書（建築工事）

工事名 ○○○○○○○○○工事

請負人 旭川市○○条通○○丁目  
株式会社 ○○建設

1. 引継書類 1)～5)は永年保存 6)は2000年度末まで保存

1)完成図 ○○版○部

2)施工図 ○部

※図面サイズ及び部数は設計図書による。

3)建築物等の保守に関する説明書 一式

※提出は監督員の指示による。

4)工事保証書（防水、黒板等） ○部

5)諸官庁届出書類（計画通知書・検査済証等）

※対象物は設計図書による。保証期間の開始日は引継日とする。

6)工事関係書類 一式

※計画通知書の有無など工事監督員と協議する。

2. 備品

1)キーボックス ○台（鍵明細書 別紙）

2)各室鍵及びマスターキー ○組

〈参考例〉

## 建築物等の保全に関する説明書

※ 上記説明書には、工事の規模、工事内容を考え次のような事項をまとめ作成する。

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| 1 保全の内容        | (※ 管理者のための建築物保全の手引き参照) |
| 2 保全の方法        | (別 紙)                  |
| 3 施工業者及び材料一覧表  | ( 〃 )                  |
| 4 鍵明細書         | ( 〃 )                  |
| 5 法令で定められた定期検査 | (昇降機・避難施設等)            |
| 6 図面・資料の整備     | (点検時に必要な施工図及び取扱書)      |
| 7 点検内容と周期      | (※ 管理者のための建築物保全の手引き参照) |
| 8 故障と応急処置      | ( 〃 )                  |

※建設大臣官房官庁営繕部監修 管理者のための建築物保全の手引き(改訂版)  
編集・発行(財)建築保全センターを参考にする。

## 2 保全の方法

### ◎外部仕上（外構共）

- ・場所
- ・仕上材
- ・会社名及び商品名（監督員が指示した仕上材）
- ・清掃方法、注意事項（清掃方法で特定する商品がある場合は記入する。）

### ◎内部仕上（床・壁・天井・家具等）

- ・場所（部位及び室名記入）
- ・仕上材
- ・会社名及び商品名（監督員が指示した仕上材）
- ・清掃方法、注意事項（清掃方法で特定する商品がある場合は記入する。）

### ◎一般注意事項

- ・外部仕上及び内部仕上の他に注意する事項記入
- ・積雪についての注意事項

### 3 施工業者及び材料一覧表

#### 施工業者

工 種	施工業者名	住 所	電話番号	担当者名
工事請負業者				
生コン工事				
鉄骨工事				
シーリング工事				
木 工 事				
屋根工事				
金属工事				
左官工事				
木製建具工事				
シャッター工事				
塗装工事				
内装工事				

#### 材料一覧表

使用部位	下地	仕上 (メーカー・型番)	色彩・色番号

## 4 鍵 明 細 書

工事名

工事

番号	室 名	記 号	備 考
1	マスターキー	MIWA MC6J7819	
2	外部～風除室（1）	〃 521L 001	
3	汎用室～事務室	〃 521L 008	
4	1階ホール～汎用室	〃 521L 009	
5	汎用室～厨房	〃 521L 011	
6	御手洗～職員便所	〃 521L 012	
7	厨房～食品庫	〃 521L 013	
8	外部～風除室（2）	〃 521L 002	
9	1階ホール～医務室	〃 521L 005	
10	1階ホール～器材室	〃 521L 006	
11	1階ホール～物入	〃 521L 015	
12	器材庫～外部	〃 521L 003	
13	器材庫～外部	〃 521L 004	
14	2階ホール～貴賓室	〃 521L 007	
15	2階ホール～記録集計室	〃 521L 010	
16	貴賓室～記録集計室	〃 521L 017	
17	2階ホール～物置	〃 521L 014	
18	油庫	〃 521L 016	
19	床下点検口	KAWAKAMI LOCK K706	
20	キュービクル	MIWA 521L 024	
21	電灯盤・動力盤	〃 521L 025	
22	計装盤	〃 521L 037	
23	注油口	〃 521L 041	

※電気・機械設備工事の鍵も含めて作成する。

<参考例> 電気設備工事

### 引継書類及び備品調書（電気設備工事）

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事  
 請負人 ○○○株式会社

1. 引継書類 1)～7)は永年保存 8)は2000年度末まで保存(10年)
- |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|
| 1) 完成図                                                                                                                                                                                                                                                                          | A○版 | ○部 |
| 2) 施工図                                                                                                                                                                                                                                                                          | A○版 | ○部 |
| 3) 諸官庁届出書類                                                                                                                                                                                                                                                                      | 各   | ○部 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気使用申込書</li> <li>・工事実施申込書</li> <li>・送電申込書</li> <li>・需給契約書</li> <li>・引込ケーブル施設に伴う電柱使用申込書</li> <li>・電柱共架(添架)申請書</li> <li>・消防設備着工届出書</li> <li>・消防用設備等設置届出書</li> <li>・発電・変電・蓄電設備設置(変更)届出書</li> <li>・道路占用許可申請書</li> <li>・道路使用許可申請書</li> </ul> |     |    |
| 4) 試験成績書                                                                                                                                                                                                                                                                        | 各   | ○部 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧関係絶縁抵抗測定表</li> <li>・地絡方向継電器試験表</li> <li>・接地抵抗測定表</li> <li>・コンセント極性試験表</li> <li>・導通試験表</li> <li>・照度測定表</li> </ul>                                                                                                                      |     |    |
| ※その他の成績表についても適時追加する。                                                                                                                                                                                                                                                            |     |    |
| 5) 電気設備管理の手引き                                                                                                                                                                                                                                                                   |     | ○部 |
| 6) 機器保証書                                                                                                                                                                                                                                                                        | 各   | ○部 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・増幅器</li> <li>・マイクロホン</li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |     |    |
| 7) 完成承諾図                                                                                                                                                                                                                                                                        | 各   | ○部 |
| 8) 工事関係書類                                                                                                                                                                                                                                                                       |     | 一式 |
2. 付属品、備品及び予備品
- |                                                                                                         |  |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 1) 付属品                                                                                                  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・キュービクル用鍵</li> <li>・電灯盤、動力盤、端子盤用鍵</li> <li>・ハンドホール用取手</li> </ul> |  |  |
| 2) 備品                                                                                                   |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤレスマイクロホン(タイピン形)</li> </ul>                                   |  |  |

- |    |                    |     |    |
|----|--------------------|-----|----|
|    | ・ワイヤレスマイクロホン（ハンド形） |     | ○本 |
|    | ・マイクスタンド           |     | ○本 |
| 3) | 予備品                |     |    |
|    | ・電力用ヒューズ           | 各   | ○本 |
|    | ・蛍光管               | ○○W | ○本 |

< 参考例 >

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 電気設備管理の手引き

工事名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 工事

請負人 ○ ○ ○ ○ ○ 株式会社

( 内 容 )

上記手引きには、工事規模、工事内容を考え次のような事項をまとめ作成する。

- 1 保全の目的
- 2 設備の構成と保全
- 3 法令対象設備
- 4 法令で定められた定期点検、報告
- 5 官庁署届出書類一覧
- 6 工事概要
- 7 設備概要
- 8 機器仕様一覧
- 9 点検内容と点検周期
- 10 特に注意する事項
- 11 故障と応急処置

※ 参考資料

建設大臣官房官庁営繕部監修「管理者のための建築物保全の手引き」

＜参考例＞機械設備工事

## 引継書類及び備品調書

工事名 旭川市〇〇新築設備工事  
 請負人 住所 旭川市〇条〇丁目  
 株式会社〇〇

1 引継書類 1)～8)は永年保存 9)は20〇〇年度末まで保存(10年)

- 1) 完成図・施工図(合本) A3版 部
- 2) 諸官庁届出書類 各1部
- ・道路占用許可申請書
  - ・給水・排水設備工事申込書
  - ・消防用設備等設置届出書
  - ・ばい煙発生施設設置届出書
  - ・危険物貯蔵所設置許可申請書
  - ・危険物貯蔵所完成検査前検査申請書
  - ・危険物貯蔵所完成検査申請書
- 3) 検査結果書類 各1部
- ・道路占用許可書
  - ・給排水設備工事検査承認通知書
  - ・給排水設備検査証明書
  - ・消防用設備等検査済書
  - ・受理書(ばい煙発生施設)
  - ・完成検査済書(危険物)
- 4) 機器性能試験成績書 各1部
- ・水圧及び気密試験書
  - ・洗浄業務報告書
  - ・機器性能試験成績報告書
  - ・真空温水機
  - ・パッケージ空調機
  - ・ハンドリングユニット
- 5) 衛生・暖房設備管理の手引き 1部
- 6) 機器取扱い説明書 各1部
- ・給水ポンプユニット
  - ・消火栓ポンプユニット
  - ・ラインポンプ
  - ・真空温水機

・パッケージ空調機

・ハンドリングユニット

7) 主要機器メンテナンス代理店

・施工業者	TEL	担当
・給水ポンプユニット	TEL	担当
・消火栓ポンプユニット	TEL	担当
・ラインポンプ	TEL	担当
・真空温水機	TEL	担当
・パッケージ空調機	TEL	担当
・ハンドリングユニット	TEL	担当

8) 機器完成図

各1部

- ・給水ポンプユニット
- ・消火栓ポンプユニット
- ・ラインポンプ
- ・真空温水機
- ・パッケージ空調機
- ・ハンドリングユニット

9) 工事関係書類

各1部

- ・総合施工計画書
- ・工種別施工計画書
- ・使用機材メーカー選定表
- ・承諾図
- ・安全データシート (SDS)
- ・工事施工協議簿
- ・廃棄物処理報告書類
- ・社内検査実施報告書

2 付属工具及び予備品

- ・マンホール取手 2組
- ・地下タンクマンホール開閉工具 1組



## 第5章 その他

	書類名称	備考、関連法令及び文書	頁
その他	5-1 旭川市営繕工事写真撮影要領	特記	145
	5-2 工事標識	特記	155
	5-3 解体工事等の石綿対策について	特記、大防法	156
	5-4 再生資源利用計画書等の作成について	特記、建り法、文書A	168
	5-5 建設業退職金共済制度に係る提出書類等について	特記、通知、文書B	172
	5-6 地場産製品・資材等の使用報告書の提出について	特記	175
	5-7 労災事故等の発生について（報告）・事故報告	特記、労災法、通知、文書E	177
	5-8 工事費調査票について	特記	179
	5-9 工事完成図等の電子データ提出時の留意事項	特記	182
	5-10 設計変更ガイドライン（営繕工事編）	—	203

### 【凡例】

「特記」：特記仕様書

「大防法」：大気汚染防止法（大防法）（昭和43年法律第97号）

「建り法」：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）

「労災法」：労働者災害補償保険法（労災保険法）（昭和22年法律第50号）

「通知」：旭川市発注工事等の適正な履行について（02-00001-6）※契約に当り請負人に配布される文書

「文書A」：建設工事に係る再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく契約事務取扱いの変更について（04-01013-1）

「文書B」：旭川市建設工事に係る建設業退職金共済制度に関する指導要領（06-03001-1）

「文書E」：旭川市工事安全対策要領（02-00001-5）

## 1 工事写真の撮影計画

### 撮影の対象

工事写真は、工事着手前の状況から完成までの各工程全般にわたって対象とするが、特に不可視部分の施工状況について留意する。

### 撮影計画

- ・撮影は工程の進行に合わせて実施するため、工事内容及び撮影目的をよく理解している者が施工計画に基づき撮影を行う。
- ・工程の進行によっては後日の撮り直しが困難となるため、撮影後速やかに写真の良否を確認する。

### 撮影方法

- ・工事写真内には小黒板（別図）を入れて撮影する。ただし、工事標識写真、着工前写真及び工事完成写真には小黒板を入れない。
- ・同一寸法、規格、仕様のもものは、代表的なもののみ撮影する。

### 撮影用具

工事写真の撮影は原則デジタルカメラとする。

### 寸法の明示

撮影対象には、必要に応じ基準線（下げ振り、テープ等）を入れて撮影する。

### その他

本要領によるもの以外は、次の図書に基づき撮影を行う。

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」
- ・北海道建設部建築局監修「営繕工事記録写真撮影要領」
- ・デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真を使用することすることができる。詳細は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」を参照すること。

## 2 工事写真等の撮影基準

### 共通事項

- ・工事写真は各工種ごとに使用材料（寸法、規格、商品名等）、工程毎の施工状況、施工完了状況を撮影し、小黒板には撮影年月日は記入しない。
- ・工事写真帳には、工事標識写真、着工前写真及び工事完成写真を除き、撮影年月日を記入し、工種等を簡潔に記入する。写真のみでは施工内容等が不明確な場合は、説明図や説明文を追記又は添付する。

### 工事標識写真

- ・工事標識、お願い標識、建設業の許可票、労災保険関係成立票、建退共の標識、施工体系図の設置完了状況

### 着工前写真

- ・着工前写真と完成写真は同一アングルで撮影することを原則とするので、着工前写真は完成写真の撮影方向を想定して撮影する。
- ・工事写真帳には、着工前と記入し、外観の方位・部屋名等も簡潔に記入する。

### 工程写真

- ・工程写真は、現場での工程管理及び産業廃棄物の処分状況等の写真とする。
- ・工場での組立、溶接状況、材料に関する写真及び社内検査の写真は品質管理などの試験成績書や社内検査報告書等に添付するが、建具や鉄骨の錆止塗装、ウレタン注入等、現場での工程管理と一体となる写真は工程写真とする。

### 編集方法

- ・工程写真は施工順に整理し、日付順を原則とする。
- ・工程写真において、主屋と付属棟、A棟とB棟、建物と外構等、工事が複数に区分出来る場合で、混合すると分かりづらくなる時は、監督員と協議の上、それぞれ分割する。

### 工事完成写真

(出来形部分検査、部分引渡し及び部分使用における確認検査の出来形写真を含む。)

- ・外部 建物外部（中庭含む）及び屋上、附属施設一式が全てわかる構図で撮影する。
- ・内部 各室内部が全てわかる構図で撮影する。
- ・工事完成写真は、仮設物・人物・車両が入らない写真とすることから改修工事については特に留意する。
- ・工事写真帳には、完成と記入し、外観の方位・部屋名等も簡潔に記入する。
- ・工事写真帳には必要に応じ、配置図又は平面図を添付し撮影方向を記入する。
- ・主要各室で同一のもの（例えば学校の普通教室）が多数ある場合は、代表的な室のみ撮影する。

## 【建築工事】

### 仮設工事

※指定仮設は、設計図書に記載された規格、高さ、数量等であることが確認できる写真を添付

- ・仮設道路（厚さ・幅）、仮設物（仮囲い・事務所等）、安全対策（保安要員等）の状況
- ・既存の建物、工作物及び道路の状況

### 解体工事

- ・アスベスト撤去の養生方法、保護具、集積及び撤去状況
- ・使用機械、人力及び散水等の解体状況
- ・廃棄物の集積、搬出、運搬及び処分状況
- ・産業廃棄物の処分場許可標識などの施設状況
- ・産業廃棄物収集運搬車両の表示状況

### 土工事

- ・発生土の集積、搬出、運搬及び処分状況
- ・埋め戻しの締め固め状況（30cmごと）
- ・根切底の状況及び監督員の検査状況
- ・建設機械の低騒音・低振動型の表示ラベル

### 地業工事

- ・杭の汚泥の集積、搬出、運搬及び処分状況
- ・杭周固定液の投入状況
- ・セメントミルクのバッチャープラントの状況
- ・試験杭の監督員立会状況
- ・地盤の載荷試験

### 鉄筋工事

- ・スペーサーのサイズ計測
- ・鉄筋のラベルは1か所にまとめて撮影する。
- ・梁筋などで、落とし込み後本数の確認の困難な場合は、落とし込み前の状況
- ・監督員の配筋検査状況

- ・ガス圧接の圧接端面処理状況及び試験片抜取り後の補強状況並びにガス圧接作業者の圧接状況（資格証明証を入れて撮影）

#### コンクリート工事

- ・土中埋設部分のコンクリート出来形計測
- ・コンクリート打設前の型枠清掃及び散水状況
- ・型枠剥離剤の種類
- ・バイブレーターの使用状況（要員数が判るもの）
- ・タンピングの状況
- ・供試体の現場養生状況

#### 鉄骨工事

- ・高力ボルト継手部の黒皮除去（グラインダー）状況
- ・溶接前の開先角度、ルート面の状況
- ・高力ボルトの一次締、マーキング及び本締状況（同一箇所撮影）
- ・工場での製作状況及び防錆塗装状況
- ・監督員の原寸検査等の状況写真

#### ブロック工事

- ・鉄筋の溶接状況
- ・1日の積み上げ高さが判るブロック積状況

#### 防水工事

- ・コンクリート下地の水勾配の状況及び突起物の除去状況
- ・コンクリート下地面の乾燥状況（含水率測定）
- ・シーリング材の簡易接着力試験状況
- ・シーリングのプライマー塗布及びバックアップ材施工状況
- ・シーリングの可使用期間が解る表示マーク

#### タイル工事

- ・屋外タイル張りの接着力試験状況及び打診検査状況

#### 木工事

- ・木材の含水率測定状況
- ・防腐剤塗布状況

#### 屋根工事

- ・吊り子ピッチ、ルーフィングの重ね状況
- ・長尺金属板裏面の表示マーク
- ・タッチアップの状況

#### 金属工事

- ・LGS壁下地の設置高さ、振れ止め及びスタッドのピッチ計測
- ・LGS壁下地の補強材溶接部の錆止め塗料塗布状況
- ・金物類のアンカーの取り付け状況

#### 左官工事

- ・下地処理の状況
- ・床、壁の接着剤塗布状況
- ・下地面の乾燥状況（含水率測定）

#### 建具工事

- ・木製建具の製作状況（コア、補強材及び接着剤等）
- ・鋼製建具の製作状況（ウレタン充填及び錆止塗装）
- ・鋼製建具の取付状況（アンカーピッチ及びモルタル詰）

- ・網入り硝子の小口部分の防錆処置状況

### 塗装工事

- ・素地拵えの施工状況
- ・各工程の施工状況（同一箇所）
- ・材料の入荷数量及び使用済数量状況

### 内装工事

- ・接着剤の種類及び塗布状況
- ・断熱材の補修状況（窓回り等）
- ・発泡ウレタンの厚さ計測状況

### 舗装工事

- ・アスファルト舗装のコア抜き取り検査状況
- ・路盤の締め固め状況

### その他

- ・VOC濃度の測定状況

## 【電気設備工事】

### 配管工事

（スリーブ）

- ・型枠施工前のスリーブの取付状況、補強状況（位置寸法、外径等が確認できるようにスケール等を入れる）
- ・コンクリート打設後のスリーブの補修状況

（打込配管）

- ・コンクリート打設前の埋設電線管の床スラブ布設状況、柱・壁への立上りの状況
- ・埋設電線管の結束の支持間隔をスケール等にて確認
- ・位置ボックスの鉄筋・型枠への取付状況（位置寸法が確認できるようにスケール等を入れる）
- ・インサートの設置状況、断熱処理の状況

（配管工事）

- ・配管の造営材への固定状況（支持間隔を確認できるようにスケール等を入れる）
- ・プルボックスの取付、支持状況
- （ケーブルラック）
- ・ケーブルラックの固定状況（支持間隔を確認できるようにスケール等を入れる）
- ・ケーブルラックのボンディング状況

（区画貫通配管）

- ・モルタルによる埋戻し状況
- ・貫通部より1 m以上の突出し状況（1 m以上を確認できるようにスケール等を入れる）
- ・区画貫通処理材の施工状況、認定工法シール貼付状況（文字が確認できるように撮影）

### 配線工事

（幹線配線）

- ・電線管路の通線作業状況
- ・分電盤等の端子接続状況

（分岐配線）

- ・ケーブルの敷設・支持・結束状況
- ・プルボックス内のおさまり状況（線名札の取付状況）
- ・電線・ケーブルの接続部のスリーブ等の接続状況、絶縁処理状況（経過も含めて撮影）

（架空配線）

- ・配線状況
- ・コンクリートポールの装柱金具への取付状況

- ・配線完了

#### **配線器具工事**

- ・位置ボックスのボード開口すみ出し状況
- ・位置ボックスのボード開口状況、清掃状況
- ・電線・ケーブルの接続状況
- ・配線器具の取付状況
- ・配線器具の取付完了

#### **機器取付工事**

- ・施工前状況
- ・ケーブル接続状況
- ・機器取付状況
- ・機器取付完了

#### **照明器具取付工事**

(埋込み器具)

- ・天井ボード開口すみ出し状況
- ・天井ボード開口状況
- ・天井ボード開口完了
- ・照明器具取付状況
- ・吊ボルトの固定状況
- ・電線・ケーブルの接続状況
- ・照明器具の取付完了

(直付器具)

- ・施工前状況
- ・照明器具取付状況
- ・吊ボルトの固定状況
- ・電線・ケーブルの接続状況
- ・照明器具の取付完了

(外灯)

- ・ポール建柱状況 (垂直確認)
- ・埋込み部無収縮モルタル施工状況
- ・ポールへの通線状況
- ・ポール内配線、防水キャッチ、安定器等の結線状況
- ・外灯設置完了および点灯状況

#### **分電盤・制御盤取付工事**

- ・施工前状況
- ・盤本体取付状況
- ・取付ボルトの固定及び保護キャップの取付状況
- ・配線整端状況及び接続状況
- ・端子の締め付けトルク管理状況
- ・線名札の取付状況
- ・盤の取付完了

#### **受変電設備工事**

- ・施工前状況
- ・差込アンカー打ち込み状況 (ピッチをスケール等で確認)
- ・基礎型枠組立状況 (基礎の大きさをスケール等で確認)
- ・基礎コンクリート打設状況
- ・基礎コンクリートコテ押え状況
- ・基礎コンクリート打設完了
- ・キュービクルベース取付状況

- ・キュービクルベースアンカーボルト締め状況（締め付けトルク管理状況）
- ・キュービクル搬入状況
- ・キュービクル取付状況

#### 自家用(非常用)発電設備工事

- ・施工前状況
- ・差込アンカー打ち込み状況（ピッチをスケール等で確認）
- ・基礎型枠組立状況（基礎の大きさをスケール等で確認）
- ・基礎コンクリート打設状況
- ・基礎コンクリートコテ押え状況
- ・基礎コンクリート打設完了
- ・給排気設備施工状況
- ・発電機搬入状況
- ・発電機据付状況
- ・排気管、排気ダクト施工状況
- ・サイレンサー施工状況
- ・試運転状況（電圧、相順等確認状況）

#### 太陽光発電設備工事

- ・架台すみ出し状況
- ・搬入荷揚げ状況（安全施設状況）
- ・架台組立状況
- ・太陽光パネル取付状況
- ・架台ボルト締め状況（締め付けトルク管理状況）
- ・太陽光パネル裏面配線状況
- ・太陽光パネル設置完了
- ・日射計・気温計取付状況  
（ディスプレイ）
- ・下地ボルト取付状況
- ・壁面金具取付状況
- ・ディスプレイ本体取付状況

#### 雷保護設備工事

- ・避雷導線取付用金物取付状況
- ・避雷導線取付状況
- ・避雷針電気溶接等組立状況
- ・避雷針取付状況
- ・避雷針ボルト締め状況（締め付けトルク管理状況）、垂直確認状況
- ・避雷用接地端子箱取付状況
- ・避雷用接地端子箱取付完了、接地極埋設標取付完了

#### ロードヒーティング工事

- ・施工前状況
- ・ヒーティングユニット配置すみ出し状況
- ・ヒーティングユニット敷設状況（敷設幅、ピッチが確認できるようにスケール等を入れる）
- ・検知器、測温体等の設置状況
- ・リードケーブルとヒーティングユニットとの接続状況
- ・絶縁測定等試験状況

#### 接地工事

- ・接地極棒（接地極板）の打込状況（深さをスケールで確認）
- ・リード線の接続状況
- ・接地抵抗測定状況

#### 土工事

(共通)

- ・掘削機械の車両及び低騒音・排出対策建設機械を示すステッカー  
(基礎ブロック)
- ・基礎掘削のすみ出し状況 (スケール等で寸法を確認)
- ・基礎掘削状況 (スケール等で寸法を確認)
- ・基礎砂利敷設状況 (スケール等で寸法を確認)
- ・基礎ブロック設置状況 (水平確認)
- ・埋戻し、転圧状況 (基礎ブロックに300mm毎にマーキング)
- ・埋戻し、転圧完了  
(ハンドホール)
- ・ハンドホール掘削のすみ出し状況 (スケール等で寸法を確認)
- ・ハンドホール掘削状況 (スケール等で寸法を確認)
- ・基礎砂利敷設状況 (スケール等で寸法を確認)
- ・ハンドホール下部設置状況 (水平確認)
- ・ハンドホール上下部間シール状況
- ・ハンドホール上部設置状況
- ・埋戻し、転圧状況 (ハンドホールに300mm毎にマーキング)
- ・埋戻し、転圧完了  
(電線管路掘削)
- ・掘削ラインのすみ出し状況 (掘削幅をスケール等で確認)
- ・掘削状況 (掘削幅や深さをスケール等で確認)
- ・基礎砂敷設 (下部) 状況 (砂の厚さをスケール等で確認)
- ・配管 (FEP管) 敷設状況 (配管相互の離隔をスケール等で確認)
- ・基礎砂敷設 (上部) 状況 (砂の厚さをスケール等で確認)
- ・埋戻し、転圧状況
- ・地中線埋設シート敷設状況 (スケール等で深さを確認)
- ・埋戻し、転圧完了

#### **構内情報通信網設備工事**

- ・情報ラック、収納箱設置状況
- ・情報機器設置状況

#### **拡声設備工事**

(天井埋込みスピーカ)

- ・天井ボード開口すみ出し状況
- ・天井ボード開口状況
- ・天井ボード開口完了
- ・天井埋込みスピーカ取付状況
- ・ケーブルの接続状況
- ・天井埋込みスピーカ取付完了  
(壁掛けスピーカ)

- ・施工前状況
- ・壁掛けスピーカ取付状況
- ・ケーブルの接続状況
- ・壁掛けスピーカ取付完了

#### **テレビ共同受信設備工事**

(アンテナ)

- ・3点支持金具取付状況
- ・アンテナマスト取付状況
- ・アンテナ調整レベル測定状況

- ・アンテナ取付完了

#### **監視カメラ設備工事**

- ・監視カメラ取付状況
- ・監視カメラ制御機器設置状況

#### **自動火災報知設備工事**

(感知器)

- ・施工前状況
- ・ベース取付、ケーブル接続状況

- ・取付完了

(総合盤 (消火栓組込))

- ・施工前状況
- ・表示灯、発信器取付、ケーブル接続状況

- ・取付完了

(受信機)

- ・施工前状況
- ・ケーブル接続状況

- ・取付完了

- ・警戒区域図取付状況

### **【機械設備工事】**

#### **資材搬入**

- ・形状、仕様、規格、仕上げ状況 (塗装等)
- ・外径、寸法、板厚が確認できるようにスケール等を入れる
- ・認定、評定を取得している資材の場合、マーク等の表示

#### **スリーブ・インサート工事**

- ・型枠施工前のスリーブの取付状況、取付位置 (位置寸法、外径等が確認できるようにスケール等を入れる)
- ・鉄筋等の補強状況
- ・コンクリート打設後のスリーブの補修状況
- ・インサートの取付位置をスケール等にて確認
- ・インサートの設置状況、断熱処理の状況

#### **配管工事**

- ・各接合法ごとの施工順、施工状況、品質管理状況
- ・勾配、吊り間隔の確認
- ・配管支持間隔、固定状況 (配管の伸縮、振動等への対応状況確認)
- ・防火区画等の貫通処理状況
- ・天井、壁等の隠蔽配管状況
- ・水圧、気密試験状況 (開始前、開始後)

#### **ダクト工事**

- ・各工法ごとの施工順、施工状況、品質管理状況 (板厚、寸法、補強等)
- ・接続工事の作業順、接続状況、品質管理状況
- ・吊り間隔計測確認、支持、固定防振状況
- ・防火区画等の貫通処理状況
- ・天井、壁等の隠蔽ダクト状況
- ・各基準等認定品の認定マーク等

#### **保温・塗装工事**

- ・施工順、保温厚等寸法の確認
- ・塗装の施工順、塗り回数の確認
- ・養生、作業環境状況の確認

#### **搬入据付工事**

- ・養生、作業状況
- ・据付時の水平確認、周囲空間、防振措置状況、耐震措置状況
- ・アンカー打設状況
- ・タンク類の清掃、消毒状況
- ・消火設備等の法定基準の確認
- ・設置機器類の各種試験状況（試験開始時と終了時）
- ・消防等の検査状況
- ・機器取付完了

#### **屋外・土工事**

- ・着工前、養生状況、交通誘導員の配置状況
- ・掘削機械の車両及び低騒音・排出対策建設機械を示すステッカー
- ・土留め状況、掘削幅、掘削深度の確認（土工定規、スケールを使用する）
- ・砂地業厚さ（管上下）、配管同士の離隔距離確認
- ・埋戻し、転圧状況（土工定規、スケールなどを使用する）
- ・埋戻し、転圧完了

#### **自動制御設備工事**

- ・配線工事は電気設備を準用する
- ・機器類の取付位置、水平垂直状況確認
- ・配線整端状況及び接続状況
- ・端子の締め付けトルク管理状況
- ・線名札の取付状況
- ・制御盤の取付完了

#### **ロードヒーティング工事**

- ・施工前状況
- ・ヒーティングユニット、ヒーティングパイプ配置すみ出し状況
- ・ヒーティングパイプ敷設状況（敷設幅、ピッチが確認できるようにスケール等を入れる）
- ・検知器、測温体等の設置状況
- ・ヘッダーとヒーティングパイプの接続状況

### 3 工事写真帳の整理・編集方法

- ・工事写真の写真帳の台紙はA 4版とする。
- ・工事写真の整理方法についてはA 4版の台紙と同様なレイアウトでプリントする。

#### (1) 新築工事及び解体工事におけるしゅん功検査時の整理順序

- ①工事標識写真→②着工前写真→③完成写真→④工程写真の順に編集する。  
ただし、建物外部に関しては、②着工前写真～③完成写真は見開きとする。

#### (2) 出来形部分検査及び部分引渡し時の整理順序

- ・1回目の検査時には、  
①工事標識写真→②着工前写真→③出来形写真→④工程写真の順に編集する。
- ・2回目以降の検査時には、前回の部検以降の写真を  
①工事標識写真→②出来形写真→③工程写真の順に編集する。
- ・しゅん功検査時には、部検以降の写真を  
①工事標識写真→②着工前写真→③完成写真→④工程写真の順に編集する。

#### (3) 部分使用における確認検査時の整理順序

- ①工事標識写真→②確認部分の出来形写真の順に編集する。  
しゅん功検査時には、  
①工事標識写真→②着工前写真→③完成写真（確認部分の出来形写真は除く）→④工程写真の順に編集する。

#### (4) 改修工事における整理順序

- ①工事標識写真→②着工前写真～完成写真（見開き）→③工程写真の順に編集する。

#### その他

- ・工事写真帳は「①工事標識写真→②着工前写真→③完成写真」又は「①工事標識写真→②着工前写真→③出来形写真」をまとめて1冊に編集する。  
また、工程写真は厚さが6 cm以内ごとに分冊し、編集する。

〈参考図〉

#### 小黑板

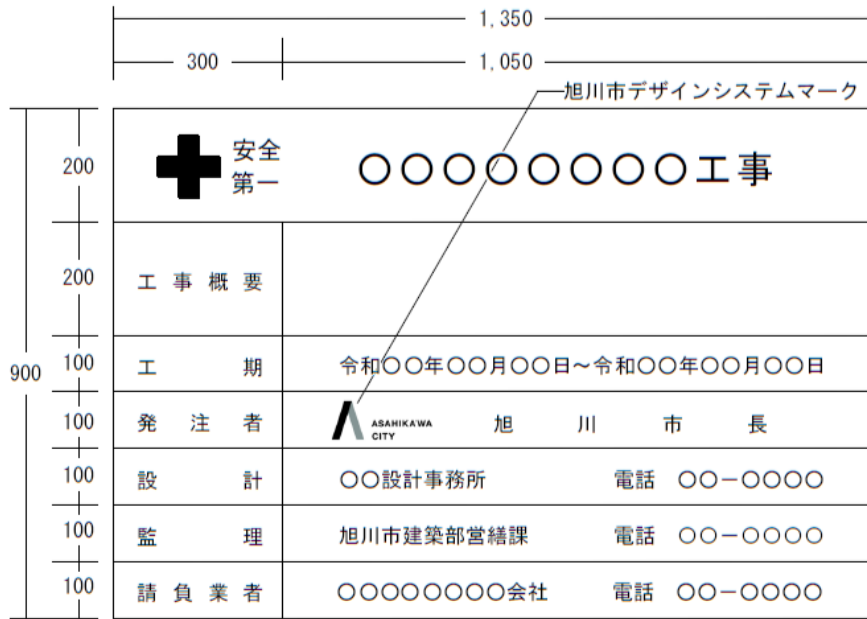
工事名		工事	400
工事項目			
撮影位置			
200	400		
600			

※撮影日は記入しない

地色－緑  
文字－白

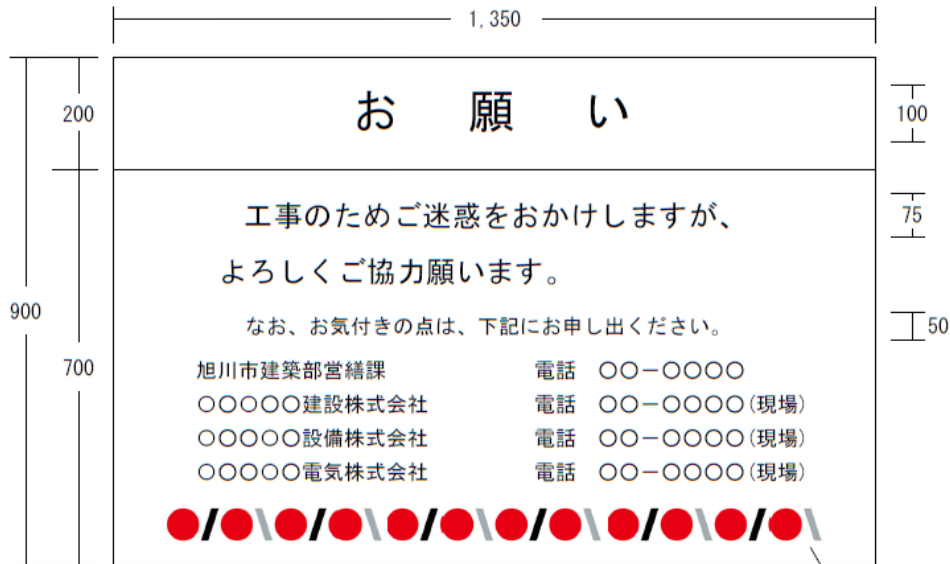
## 5-2 工事標識

### 【 工 事 標 識 】



(注) 地色：白 / 線・文字：黒 / 安全マーク：緑 / 安全文句：赤  
旭川市デザインシステムマーク：ビジュアルガイドラインによる

### 【 お 願 い 標 識 】



(注) 地色：白 / 線・文字：黒 / お願い文字：赤  
旭川市デザインシステムマーク：ビジュアルガイドラインによる

※工事監理を委託した場合は「監理」欄は工事監理受託者のみを記入する  
 ※営繕課が設計・管理する合併発注工事の場合は、「設計」欄、「監理」欄とも営繕課と記入する。  
 ※お願い標識も同様とする。

※旭川市営繕工事においては第2章の様式によるので注意する

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所

氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名) 様

②元請業者 住所

氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

電話番号

大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について次のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m <sup>2</sup>
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 ( <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ( <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名		
	講習実施機関の名称 ( <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭事前調査の揭示	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		

備考1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。

2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名 (法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名) <p style="text-align: right;">年 月 日</p>
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者氏名 (法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名) <p style="text-align: right;">年 月 日</p>

## 特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 ( , m <sup>2</sup> ) 2 石綿を含有する保温材 ( , m <sup>2</sup> ) 3 石綿を含有する耐火被覆材 ( , m <sup>2</sup> ) 4 石綿を含有する断熱材 ( , m <sup>2</sup> ) 5 石綿を含有する仕上塗材 ( , m <sup>2</sup> ) 6 石綿を含有する成形板等 ( , m <sup>2</sup> ) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ( )
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の揭示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

備考1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。

- 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

旭川市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

届出者

電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)			
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者				
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改 造 ・ 補 修 作 業 (件)			
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号		
	至 年 月 日	※受理年月日		
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果		
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。			
特定建築材料の使用面積	m <sup>2</sup>			
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。			
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 m <sup>2</sup> （ 階建） その他工作物	※備考	
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
----------------------------------------------	------

- 備考
- 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
  - 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。
  - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除 去・囲い込み・封じ込め・その他	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m <sup>3</sup> /min)	(1 時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。

3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 7 に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の手法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。

4 作業場の隔離状況及び養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、**石綿障害予防規則第4条の2**及び**大気汚染防止法第18条の15**第6項の規定による**事前調査結果の報告**注)、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び**大気汚染防止法第18条の17**第1項の規定による**作業実施の届出**を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び**大気汚染防止法第18条の15**第5項及び**同法施行規則第16条の4**第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について、以下のとおりお知らせします。

<b>事業場の名称</b>		<b>〇〇ビル解体工事</b>	
届出先及び届出年月日	旭川労働基準監督署	令和〇年〇月〇日	発注者または自主施工者
調査終了年月日	旭川市環境部環境指導課	令和〇年〇月〇日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
看板表示日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
解体等工事期間	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	住所: 旭川市〇〇〇条〇〇丁目〇-〇
石綿除去作業等の作業期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
調査方法の概要(調査箇所)			
【調査方法】書面調査、目視調査、分析調査			
※解体等を行う建物の建築時の着手日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなります。			
【調査箇所】建物全体(1階～2階) ※改修等の場合は、1階機械室(工事対象箇所)等			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
<b>【石綿含有あり】</b>			
▶1階 機械室 吹付け石綿(クリソタイル)、▶1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)			
▶エレベーターシャフト 吹付け石綿(クリソタイル)			
<b>【石綿含有なし】</b> ○数字は右下欄の「その他事項」を参照			
▶1～4階 トイレPS 保温材③、			
▶1～4階 床 ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード③、その他の建材④			
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・困い込み・封じ込め・その他		
集じん・排気装置	機種:集じん・排気装置・型式:〇〇〇-〇〇〇・設置数:〇台		
排気能力(m <sup>3</sup> /min.)	〇〇m <sup>3</sup> /min.(1時間当たりの換気回数4回以上)		
使用するフィルターの種類及びその集じん効果(%)	HEPA フィルター・捕集効率:99.99%以上・粒子径:0.3μm		
使用する資材及びその種類	・飛散抑制剤( )・飛散防止剤( ) ・隔離用シート(厚さ:床 0.15mm、その他 0.1mm以上)		
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	作業場内の清掃・隔離養生後、粉じん飛散抑制剤をエアースプレー機で吹付け。湿潤確認後、手作業にて除去し、専用処理袋に密封して排出。		
		その他事項	
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す。			
①目視、②設計図書、③分析、④材料製造者による証明、⑤材料の製造年月日			
①事前調査・試料採取を行った者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・氏名 〇〇〇〇、証明書番号 〇〇〇 ・住所 旭川市〇〇〇条〇〇丁目〇-〇			
②分析を実施した者 ・〇〇環境分析会社 代表取締役 〇〇〇〇 ・住所 旭川市〇〇〇条〇〇丁目〇-〇 ・氏名 〇〇〇〇			
調査を行った者(分析等の実施者)の氏名又は名称及び住所 〇〇〇〇 石綿作業主任者に選任しています。			

注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80 m<sup>2</sup>以上の建築物の解体、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合 (令和4年4月1日から) ※掲示サイズはA3版(420 x 297mm)以上

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。<sup>注)</sup>

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2項の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について、以下のとおりお知らせします。

事業場の名称	〇〇様宅解体工事	発注者または自主施工者
調査終了年月日	令和〇年〇月〇日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
看板表示日	令和〇年〇月〇日	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
解体等工事期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	住所: 旭川市〇〇〇条〇〇丁目〇-〇
石綿除去作業等の作業期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
調査方法の概要(調査箇所)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
【調査方法】書面調査、目視調査、分析調査		〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
※建築物の着手日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなります。		住所: 旭川市〇〇〇条〇〇丁目〇-〇
【調査箇所】建物全体(1階～2階) ※改修等の場合は、1階機械室(工事対象箇所)等		現場責任者氏名 〇〇建設株式会社 〇〇〇〇
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		連絡場所(電話) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
【石綿含有あり】		〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。
▶外壁 石綿含有仕上塗材(クリンタイトル)、▶1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種(クリンタイトル)		調査を行った者(分析等の実施者)の氏名又は名称及び住所
【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他事項」を参照		①事前調査・試料採取を行った者
▶1～2階 床: ビニル床シート③、天井: 岩綿吸音板③、壁: けい酸カルシウム板第1種④		・一般建築物石綿含有建材調査者
		・氏名 〇〇〇〇、証明書番号
		・住所 旭川市〇〇〇条〇〇丁目〇-〇
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法	除去) その他	②分析を実施した者
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	▶外壁(石綿含有仕上塗材) 剥離剤併用手工具ケレン工法。外周をシートで養生し、除去。 ▶軒天(石綿含有けい酸カルシウム板第1種) 作業場をシートで養生し、湿潤化しながらバール等で除去。 ・飛散抑制剤( )・剥離剤( ) ・隔離用シート(厚さ0.15mm)	・〇〇環境分析会社 代表取締役 〇〇〇〇 ・住所 旭川市〇〇〇条〇〇丁目〇-〇 ・氏名 〇〇〇〇
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		その他事項
使用する資材及びその種類		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す。
		①目視、②設計図書、③分析、④材料製造者による証明、⑤材料の製造年月日

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合(令和4年4月1日から)

※揭示サイズはA3版(420×297mm)以上

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。<sup>(注)</sup>  
 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

<b>事業場の場所:</b>	〇〇様宅解体工事作業所	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)	
<b>調査終了年月日</b>	令和〇年〇月〇日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	〇〇建設株式会社
<b>看板表示日</b>	令和〇年〇月〇日	代表取締役	〇〇〇〇
<b>解体等工事期間</b>	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	住所	旭川市〇〇〇条〇〇丁目〇-〇
<b>調査方法の概要(調査箇所)</b>			
<b>【調査方法】書面調査, 目視調査, 分析調査</b>			
※解体等を行う建物の建築時の着手日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなります。			
<b>【調査箇所】建物全体(1階～2階)</b>			
<b>調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類, 判断根拠)</b>			
石綿は、使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)			
<b>【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他事項」を参照</b>			
▶1～2階 床:ビニル床タイル③, 天井:岩綿吸音板③, けい酸カルシウム板第1種③, 壁:スレートボード⑤			
▶外壁 仕上塗材③			
<b>その他事項</b>			
①事前調査・試料採取を行った者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・氏名 〇〇〇〇, 証明書番号 〇〇〇 ・住所 旭川市〇〇〇条〇〇丁目〇-〇 ②分析を実施した者 ・〇〇環境分析会社 代表取締役 〇〇〇〇 ・住所 旭川市〇〇〇条〇〇丁目〇-〇 ・氏名 〇〇〇〇			
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す。 ①目視, ②設計図書, ③分析, ④材料製造者による証明, ⑤材料の製造年月日			

<sup>(注)</sup> 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体, 請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合(令和4年4月1日から)

※揭示サイズはA3版(420×297mm)以上

石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録(除去作業前)

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の時期	記録の趣旨
除去作業前	1 掲示	<input type="checkbox"/>	掲示板(近景・遠景)作業実施の掲示、事前調査結果の掲示、関係者以外立入禁止の表示、石綿の人体に及ぼす作用・取り扱い上の注意事項・使用すべき保護具等の掲示	掲示板の設置時～除去作業日の除去開始前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法に規定する掲示や関係者以外立入禁止の表示等がされているか。</li> <li>・掲示板の内容が大防法・石綿則に規定する内容を満たしており(近景)、公衆や作業者の見やすい位置に設置されている(遠景)ことを示すために記録する。</li> <li>・写真による記録が必要。</li> </ul>
	2 特別教育	<input type="checkbox"/>	特別教育の受講者名簿又は過去の受講記録	入所時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除去等作業を行う者全員が、石綿の有害性、石綿等の使用状況等の特別教育を受けていることを示すために記録する。</li> <li>・3年間の記録の保存義務(安衛則)</li> </ul>
	3 作業場の隔離、セキュリティゾーンの設置	<input type="checkbox"/>	隔離の実施状況、セキュリティゾーンの設置状況	隔離、セキュリティゾーンの設置時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿等の粉じんがセキュリティゾーン(更衣室、洗身室、前室の3室)の設置により作業場外部へ飛散することの防止、及び除去作業に従事する作業者等工事関係者以外の者の立入を遮断できていることを示すために記録する。</li> <li>・写真による記録が必要。</li> </ul>
	4 集じん・排気装置の設置	<input type="checkbox"/>	【集じん・排気装置の設置】装置の型式、設置日時、設置者氏名、設置状況、適正稼働確認の方法、確認結果	集じん・排気装置の設置時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集じん・排気装置が設置時に事前点検されており、粉じん濃度等の結果から正常に稼働することを示すために記録する。</li> <li>・作業場内の空気の溜まりや排気ダクトの圧力損失等がなく、適切に設置されていることを示すために記録する。</li> <li>・集じん・排気装置の型式や換気回数はパンフレット等、設置状況は写真や図面、適正稼働確認の結果は点検記録簿の写しがあるとよい。</li> </ul>
	5 集じん・排気装置の点検、作業場及びセキュリティゾーンの負圧保持	<input type="checkbox"/>	【集じん・排気装置の適正稼働確認】確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名 【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名	除去作業日の除去開始前	<ul style="list-style-type: none"> <li>【集じん・排気装置の適正稼働確認】</li> <li>・除去作業の開始前に集じん排気装置が適正稼働していたことを確認するために記録する。</li> <li>【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】</li> <li>・除去作業の開始前に作業場及びセキュリティゾーンの負圧が確保されていたことを確認するために記録する。</li> <li>・点検記録表があるとよい。</li> </ul>

確認年月日: 年 月 日

確認者:(所属) (氏名)

石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録(除去作業中)

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の時期	記録の趣旨
除去作業中	1 石綿含有建材の湿潤化	<input type="checkbox"/>	湿潤化に用いた薬液名、薬液の散布状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛散抑制剤が適切に使用されていることを示すために記録する。</li> <li>作業場所ごとに薬液名や散布状況が分かるものが必要。</li> </ul>
	2 石綿含有建材の除去	<input type="checkbox"/>	除去作業の方法、作業範囲、状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去等作業が適切に行われていることを示すために除去等作業の方法、範囲、状況等の概要を記録する。</li> <li>作業計画書の図面のほか、作業場所ごとに除去前後の写真、除去作業中の写真などが必要。</li> </ul>
	3 作業場及びセキュリティゾーンの負圧保持	<input type="checkbox"/>	【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名	除去作業日ごとに数回(入退出時等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業中や作業員の出入の際に集じん・排気装置が正常に稼働して負圧の管理ができていることを示すために、適宜記録する。</li> <li>点検記録表での記録が望ましい。</li> </ul>
	4 集じん・排気装置の点検	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	【集じん・排気装置排出口の粉じん濃度】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名 【集じん・排気装置の運転時間】 稼働していた時間 【フィルタ交換等のメンテナンス記録】 実施日時、実施内容、実施者氏名	除去作業日ごとに数回(メンテナンスの記録は実施時、稼働時間は作業終了時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業中において集じん・排気装置が正常に稼働していたことを示すために、適宜(例えば作業の中断前後)記録する。</li> <li>フィルタ交換等、メンテナンスが正しく行われていることを示すために記録する。(一般的には、1次フィルタは3~4回/日程度、2次フィルタは1回/日程度、HEPAフィルタは1次、2次フィルタを取り替えても目詰まりをおこす可能性のある場合(500時間程度)に交換する。)</li> <li>点検記録表での記録が望ましい。</li> </ul>
	5 石綿粉じんの処理	<input type="checkbox"/>	除去された石綿の梱包及び保管状況、当該梱包への表示	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去した石綿を適切に梱包、保管していたことを示すために記録する。</li> <li>写真による記録が必要。</li> </ul>
	6 使用器具等の付着物の除去又は梱包	<input type="checkbox"/>	使用した器具や保護具等を持ち出す際の付着物の除去の状況又はこれらを廃棄する場合の梱包の状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用器具、保護具等を作業場外に持ち出す際に、付着物が除去されていたこと又は梱包されていたことを示すために記録する。</li> <li>写真があると分かりやすい。</li> </ul>
	7 保護具等の着用状況	<input type="checkbox"/>	保護具(呼吸用保護具、保護衣)の着用状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去等作業者が適切な保護衣、呼吸用保護具等を正しく用いていたことを示すために記録する。</li> <li>写真による記録が必要なほか、資材表や点検記録があると分かりやすい。</li> </ul>
	8 従事者の記録	<input type="checkbox"/>	除去等作業従事者及び周辺作業従事者の氏名、従事日時、従事した作業	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿等の取扱い作業に従事した者、周辺作業に従事した者の従事期間を示すために記録しておく必要がある。</li> <li>40年間保存(石綿則)</li> </ul>

確認年月日: 年 月 日

確認者:(所属) (氏名)



# 特定粉じん排出等作業完了報告書

※旭川市営繕工事においては第2章の様式によるので注意する

年 月 日

(発注者)

様

(元請業者) 法人名

代表者氏名

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第18条の23に基づき報告いたします。

## 1. 特定粉じん排出等作業の概要

- 対象建築物の名称及び所在地

※対象建築物の名称（個人宅の場合は〇〇様住宅）及び所在地住所を記入する。

- 除去等作業を行った者

※元請業者が行った場合は「報告者と同じ」と記入、下請負人が行った場合は氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入する。

- 作業の概要

※作業の実施期間、特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、除去方法等、作業計画に記載した内容と実際に行った内容について簡潔に記入、別紙に記入してもよい。

## 2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

- 確認年月日

※石綿含有建材の取り残しがないこと等を確認した年月日を記入する（複数日の場合は期間を記入）。

- 確認者の氏名

※確認を行った者の氏名（法人に所属している場合は氏名のほか法人名）を記入する。

- 確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等

※受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者についてはその旨）を記入する。

## 3. 特定粉じん排出等作業の完了

- 完了年月日

※特定粉じん排出等作業が完了した年月日を記入する。

## 4. 申し送り事項

- 異常時の対応

※異常があった場合の対応を記入する。

- 計画と異なる対応を行った場合はその措置内容

※計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を記入する。

この書面の説明を受けました。

発注者氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

年 月 日

## 再生資源利用計画書等の作成

当該工事受注後速やかに「建設副産物に係る情報入力システム(※)」により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、工事監督員に提出するとともに、工事現場の見やすい場所に掲示すること。また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を「建設副産物に係る情報入力システム(※)」により作成し、工事完成後、工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。

※「建設副産物に係る情報入力システム」とは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。

## 各様式の提出時期等

様式の名称	提出時期	提出方法	提出先
① 再生資源利用計画書	工事着手前 (総合施工計画書に添付)	書面	工事監督員
② 再生資源利用促進計画書			
③ 再生資源利用実施書	しゅん功時	書面	
④ 再生資源利用促進実施書			

※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象建設工事の場合は、次項の「建設リサイクル法による届出書類」による。

※再生資源利用計画書(実施書)の記入方法については国土交通省のHPを確認すること。

## 建設リサイクル法による提出書類

当該工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）で規定する対象建設工事に該当する場合、次のとおり書面を作成する。

※対象建設工事の種別判断は、建設リサイクル法の取扱いによるため、解説書等を参照する。  
※擁壁や防球ネットなどは、その他の工作物となる場合もある。

### 1 対象建設工事の規模基準

対象建設工事		規模基準	
建築物	解体工事	延床面積	80㎡以上
	新築・増築工事	延床面積	500㎡以上
	修繕又は模様替工事	請負金額	1億円以上
その他の工作物		請負金額	500万円以上

※上記の規模以上の工事であっても、建設リサイクル法施行令第1条に規定する特定建設資材を用いない解体工事又はその施工に特定建設資材を使用しない工事は対象建設工事とはならない。

### 2 建設リサイクル法施行令第1条に規定する特定建設資材

特定建設資材の名称	特定建設資材の具体例
コンクリート	現場打ちコンクリート(無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート等)、無筋コンクリート二次製品
鉄及びコンクリートからなる建設資材	有筋のコンクリート二次製品(鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品)
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

#### 【特定建設資材の具体例補足事項】

- (1) モルタル、セメントペーストは、特定建設資材には該当しない。
- (2) 防水工等に用いられるブローン(スレート)アスファルトは、特定建設資材には該当しない。
- (3) 植樹工に用いる樹木や、植生工に用いる種子、草木類は特定建設資材には該当しない。
- (4) 工事に伴う伐採材・伐根材・除根材は、特定建設資材廃棄物には該当しない。

### 3 書面の提出時期

※旭建指第 870 号の通知(第6章参照)により, 建設リサイクル法第 11 条通知については, 着手 7 日前までに電子通知用の Logo フォームにより手続きを行う。

様式の名称	提出時期	提出方法	提出先
再生資源利用計画書	着手前まで	書面	工事監督員
再生資源利用促進計画書			
再資源化等報告書	再資源化等が 完了したとき (しゅん功時)		
再生資源利用実施書			
再生資源利用促進実施書			

### 4 書面の作成方法等

- (1) 書面の作成方法は、本手引きの「再生資源利用計画書等の作成」を参考とする。(再資源化等報告書を除く)
- (2) 印刷用紙は A 4 両面印刷を原則とする。
- (3) 建設リサイクル法第 18 条第 1 項の規定により、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を「再資源化等報告書」で発注者に書面で報告するものとし、その際、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を添付することとする。

【記載例】

## 再資源化等報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

旭川市長

(請負者)

旭川市 8 条通 5 丁目左 6 号

公共建設（株）代表取締役 ○〇〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、次の工事について、別紙のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します

工事の名称

〇〇団地新築工事

(添付資料)

再生資源利用実施書

再生資源利用促進実施書

※工事契約締結後1か月以内に本様式を提出する。

令和 年 月 日

**建設業退職金共済掛金収納届**

工事名	
契約日	令和 年 月 日
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

- 建設業退職金掛金収納書 … 収納書添付のこと。
  - 中小企業退職金共済組合加入証明書(写) … (写)添付のこと。
  - その他の加入証明書(写) … (写)添付のこと。
  - 未購入・未加入 … 添付欄にその理由を記載すること。
- ※ 欄に☑をし、必要書類添付のこと。

(宛先) 旭川市長

請負人 住 所  
氏 名  
代表者

添付欄

○掛金収納書・共済組合加入証明書(写)・その他の加入証明書(写)をここにのり付けすること。

○未購入・未加入の場合その理由

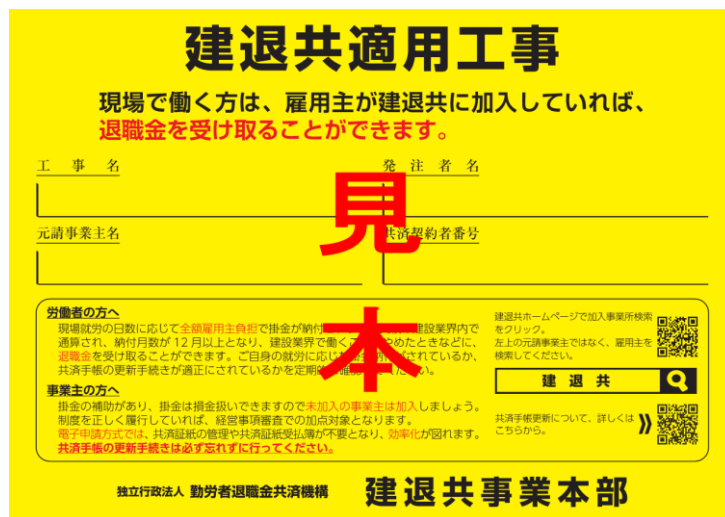
「未購入・未加入理由書」

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

※ 必要契約関係書類の一つとして、契約締結後1か月以内(工期が1か月以内の場合はしゅん功前)までに契約課工事担当に提出のこと。



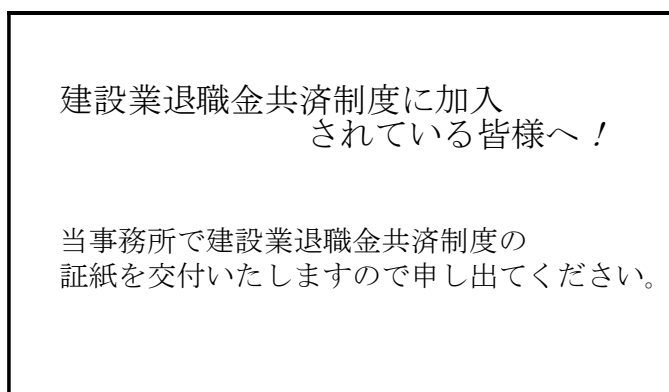
資料 工事現場に掲示する機構が配布するシールの標識



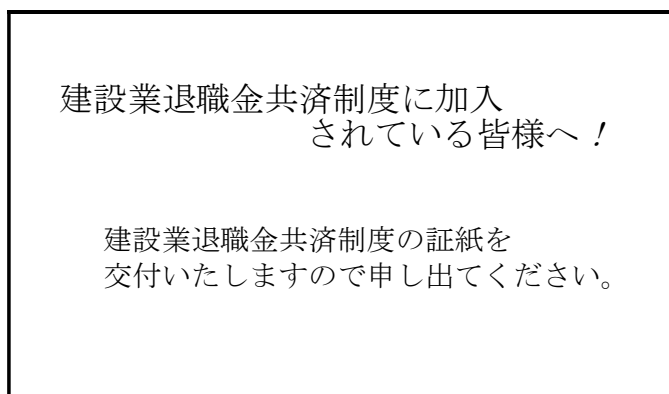
資料 工事現場に掲示する市所定の標識

次の標識は、工事事務所を設ける場合は出入口付近の見易い大きさ・位置に、工事事務所を設けない場合は工事標識の横に掲示してください。

○ 工事事務所を設ける場合



○ 工事事務所を設けない場合



## 地場産製品・資材等の使用報告書の提出について

1. 地場産製品・資材等の利活用拡大を目的に、使用状況を把握するため報告書の提出を依頼します。
2. 本市が発注する建築工事のうち、請負代金額 2,000 万円以上の工事を対象とします。
3. 地場産製品・資材等とは次のとおりとします。
  - (1) 原材料を地場で生産又は産出し、それを加工した物
  - (2) 原材料を他の地方から移入もしくは輸入した物を地場で加工し、製品化・資材化した物
4. 地場とは次のとおりとします。
  - (1) 木材を使用した製品・資材等は、北海道全域
  - (2) (1) 以外の製品は、旭川市と周辺 8 町（東神楽、美瑛、東川、鷹栖、当麻、愛別、上川、比布）
5. 報告をいただく製品・資材等の種類は次のとおりとします。

種 類	内 容
木 材	構造材 造作材 下地材
内 装 材	フローリング 畳 合板類 羽目板 集成材他
コンクリート製品	平板ブロック インターロッキング コンクリートブロック他
石 材	床材 巾木 テラゾー 擬石他
タイル 類	レガタイル セラミックブロック他
屋 根 材	屋根葺材（ステンレス、鋼板）他
外 壁 材	羽目板 鋼板他
金属 製品	建具 建築用金物他
木 製 品	建具 家具 製材 ベンチ他
芸術的製品	ステンドグラス モニュメント レリーフ 特殊化粧型枠他
その他建築 関連製品	看板 標識 フェンス 調湿材 外灯 室名札 サイン他
設備関連製品	ハットホール 高低圧配分電盤 防雪フード 換気フード

※平成11年度から調査を行っており、地場産品の使用状況把握のために行っている。【ファイル番号No.7参照】  
 ※平成29年度からは、道産木材・地場産木材の使用状況を把握するために、調査内容を変更している。国、議会等からの照会もあるため、木材の使用状況の把握に努める。

地場産製品・資材等 使用報告書

工事名

請負業者名

製品・資材名	単位	数量	原材料の産地	加工地	製造企業名	住所	電話
※樹種を記入する							
(記載例)							
下地用製材(カラマツ)	m <sup>3</sup>	〇〇	当麻町	旭川市	〇〇木工(株)	旭川市〇〇条〇〇丁目	〇〇-〇〇〇〇
シナ合板	m <sup>2</sup>	〇〇	下川町(表層材)	江別市	〇〇製材(株)	江別市〇〇町〇条〇丁目	〇〇-〇〇〇〇
複合フローリング	m <sup>2</sup>	〇〇	白糠町(表層材)	旭川市	(株)〇〇木材	旭川市〇〇条〇〇丁目	〇〇-〇〇〇〇
天井アルミパネル	枚	〇〇	愛知県	旭川市	〇〇金属(株)	旭川市〇〇条〇〇丁目	〇〇-〇〇〇〇
			※産地が異なる材料による複合材の場合は、地場産材を使用している部位名称を記載する。				

※原材料の産地は、道内産は市町村名、道外産は都府県名、外国産は国名を記載すること。

5 - 7 労災事故等の発生について（報告）・事故報告

工事監督員に提出

※次項に記載の労災事故について本様式で報告する。

課長	課長補佐	係長	工事監督員

令和 年 月 日

(宛先)  
旭川市長

請負人住所  
氏名

労災事故等の発生について（報告）

このことについて、次のとおり報告いたします。

- 1 工事名
- 2 工期 着手 令和 年 月 日 しゅん功 令和 年 月 日
- 3 請負金額 円
- 4 事故等の概要
- 5 事故等の発生日時 令和 年 月 日 午 時 分
- 6 事故等の発生場所 旭川市
- 7 被災者の住所・氏名・年齢・職種及び所属
- 8 被災状況（診断内容）
- 9 工事関係者等（現場代理人・主任技術者・下請負業者）
- 10 事故等の発生状況及び原因
- 11 事故等に対してとった措置及び経過
- 12 事故等に対する改善措置

※事故が発生した場合、まずは口頭で監督員に連絡を入れた後、速やかに本様式にて速報する。

記入例 物損公衆災害(軽微)

報告日時 ○○月 ○○日  
○○時○○分

事故速報

課			
課長	課長補佐	係長	工事監督員

報告者	○○ ○○	受理者	○○
-----	-------	-----	----

工事件名	○○工事	請負業者名	○○建設(株)
工期	R○.○.○ ~ R○.○.○	現場代理人	○○ ○○
請負金額	○○,○○○,○○○円	連絡先	○○○-○○○-○○○

いつ	令和○○年○○月○○日(○) ○○時○○分頃	天候	晴れ
----	------------------------	----	----

どこで	○○条○○丁目 市道
-----	------------

だれ	① 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. その他(例:落雷等)
----	----------------------------------

(何が)	氏名	○○ ○○	住所	
	勤務先	○○	(○次下請)	
			連絡先	
			男・女	才

原因者	備考	
-----	----	--

どうした	1. 現場作業中 ② 通行中 3. その他 ※詳細は内容欄に記載のこと
------	-------------------------------------

時に発生状況	内容	市道を4tユニック車がブームの先端を上げて走行中に、NTTの架空線に接触した。
--------	----	-----------------------------------------

だれ	1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. 現場資機材等 ④ その他(備考欄に記載)
----	---------------------------------------------

(何が)	氏名	作業員	住所	
	勤務先	○○	下請の場合 次	
			連絡先	
			男・女	才

被災者	備考	NTTの架空線2本が
-----	----	------------

どうなった	① 物損 2. 負傷 3. 死亡 ※詳細は内容欄に記載のこと
-------	--------------------------------

傷病の程度等	破損した。
病院名	
運送手段	救急車・通勤用車輛・その他の車輛

周囲への影響	1. 多い ② 少ない 3. なし ※詳細は内容欄に記載のこと
--------	---------------------------------

内容	周辺住宅、店舗あわせて2軒の電話が不通となる。
----	-------------------------

関係機関への連絡の有無	警察署	水道局	NTT	施設管理者	労基署
	北電	道路管理者	消防署	旭川ガス	
	その他				(署、店名を記入)

添付資料	・現場見取り図 ・現場写真 ・事故状況図 ・その他( )
------	------------------------------

※添付資料の該当に○印。

事故後の対応(応急処置等)	PM ○○:○○ 事故後、即NTTに電話し修理を依頼。(道路規制は維持) PM ○○:○○ NTT復旧開始。 PM ○○:○○ NTT復旧完了。
---------------	--------------------------------------------------------------------------------

事故の原因	・4トンユニック車のブームの状況の確認不足。
-------	------------------------

監督員等指示事項	※市が記入する
----------	---------

※事故発生内容を随時確認し、TEL又はFAX等で通報してください。

営繕課(建築) TEL 25-8546 FAX 27-3466

営繕課(設備) TEL 25-8590 FAX 27-3466

5 - 8 工事費調査票について

工事監督員に提出

令和 年 月 日

旭川市長 様

※調査基準価格を下回って落札された工事について、しゅん功の際に本様式を提出する。

請負人 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 代表取締役

工事費調査票

工事名 \_\_\_\_\_

請負金額 \_\_\_\_\_ 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(消費税及び地方消費税を含む)

項 目	単 位	精算内訳			備考
		金額(円)	支払済額	支払残額	
直接工事費					
材料費	一式				
労務費	一式				
機械等経費	一式				
外注費		下請等との 契約金額			
その他					
建退共掛金	一式				
自社経費	一式				
合計額					

注1 請負人の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入すること。共同企業体の場合は、共同企業体の名称を併せて表示すること。  
 注2 金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。  
 注3 外注費は1社ごとに記載し、契約額を記載すること。建設業法による下請とならない警備会社等への外注も記載すること。  
 注4 支払いが終わっていないものは、支払残額とその支払予定日を記載すること。  
 注5 変更契約が行われた場合は、変更契約後の契約額を請負金額として記載すること。

旭川市長様

※記入例

請負人 住所 旭川市〇条〇丁目〇〇番地  
 商号又は名称 〇〇〇〇建設株式会社  
 代表者氏名 代表取締役  
 旭川 太郎

工事費調査票

工事名 〇〇〇〇トイレ改築工事

請負金額 3,979,500 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(消費税及び地方消費税を含む)

項目	精算内訳			支払済額	支払残額	支払予定日	備考
	単位	金額(円)					
直接工事費							
材料費	一式	1,207,500	650,000	557,500	6月30日		
労務費	一式	588,000	588,000				
機械等経費	一式	84,000	84,000				
外注費		下請等との 契約金額					
〇〇板金有限会社	一式	189,000	0	189,000	6月30日		
〇〇左官有限会社	一式	165,000	165,000				
〇〇建設株式会社	一式	560,000	300,000	260,000	6月30日		
〇〇塗装有限会社	一式	136,500		136,500	6月30日		
その他							
とりこわし発生材処分費	一式	5,250	5,250				
建退共掛金	一式	31,000	31,000				
自社経費	一式	1,013,250	1,013,250				
合計額		3,979,500	2,836,500	1,143,000			

注1 請負人の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入すること。共同企業体の場合は、共同企業体の名称を併せて表示すること。

注2 金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

注3 外注費は1社ごとに記載し、契約額を記載すること。建設業法による下請とならない警備会社等への外注も記載すること。

注4 支払いが終わっていないものは、支払残額とその支払予定日を記載すること。

注5 変更契約が行われた場合は、変更契約後の契約額を請負金額として記載すること。

## 工事費調査票の記載について

請負人の皆様へ

平成20年4月より、「旭川市工事費内訳書等提出要領」に基づき、調査基準価格を下回って落札し、契約された場合には、しゅん功時に工事費調査票を提出していただくことといたしました。

工事費調査票の記載にあたりましては、下記「工事費調査票記載方法」により記載をお願いします。

### 工事費調査票記載方法

- 1 精算内訳の金額(円)欄の合計額は、請負金額（契約変更により、請負金額が変わった場合は、変更後の請負金額）と一致させること。
- 2 材料費、労務費は請負人が直接購入した材料費、直接支払った労務費（外注費に含まれるものを除く。）を記載すること。
- 3 機械等経費とは、機械のリース代金、損料等をいう。損料等が明確でない場合は、明らかな代金のみを記入すること。
- 4 外注費について
  - ①外注費は、1社ごとに記載し、各社等との契約金額（契約変更により、請負金額が変わった場合は、変更後の請負金額）を記載すること。
  - ②支払済額、支払残額を記載し、支払いが終わっていないものについては、最終的な支払予定日を記載すること。
  - ③外注費には、建設業法にいう下請契約以外の警備会社等への外注費も含めて記載すること。
  - ④外注費の中に材料費、労務費、機械等経費が含まれる場合は、一式で外注費に含めて記載し、材料費、労務費、機械等経費を抜き出して材料費、労務費、機械等経費欄に計上しないこと。
  - ⑤建設業法にいう下請契約以外の契約にあって、契約書の写しの添付が可能なものについては、工事費調査票に添付すること。
- 5 その他について
  - ①材料費、労務費、機械等経費、外注費等に含まれないものについて金額が明らかなものは、記載すること。
  - ②自社の社員である主任技術者、現場代理人等の賃金及び材料費、労務費、機械等経費、外注費等に含まれないものは、自社経費に含めて記載すること。
- 6 1枚に記載しきれない場合は、用紙を追加して記載すること。

## 5 - 9 工事完成図等の電子データ提出時の留意事項

### 工事完成図等の電子データ提出時の留意事項（請負人向け）

#### 1 趣旨

本文書は、旭川市建築部営繕課が発注する工事において、工事完成図・工事写真（完成写真及びその他の写真）を電子データにて提出する場合の留意事項を示したものである。

#### 2 フォルダ構成及び管理ファイルの作成

(1) 工事完成図の電子データ（以下「完成図ファイル」という。）、及び完成写真の電子データ（以下「完成写真ファイル」という。）は、表1、図1及び図2に示すフォルダ構成に格納し、所定の管理ファイルを作成する。

なお、フォルダ構成及び管理ファイルの作成要領は、以下の定めによるほか、国土交通省策定営繕工事電子納品要領（以下「国の電子納品要領」という。）に準拠する。

(2) フォルダ構成及び管理ファイルの作成は、市販の電子納品支援ソフト、国土交通省が無償提供する「電子成果物作成支援・検査システム（Ver2.03 又は Ver4.1）」又は、本市が保有する「旭川市電子納品作成システム」により行う。

なお、必要な場合「旭川市電子納品作成システム」を提供することができる。

表1 フォルダ構成

フォルダ名	フォルダに格納するファイル	サブフォルダ名	サブフォルダに格納するファイル
PLAN	何も格納しない。 （電子成果物作成支援・検査システム Ver4.1 では不要なフォルダは作成されないのでもそのままとする。）	ORG	何も格納しない。
SCHEDULE			
MEET			
MATERIAL			
PROCESS			
INSPECT			
SALVAGE			
MAINT			
OTEHRS	工事関係資料(完成写真)管理ファイル、完成写真ファイル		
DRAWINGF	図面管理ファイル、完成図ファイル		CAD ファイル

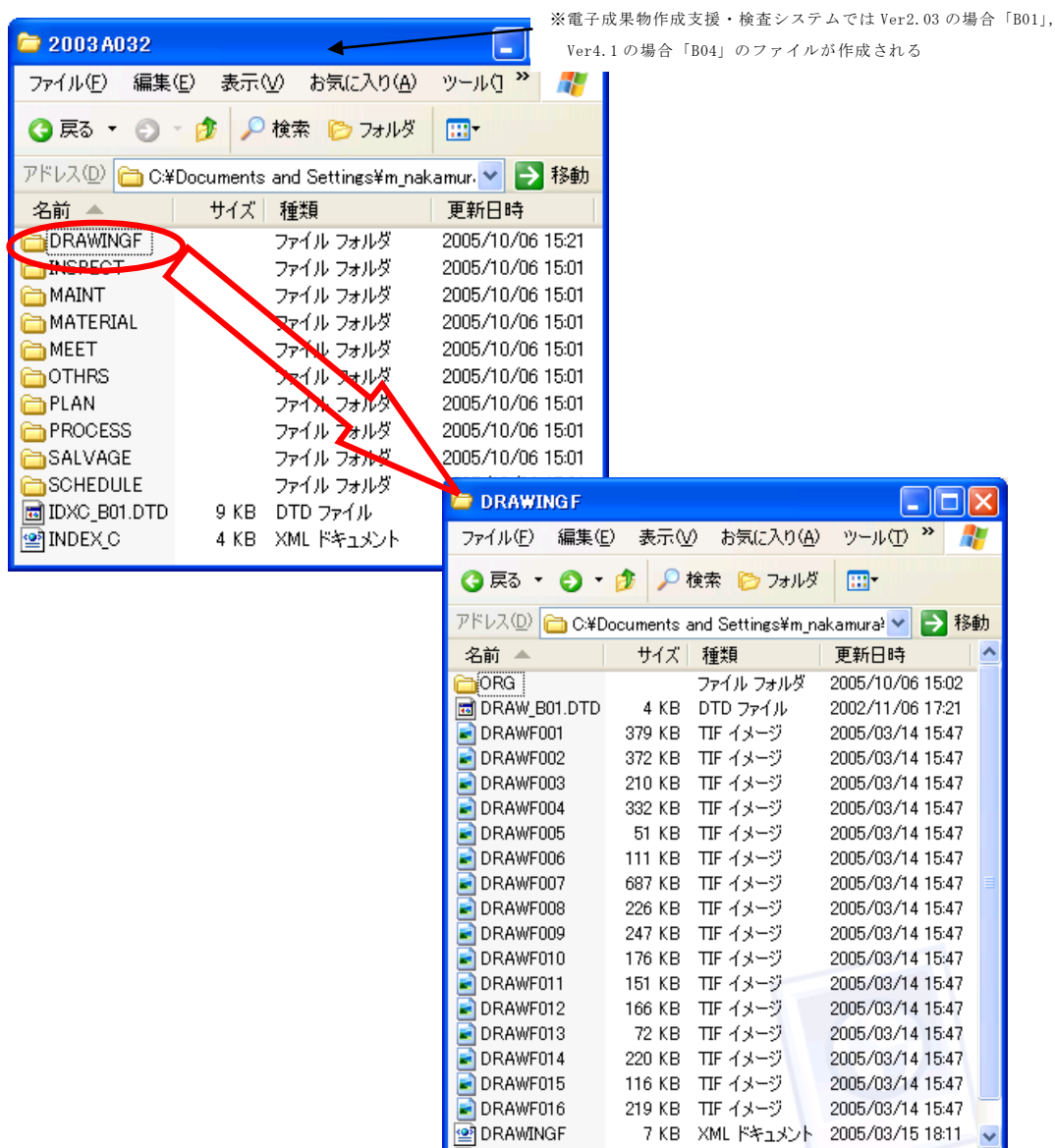
※電子成果物作成手順について、本手引きの補足資料が以下にある。

¥¥共有フォルダ¥技術資料¥電子納品関連¥文書ファイル¥工事完成図等の電子データ提出時の留意事項(監督員向け)

図1 フォルダ構成

※ 工事フォルダのフォルダ名称は、発注者が指示する 8 桁の工事番号（電子納品用）とする。

図2 フォルダ構成  
(エクスプローラで開いたフォルダ構成のイメージ)



### 3 工事管理ファイル

工事管理ファイルは、「工事管理項目」（工事の属性を表すデータ）を XML 形式で記述したファイルであり、ファイル名称は共通で「INDEX\_C.XML」とする。また、XML ファイルを補完する DTD ファイルが、XML ファイルと対で取扱われる仕組みとなっている。

電子成果物作成支援・検査システム Ver4.1 で作成する場合、種別は発注機関：国土交通省官庁営繕事業以外、i-Constgtruction 対応：未適用、地質・土質調査の成果

品の有無：無を選択する。

### 【工事管理項目】

工事管理項目の記入内容は、表3のとおりとし、他の事項は国の電子納品要領による。

表3 工事管理項目

カテゴリ	項目名	記入内容	データ表現	最大文字列	
工事情報	工事番号	発注者が指示する工事番号を記入 ※2	半角英数大文字	127	
	工事名称	工事名称を記入（設計図書に記載される工事名称とする。）	全角文字 半角英数字	127	
	工事分野	建築、電気、機械のいずれかを記入 ※3	同上	16	
	工事業種	コリンズの「工事業種」に従って記入 ※4	同上	16	
	工種	コリンズの「工種」に従って記入 ※4	同上	64	
	工法型式	コリンズの「工法型式」に従って記入 ※4	同上	64	
	契約金額	契約金額を記入	半角数字	16	
	工期開始日	工期の開始年月日を yyyy-mm-dd 形式で記入	半角英数字	10	
	工期終了日	工期の終了年月日を yyyy-mm-dd 形式で記入	同上	10	
	工事内容	工事概要及び主工種とその数量を記入（設計図書に記載される工事概要を標準とする。）	全角文字 半角英数字	127	
発注者情報	発注者コード	「50101204」と記入	半角数字	8	
	発注者名称	「北海道旭川市」と記入	全角文字 半角英数字	127	
請負者情報	請負者（受注者）コード	「0」と記入	半角数字	127	
	請負者（受注者）名称	請負人の正式名称を記入。JV の場合には JV の正式名称及び代表会社名を続けて記入	全角文字 半角英数字	127	
施設情報	施設識別コード	発注者が指示する6桁の施設番号を記入	半角数字	127	
	施設名称	発注者が指示する施設名称を記入	全角文字 半角英数字	127	
	施設基準点緯度	「0」と記入 ※5	半角数字	9	
	施設基準点経度	「0」と記入 ※5	同上	10	
	※1 建築物情報	建築物識別コード	「0」と記入	同上	127
		建築物名称	「0」と記入	全角文字 半角英数字	127
		所在地	設計図書に記載される住所を記入	同上	127
建築物基準点緯度		「0」と記入 ※5	半角数字	9	
	建築物基準点経度	「0」と記入 ※5	同上	10	
予備		必要に応じて記入	全角文字 半角英数字	127	

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字は、2文字で全角文字1文字に相当する。

※1 1つの工事に複数の施設が含まれる場合は、施設ごとに施設識別コード、施設名称及び所在地を記入すること。

※2 本市が適用する工事番号は、国の規定によらず半角英字が混在する独自の取扱としているため、電子成果物作成支援・検査システムでは禁止文字エラーが検出され

※施設識別コードは「施設保全システムの施設番号」、施設名称は「施設保全システムの名称」  
※施設識別コード、施設名称及び所在地を2つ以上入力

- るが無視する。
- ※3 電子成果物作成支援・検査システム Ver4.1 の場合、電気、機械は直接入力する。
  - ※4 コリンズの各記入項目は別紙1を参照する。
  - ※5 電子成果物作成支援・検査システム Ver4.1 ではデータ長エラーが検出されるが、本市独自の取扱いのため無視する。

#### 4 図面管理ファイル

図面管理ファイルは、「図面管理項目」（図面の属性を表すデータ）を XML 形式で記述したファイルであり、ファイル名称は共通で「DRAWINGF.XML」とする。また、XML ファイルを補完する DTD ファイルが、XML ファイルと対で取扱われる仕組みとなっている。なお、旭川市電子納品作成システムで電子成果物を作成する場合、DRAWINGF フォルダ内にある DTD ファイル名が不適切なものとなるため、別紙 3 【「図面 DTD ファイル」及び「図面管理ファイル (DRAWINGF.XML)」の修正】に示す手順により修正する。

#### 【図面管理項目】

図面管理項目の記入内容は、表 4 のとおりとし、他の事項は国の電子納品要領による。

表 4 図面管理項目

カテゴリ	項目名	記入内容	データ表現	最大文字数	
図面情報 ※1	図面名称	図面名称を記入	全角文字 半角英数字	64	
	図面種類	図面種類を記入（別紙 2 「図面種類一覧」参照）	全角文字	10	
	階数	図面に記載されている階数を記入。1 階の場合「1」、地下 1 階の場合「B1」のように記入。階数がない場合「0」	半角英数字	3	
	図面総数	図面総枚数を記入	半角数字	4	
	図面番号	図面番号を記入	半角数字	4	
	図面尺度	図面に記載されている図面尺度を記入。複数の尺度が混在する場合は、代表尺度を記入する。	半角英数字	10	
	施設識別コード	発注者が指示する 6 桁の施設番号を記入	半角数字	127	
	建築物識別コード	「0」と記入	半角数字	127	
	工事種別	意匠、構造、電気設備、機械設備、エレベーター設備、その他を図面内容から判断して記入する。複数記入可	全角文字	64	
	電子成果物の有無	「1」と記入	半角数字	1	
	図面ファイル名	完成図ファイルのファイル名称に拡張子を含めて記入 ※PDF 形式とする	半角英数大文字	12	
	図面オリジナルファイル情報	図面オリジナルファイル名	所定の CAD ファイルのファイル名称に拡張子を含めて記入	半角英数大文字	12
		図面オリジナルファイル作成ソフトウェア名	必要に応じて記入	全角文字 半角英数字	64
		受注者説明文	何も記入しない。	同上	127
	予備	必要に応じて記入	同上	127	

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字は、2 文字で全角文字 1 文字に相当する。

※1 図面毎に繰り返し記入する。

## 5 工事関係資料（完成写真）管理ファイル

工事関係資料管理ファイルは、「工事関係資料管理項目」（工事関係資料の属性を表すデータ）を XML 形式で記述したファイルであり、XML ファイルを補完する DTD ファイルが、XML ファイルと対で取扱われる仕組みとなっている。

本市は、国の電子納品要領で規定する工事関係資料のうち、**完成写真のみ**を対象とする。

管理ファイルの名称は共通で「OTHR.S.XML」とする。

### 【工事関係資料（完成写真）管理項目】

工事関係資料（完成写真）管理項目の記入内容は、表5のとおりとし、他の事項は国の電子納品要領による。

表5 工事関係資料（完成写真）管理項目

カテゴリ	項目名	記入内容	データ表現	最大文字数	
資料情報 ※1	資料大分類	「完成写真」と記入	全角文字 半角英数字	64	
	資料小分類	「完成写真」と記入	同上	64	
	資料名称	完成写真の方位・階数・室名・状態等を記入 (例) 東面全景、1階理科室	同上	64	
	資料作成日	完成写真撮影日を yyyy-mm-dd 形式で記入	半角英数字	10	
	資料副題	「0」と記入	半角英数字	64	
	資料ファイル名	資料ファイルのファイル名を拡張子を含めて記入 ※2	半角英数大 文字	12	
	資料ファイル作成 ソフトウェア名	「0」と記入	半角英数字	64	
	資料オリジナル ファイル情報	資料オリジナルファイル名	何も記入しない。	半角英数大 文字	12
		資料オリジナルファイル作成ソフトウェア名	何も記入しない。	全角文字 半角英数字	64
	その他	受注者説明文	何も記入しない。	同上	127
予備		必要に応じて記入	同上	127	

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字は、2文字で全角文字1文字に相当する。

※1 完成写真の枚数だけ繰り返し登録する。

※2 電子成果物作成支援・検査システムの場合、ファイル選択画面では JPEG 形式を選ばないのでファイル名を直接入力する。

## 6 完成図ファイル

完成図ファイルの取扱は、次のとおりとする。

なお、発注者が施工図の提出を求める場合、完成図と同様に取扱う。

### (1) 完成図ファイルの標準形式

完成図ファイルは、画像ファイルとし、ファイル形式は、PDF 形式とする。

### (2) 完成図ファイルの作成方法

完成図ファイルは、次の何れかの方法により作成する。

#### i) スキャニングによる作成

完成図原図（紙）を、イメージスキャナにより等倍でスキャニングし、完成図の画像データを作成する。

#### ii) CAD ファイルからの変換による作成

完成図原図のプリントアウトに用いた CAD ファイルがある場合に、当該 CAD ファイルを、画像変換機能を搭載する CAD ソフトや画像変換プログラムにより画像ファイルに変換し、完成図の画像データを作成する。

ファイルの変換により、文字や線が異常になる場合があるため、変換前後の図柄を見比べ、支障がないことを確認する。

### (3) CAD ファイルの取扱

i) 「DRAWINGF」フォルダの「ORG」サブフォルダには、完成図原図のプリントアウトに用いた CAD ファイルを格納する。

格納する CAD ファイルの数は、原則として完成図ファイルと同一とする。

ii) CAD ファイルの形式は、JWW 形式を標準とし、必要に応じて他の形式を認めることとする。

### (4) 画像ファイルの仕様

i) 用紙サイズは A3、解像度は 300 dpi、モノクロ設定を基本とする。

ii) フォントの埋込みは行わない。また、特殊なフォントは用いない。

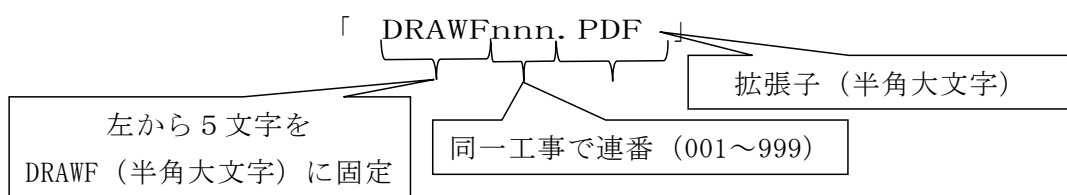
iii) 図面 1 枚に対し 1 ファイルとする。（ファイルの結合は行わない。）

iv) パスワード等のセキュリティー設定は行わない。

### (5) ファイル命名規則

完成図ファイルのファイル名称は、工事ごとに次のとおり設定する。

なお、CAD ファイルのファイル名称は、任意とする。



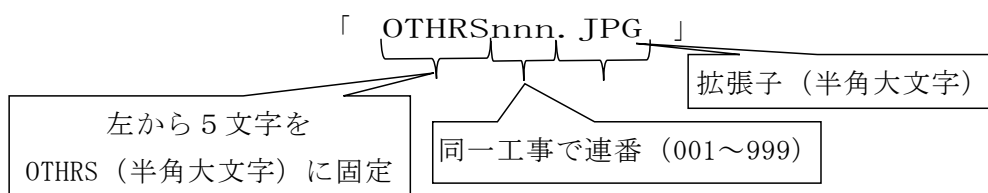
## 7 完成写真ファイル

(1) 完成写真ファイルは、「旭川市営繕工事写真撮影要領」に規定する要領により作成（撮影）する。

なお、銀塩フィルムカメラで完成写真を撮影した場合、イメージスキャナにより画像ファイル化したものを完成写真ファイルとすることができる。

(2) ファイル命名規則

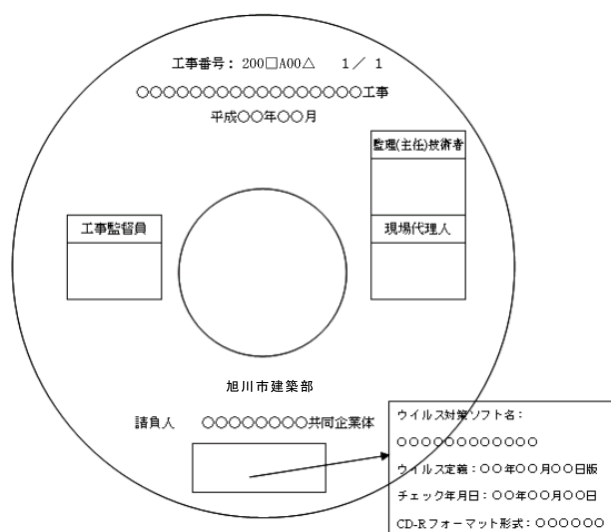
完成写真ファイルのファイル名称は、工事ごとに次のとおり設定する。



## 8 電子媒体への保存

(1) 以上の要領で作成した電子データ（以下、「電子成果物」という。）を CD-R に保存する。なお、容量が不足する場合は DVD-R を使用する。

(2) 電子媒体は表面に直接印字可能なもの（シール等の貼り付けは不可）を使用し、下図の様式を印字する。



## 9 電子成果物の内容確認

電子成果物の内容確認を次のとおり実施し、不適切な内容は訂正する。

### (1) ラベル確認

電子成果物を保存した CD-R 等の表面に次の内容が記載されているか確認する。

- ①工事番号
- ②工事名称
- ③作成年月
- ④発注者名称
- ⑤請負者名称
- ⑥何枚目/総枚数
- ⑦ウイルスチェックに関する情報
- ⑧CD-R フォーマット形式
- ⑨署名欄

### (2) 電子成果物（管理ファイル）の検査

国土交通省が無償提供する「電子成果物作成支援・検査システム」により電子成果物（管理ファイル）の入力内容等に誤りがないか検査を行う。

工事管理項目等を入力した XML ファイルを閲覧は、ブラウザ（インターネット閲覧ソフト）等により可能であるが、表示が見つらいものとなっているため、専用ソフトの利用が望ましい。

そこで、電子成果物のエラーチェックと簡易作成・修正が可能である「電子成果物作成支援・検査システム」の利用を標準とする。

なお、電子成果物作成支援・検査システムでは本市の取扱いにより次のとおりエラーが検出されるが無視する。

○本市の取扱いにより電子成果物作成支援・検査システム（V4.1）で検出されるエラー

項目	記入内容	検出されるエラー	本市取扱いにより生じるエラーの理由
工事管理項目	工事番号	禁止文字の使用	半角数字を入力する項目に英字が混在する情報を入力するため
工事管理項目	施設基準点 緯度、経度	データ長エラー	小数点以下6桁の半角数字を入力する項目に「0」を入力するため
工事管理項目	建築物基準点 緯度、経度	データ長エラー	小数点以下6桁の半角数字を入力する項目に「0」を入力するため
図面管理項目		レイヤリスト 未検出	ファイル形式を SXF (P21 形式) ではなく PDF 形式で格納するため

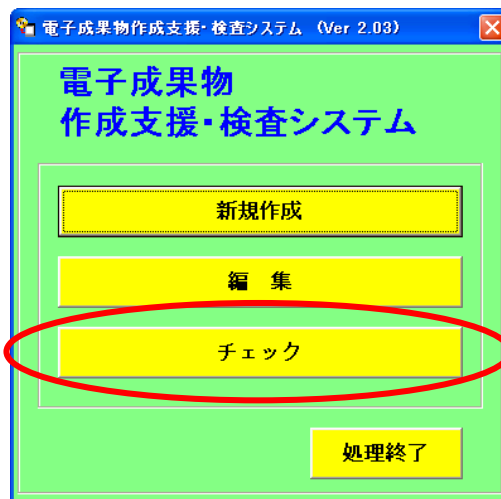
① 「電子成果物作成支援・検査システム」のインストール

国土交通省のホームページから当該プログラムをダウンロードしてインストールする。

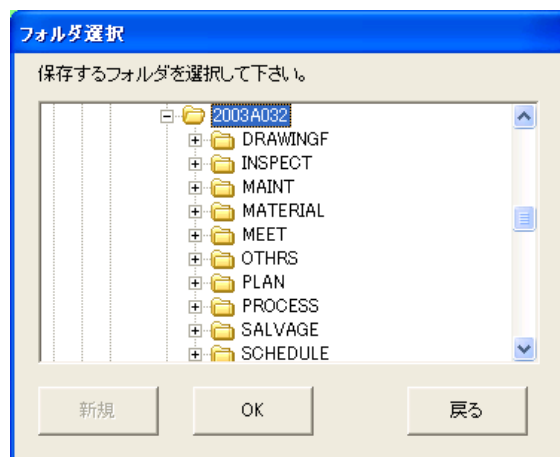
② 「電子成果物作成支援・検査システム」の操作方法

i) システムを起動し、「チェック」を選択する。

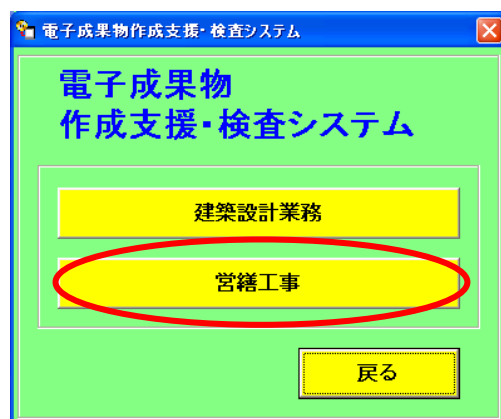
※ここで「編集」を選択すれば、各管理項目のデータ修正ができる。(ただし、工事番号を除く。本市が適用する工事番号は、国の規定によらず独自の取扱としているため、この検査システムではエラーとなる。工事番号の修正をシステムでできない場合は、テキストエディタ又は専用のXMLエディタにより行う。)



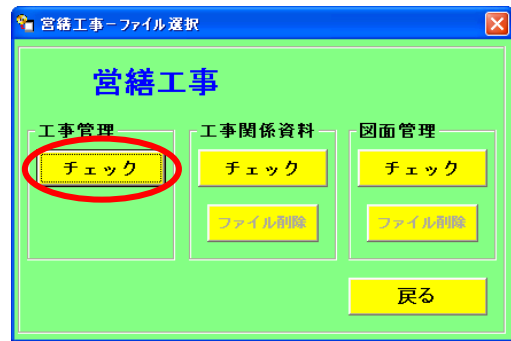
ii) 電子成果物のルートフォルダ（工事フォルダ）を選択する。



iii) 「営繕工事」を選択する。

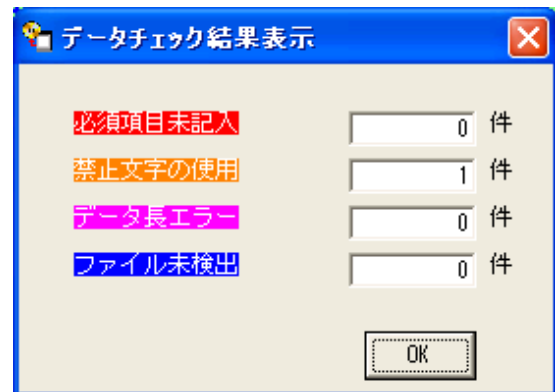


iv) 「工事管理」の「チェック」を選択する。



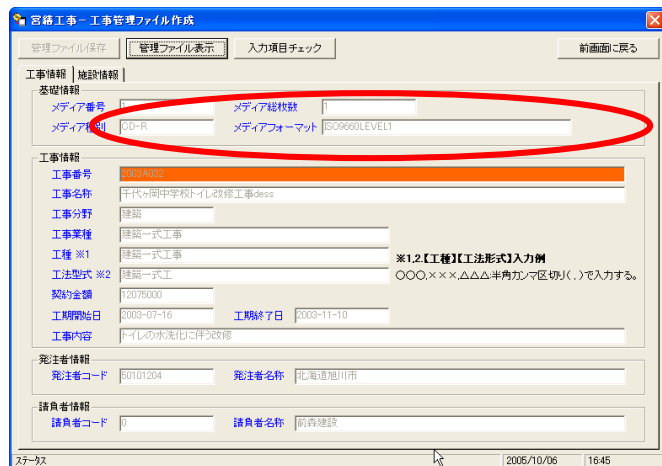
v) データチェック結果が表示され、エラー等がある場合、その件数を確認できる。

工事管理項目のうち、工事番号については、本市独自の取扱（英文字使用）により国の規定と異なるため、「禁止文字の使用」に1件カウントされるが、この1件については、無視する。



vi) 工事管理項目が表示されるので、「工事情報」及び「施設情報」について入力内容を確認する。

工事番号はエラー色が表示されるが、無視する。



vii) 国土交通省の「電子成果物作成支援・検査システム V4.1」の場合、施設情報の施設基準点緯度・経度、建築物基準点緯度・経度の項目でデータ長エラーが生じるが、本市独自の取扱いで「0」を入力することになっているため無視する。

工事情報 施設情報 電子納品要領 電子納品運用ガイドライン 合計サイズ: 1.75 MB

施設情報

行移動(上) 行移動(下) 行挿入 行削除

	施設識別コード	施設名称	施設基準点緯度	施設基準点経度
▶ 1	123456	入力テストセンター	0	0
2				
3				
4				
5				
6				
7				

建築物情報

施設情報: 1行 - 123456 - 入力テストセンター 行移動(上) 行移動(下) 行挿入 行削除

	建築物識別コード	建築物名称	所在地	建築物基準点緯度	建築物基準点経度
▶ 1	0	0	0	0	0
2					
3					
4					
5					
6					
7					

viii) 工事管理項目の確認後、ivの画面に戻り、「工事関係資料」及び「図面管理」についても、工事管理項目と同様の手順により、工事関係資料管理項目及び図面管理項目の確認をする。

宮籍工事-ファイル選択

営繕工事

工事管理

工事関係資料

図面管理

チェック

チェック

チェック

ファイル削除

ファイル削除

戻る

※旭川市電子納品作成システムで電子成果物を作成した場合、不具合により「図面管理」の「チェック」が選択できないため、別紙3「図面 DTD ファイル」及び「図面管理ファイル (DRAWINGF.XML)」の修正に従って修正する。

- ix) 国土交通省の「電子成果物作成支援・検査システム V4.1」の場合、DRAWINGF フォルダ直下に格納する図面ファイルを PDF 形式としているため、レイヤリスト未検出エラーが生じるが無視する。(国土交通省の標準は SXF (p21 形式))

エラー種別	件数
必須項目未記入	0
禁止文字の使用	0
データ長エラー	0
ファイル未検出	0
レイヤリスト未検出	1

(3) 電子成果物（完成図ファイル）の検査

「DRAWINGF」フォルダをエクスプローラー等で開き、完成図ファイルの枚数が正しいか確認し、各ファイルを開いて図柄に支障がないか確認する。

(4) ウイルスチェック

ウイルスチェックを行い、問題がないことを確認する。

## 10 電子媒体の提出

以上の検査により、電子成果物が適切であることが確認できれば、電子媒体の署名欄に署名または捺印し、発注者に1部提出する。

## 1 1 完成写真を除く工事写真の取扱

完成写真を除く工事写真（工事標識写真、着工前写真、工程写真等）の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 完成写真を除く工事写真ファイルは、「旭川市営繕工事写真撮影要領」に規定する要領により作成（撮影）する。
- (2) フォルダ構成は、工種や日付別にフォルダを作成し、工事写真帳（用紙）に掲載する写真の順序と整合するよう努める。
- (3) ルートフォルダ（電子媒体直下のフォルダ）のフォルダ名称は、1文字目を「P」（半角大文字）とし、続けて8文字の工事番号とする9文字の文字列とする。  
(例) P2006A001
- (4) 完成写真を除く工事写真ファイルのファイル名は任意とする。
- (5) 完成写真を除く工事写真は、完成図・完成写真とは別の電子媒体に格納し、発注者に1部提出する。
- (6) 電子媒体はCD-Rとし、容量が不足する場合はDVD-Rとする。
- (7) 電子媒体は表面に直接印字可能なもの（シール等の貼り付けは不可）を使用し、下図の様式を印字する。

なお、完成図・完成写真の電子媒体と外観上判別するため、「工事名称」の最後に「(工事写真)」と印字する。



## コリンズ工事業種 一覧

工事管理ファイルに記入する工事業種は、当該工事の業種区分を参考に、次表から選択する。

※出展：(財)日本建設情報総合センター (JASIC) コリンズ・テクリス ホームページ

業種区分
土木一式工事
建築一式工事
大工工事
左官工事
とび・土工・コンクリート工事
石工事
屋根工事
電気工事
管工事
タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事
鉄筋工事
舗装工事
浚渫工事
板金工事
ガラス工事
塗装工事
防水工事
内装仕上工事
機械器具設置工事
熱絶縁工事
電気通信工事
造園工事
さく井工事
建具工事
水道施設工事
消防施設工事
清掃施設工事

## コリンズ工種、工法・形式一覧(抜粋)

電子成果物の工事管理ファイルに記入する工種、工法・形式は、次表から選択する。

※出展：(財)日本建設情報総合センター(JASIC) コリンズ・テクリス ホームページ

工種	コード	工法・形式	工事の例示
29 塔・タンク・サイロ工事	390	塔・タンク・サイロ工	給水塔、展望塔、ガスホルダ、定温液体貯蔵タンク、コンクリート製タンク、メンブレンタンク、石造サイロ、レンガ造サイロ、木造サイロ、RC造サイロ、コンクリートブロック造サイロ、FRP造サイロ、アルミニウム造サイロ、コンクリート製煙突 ただし鋼製、PC製を除く
30 その他土木一式工事	400	その他土木一式工	道路改良工事、河川改修工事、農道工事、林道工事、トラフ工事、縁石工
31 建築一式工事	411	建築一式工	新築、増築、改築(大規模)、修繕(小規模、耐震)、移転、解体、復
32 その他建築工事	420	その他建築工事	仮設工、土工、地業工、鉄筋工、コンクリート工、鉄骨工、コンクリートブロック工、ALCパネル工・押出成形セメント板工、カーテンウォール工、防水工、石工、タイル工、木工、屋根工、とい工、金属工、左官工、建具工、塗装工、内装工、舗装工、排水工、植栽工、雑工、地盤調査、その他(建物関連工事を含む)
34 軟弱地盤処理工事	011	置換工法	基礎地盤置換工
	012	プレローディング工法	沈下+支持力不足に対する安定対策工法(サーチャージ工法以外)を用いた工事
	013	表層混合処理工法	地盤改良工(道路及び基礎地盤等)
	014	バーチカルドレーン工法	サンドドレーン、袋詰めサンドドレーン、プラスチックボードドレーン、グラベルドレーン、ファイバードレーン、その他ドレーン
	015	サンドコンパクション工法	グラベルコンパクションを含む
	016	ロッドコンパクション工法	
	017	パイロプロテクション工法	
	018	石灰バイレ工法	
	020	深層混合処理工法	スラリー系機械攪拌、粉体系機械攪拌、高圧噴射攪拌の地盤改良工事
	028	DC工(動圧密工法)	
029	サーチャージ工法	圧密促進+地盤の強度増加を目的(プレローディング工以外)とする工事	
030	軽量土工法	EPS(発泡ウレタン)、気泡混合軽量土、発泡ビーズ混合軽量土	
35 軟弱地盤グラウト工事	019	薬液注入工法	二重管スレーナ(単相式)、二重管(複相式)、ダブルバック、単管ロッドの薬液注入工事
36 ボーリンググラウト工事	440	ボーリンググラウト工	ダム基礎止水グラウト工事、トンネル地山止水グラウト工事
37 土留め・仮締切工事	450	土留め・仮締切工	鋼矢板方式(自立式、切梁式、アースアンカー式、タイロッド式、その他)、親杭横矢板、二重矢板式、セル式、コンクリート吹付、ロックボルト方式、鋼管矢板
38 鋼管矢板基礎工事	023	鋼管矢板基礎工	鋼管矢板基礎工事
39 既製杭工事	025	既製杭工	RC杭、PC杭、PHC杭、SC杭、鋼管杭、H鋼・鋼矢板の工事
40 場所打杭等工事	026	場所打杭工	リバース杭工事、オールケーシング杭工事、アースドリル杭工事、全旋回オールケーシング杭工事、その他(松杭、BH杭等)
	027	深礎杭工	
41 地中連続壁工事	024	地中連続壁工	地中連続コンクリート壁、泥水固化壁、地中連続モルタル壁、SMW工法
42 土工事	141	掘削または切土工	盛土工事、根切り工事、掘削工事、浚渫工事(浚渫船以外の工)
	142	盛土または埋戻し工	軟弱地盤処理工法に伴う盛土を含む
43 法面工事	120	法面工	法面植生工、コンクリート吹きつけ工、コンクリート張り工、コンクリートブロック積み工、擁壁工、アンカー工、井桁積み工、杭工(コンクリート擁壁(テラルメ工法を含む)を除く)
44 落石防止工事	210	落石防止工	落石予防工(切土、浮石・転籍除去、根固め、ワイヤーロープ掛け、ロックボルト工、排水工、吹付工、編み柵工)、落石防護工、張工、法枠工、落石擁壁工、アンカー工、落石覆土工(鋼製、コンクリート、PC)
45 なだれ防止工事	220	なだれ防止工	発生予防工(予防杭、予防柵、吊柵、スノーネット、雪庇予防柵)、防護施設、スノーシェッド工事(鋼製、コンクリート、PC)、擁壁、なだれ割、防護杭
46 その他のとび・土工・コンクリート工事	460	その他のとび・土工・コンクリート工	とび工事、鉄骨組み立て工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、捨て石工事
47 構造物撤去工事	280	構造物撤去工	橋梁上部、橋梁下部、堰・水門、舗装、海岸構造物、河川構造物、道路構造物、砂防・地滑り構造物、上水・工業用水道構造物、下水構造物、農業農村整備構造物、鉄道・軌道構造物、海洋構造物、ライフライン構造物、土木構造物、機械、電気、通信
48 道路付属施設工事	470	道路付属施設工	防護柵(ガードレール)、遮音壁、区画線、道路標識設置、街路灯
49 道路清掃作業	480	道路清掃作業	サービス・サービスエリア、公衆便所、防護柵、標識、雨水施設、トンネル、路面
50 石工事	490	石工	石積み工事、石張り工事、石材加工工事
51 電気工事	500	建設電気設備工	発電設備工事、変電設備工事、受変電設備工事、自家発電設備工事、特殊高圧受変電設備工事 配送電線工事、引き込み線工事、配管配線工事、架空電線路工事、地中電線路工事 電気設備(非常用電気設備を含む)工事、照明設備工事、ネオン装置工事、該当設置工事、避雷針設置工事 交通信号設備工事、鉄道信号機設備工事 水車据え付け工事、通水試験工事 電機防食工事の新設、増設、改築
	501	建築電気設備工	建築総合電気設備工事、建築電気通信設備工事、建築受変電設備工事、建築太陽光発電設備、その他電気設備等の新設、増設、改築
52 給排水衛生設備工事	510	給排水衛生設備工	給排水設備工事、給湯設備工事、揚水ポンプ設備工事、衛生器具設備工事、給水・貯水・貯湯タンク設備工事、厨房設備工事、ガス水道管工事、冷凍・冷蔵庫工事、都市ガス設備工事、液化天然ガス設備工事、ガス貯留設備工事等の新設、増設、改築

53	空調設備工事	520	空調設備工	空調設備工事、冷暖房設備工事、ボイラー・温風機設備工事、冷凍設備工事、空気洗浄設備、全熱交換機設置工事、オイルタンク設備工事、送風機設備工事、空調用ポンプ設備工事、冷却塔工事、換気設備工事、排煙設備工事、自動制御設備工事等の新設、増設、改築
54	浄化槽設備等工事	530	浄化槽設備等工	し尿浄化槽工事、汚物浄化槽工事、上下水道管内配管工事、管接合工事、高圧ガス配管工事、その他管工事の新設、増設、改築
55	タイル・れんが・ブロック工事	540	タイル・れんが・ブロック工	建築用コンクリートブロック積み張り工事、れんが積み張り工事、タイル張り工事、築路工事、石綿スレート張り工事
56	鉄骨・鉄塔・鋼製煙突工事	550	鉄骨・鉄塔・鋼製煙突工	鉄骨工事(製作、建方)、鉄塔・反射板、鋼製煙突、展望台、バックネット、組立局舎 ただし鉄骨鉄筋コンクリート造を含む
57	鋼製橋脚工事	260	鋼製橋脚工	飯桁橋、箱桁橋、トラス橋、アーチ橋、ラーメン橋、斜張橋、吊り橋、その他の鋼製橋脚工事
58	鋼橋上部工事	250	鋼橋上部工	飯桁橋(ヒビーム含む)、箱桁橋、トラス橋、アーチ橋(ランガー、ローゼ、ニールセンを含む)、ラーメン橋(フィレンディール含む)、斜張橋、吊り橋
59	水門扉等工事	561	河川用水門扉工	水門扉製作工事、鋼製自動堰工事、非常用洪水吐きゲート製作・据付工事、発電用水圧鉄管据付工事
		562	ダム用水門扉工	放流設備(非常用、常用、維持流量)、取水設備(常用、表面、発電用)、水位低下設備
		563	樋門・樋管扉工	スライドゲート、ローラーゲート
60	プール・水槽・タンク等工事	570	プール・水槽・タンク等工	鋼製プール工事、鋼製水槽工事、鋼製貯蔵タンク工事、ステンレス製プール工事、その他の構造物
61	鉄筋工事	580	鉄筋工	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事、機械継手、溶接継手
62	アスファルト舗装工事	230	アスファルト舗装工	アスファルト舗装、再生舗装、特殊舗装(排水性舗装など)
63	セメント・コンクリート舗装工事	240	セメントコンクリート舗装工	コンクリート舗装、鉄筋コンクリート舗装、繊維補強コンクリート舗装、プレストレストコンクリート舗装、転圧コンクリート舗装、プレキャスト版舗装、コンクリート増厚舗装、その他の舗装
64-1	歩行者系舗装工事	591	歩行者系舗装工	歩道、自転車道、公園及び広場
64-2	路盤路床工事	592	路盤路床工	瀝青安定処理路盤工、セメント安定処理路盤工、石灰安定処理路盤工、路上再生路盤工、粒度調整路盤工、粒状路盤工、路床安定処理工、路床置換工、路床工
65	浚渫・床掘工事	110	浚渫工	浚渫工事(浚渫船等によるもの)
66	塗装工事	600	塗装工	塗装工事、下地調整工事、溶射工事、ライニング工事
67	防水工事	610	防水工	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、目地防水工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事、遮水シート
68	機械器具設置工事	621	施工設備工	骨材貯蔵・輸送設備、骨材生産設備、コンクリート生産設備、コンクリート輸送設備、コンクリート打設設備、濁水処理設備、コンクリート加熱設備、セメント貯蔵・輸送設備、給水設備
		622	ポンプ設備工	利水揚水、内水排除、雨水排水、上水送水、下水処理、空調用水、用水発電、地下構造物湧水排水
		623	トンネル換気設備工	トンネル換気設備工事、トンネル消火栓設置工事、電気集塵機設置工事、フィルター式集塵機設置
		624	トンネル非常用設備工	消火設備、通信設備(通報装置、非常用電話等)
		625	その他機械器具設置工	共同溝付帯設備、散水融雪設備、下水道送風機設備、下水道水処理設備、下水道汚泥処理設備、下水道汚泥焼却設備、脱硫設備、脱臭設備、曝気設備、河川浄化設備、昇降設備、係船設備、除塵機
		626	エレベーター設備工	
69	熱絶縁工事	640	熱絶縁工	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事、動力設備熱絶縁工事、燃料工業熱絶縁工事、化学工業熱絶縁工事
70	通信工事	650	通信工	無線通信設備(多重無線設備、監視制御設備等)、有線通信設備(光ケーブル、情報管路等)、観測設備(テレメータ設備(雨量、水位)、土石流監視設備等)情報提供設備(ダム放流警報設備、河川情報表示設備等)、画像設備(CCTV設備、画像処理設備等)、情報処理設備(河川情報処理設備、ダム放流処理設備等)、その他の設備
71	造園工事	660	造園工	植栽工事、地被工事、敷地造成工事、石積・擁壁工事、植栽基盤工事、園路広場工事、修景施設工事、休養施設工事、遊戯施設工事、運動施設工事、教養施設工事、便益施設工事、管理施設工事、グラウンド・外柵整備工事、自然育成工事、法面工事、水景工事、給排水工事、電気工事、維持管理工事、その他の造園工事
72	さく井工事	670	さく井工	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削井工事、浅井戸築造工事、さく孔工事、深井戸、揚水設備
73	上水・工業用水道工事	681	取水総合施設工	取水口、取水堰、取水塔、取水門、スクリーン、除塵機設備
		682	浄水場施設工	浄水場施設、急速混和池、フロック形成池、沈殿池、濾過池、沈砂池、排水処理施設、薬品注入施設、消毒施設、高度処理施設、膜処理施設、脱水設備、着水井、浄水池、管理棟、汚泥処理施設、受配電施設、送水ポンプ施設、制御施設、オゾン接触施設、活性炭吸着施設
		683	送配水施設工	送配水管路、配水池、配水ポンプ場、調整池、水道橋、消毒施設、制御施設、調圧水槽
		684	導水施設工	導水管路、調圧水槽、導水ポンプ場、水管橋、制御施設
74	下水道処理施設工事	690	下水道処理施設工	下水処理施設、固形物分離施設、生物処理施設、付着性物処理施設、汚泥処理、泥焼却施設
75	消防施設工事	700	消防施設工	自動火災報知設備、非常警報設備、ガス漏れ警報設備、非常用照明設備、誘導灯設備、防火設備、排煙設備、屋内外消火栓設備、連結送水管設備、スプリンクラー設備、連結散水設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、粉末消火設備
76	清掃施設工事	711	中間処理施設工(清掃施設)	焼却炉、粗大ごみ処理施設、資源化リサイクル施設、廃プラスチック処理施設、溶融炉、燃料化施設、高速堆肥化施設、屎尿処理施設
		712	最終処分施設工(清掃施設)	貯留構造物、遮水工、浸出水集排施設、地下水集排施設、浸出水処理施設、搬入管理施設、防災調整池
77	維持修繕工事	720	維持修繕工	舗装打換工事、舗装版破砕工事、道路(堤防)除草工事、舗装目地補修工事、路面切削工事、堤防天端補修工事、建築補修工事

## 図面種類一覧

## 1 建築の図面種類

&lt;意匠&gt;

名称	縮尺	適用
表紙		
図面リスト		
特記仕様書		
附近見取図	1/5000	目標物記入
配置図	1/600、(1/1000)	
仕上表		仕上げ記号を用いる
求積図	1/200、(1/300)	建築面積、延床面積（補助工事は、該当法令による面積表が別に必要）
平面図	1/200、(1/100)	
屋根伏図	1/200、(1/100)	
立面図	1/200、(1/100)	全面（光庭等は必要に応じて作図する）
断面図	1/200、(1/100)	2面以上
天井伏図	1/200、(1/100)	各階
防寒伏図	1/200、(1/100)	各階
断面詳細図	1/40、(1/30)	
階段詳細図	1/40、(1/30)	
平面詳細図	1/50	同一平面でない限り、各階の各部分全て
展開図	1/50、(1/60)	特に不要と認められる以外は、各室各面
各部詳細図	1/2～1/50	各部必要のある箇所
建具共通仕様		
建具記号図	1/200、(1/100)	
建具リスト		
建具表	1/50	記号、寸法、材質、金物、仕上げ、硝子、その他記入
家具共通仕様		
建具記号図	1/200、(1/100)	
建具リスト		
建具表	1/50、(1/30)	記号、寸法、材質、金物、仕上げ、硝子、その他記入
従物記号図	1/200、(1/100)	
従物リスト		
外構配置図	1/600、(1/1000)	各部配置、排水等
外構詳細図	1/20、1/30	各部必要ある箇所
仮設計画図	1/600、(1/1000)	仮囲い、仮設道路、ゲート、歩道切下げ
日影図		等時間日影曲線図記入
法規チェック図	1/200、(1/100)	防火、防煙区画、換気、採光、排煙計算

< 構 造 >

名称	縮尺	適用
構造基準		
地質柱伏図		基礎形状又は支持地盤位置を記入
基礎伏図	1/200、(1/100)	
基礎リスト	1/20、1/30、1/50	
各階伏図	1/200、(1/100)	通り、柱、梁、床版、壁記号、杭打ちの場合は、杭伏図
軸組図	1/200、(1/100)	
柱梁断面リスト	1/20、1/30、1/50	
各部詳細図	1/20、1/30、1/50	各部配筋図、鉄骨詳細図（ジョイント詳細含む）
く体貫通補強図	1/200、(1/100)	梁貫通孔補強
梁伏図、小屋伏図	1/100	（木造のみ）
軸組量の計算		（木造のみ）

2 電気・機械設備の図面種類

分野	図面の種類
設備	表紙
	図面目録
	仕様書
	機器表・器具表
	案内図
	配置図
	断面図
	系統図
	平面図
	詳細図
	その他

「図面 DTD ファイル」及び「図面管理ファイル (DRAWINGF.XML)」の修正

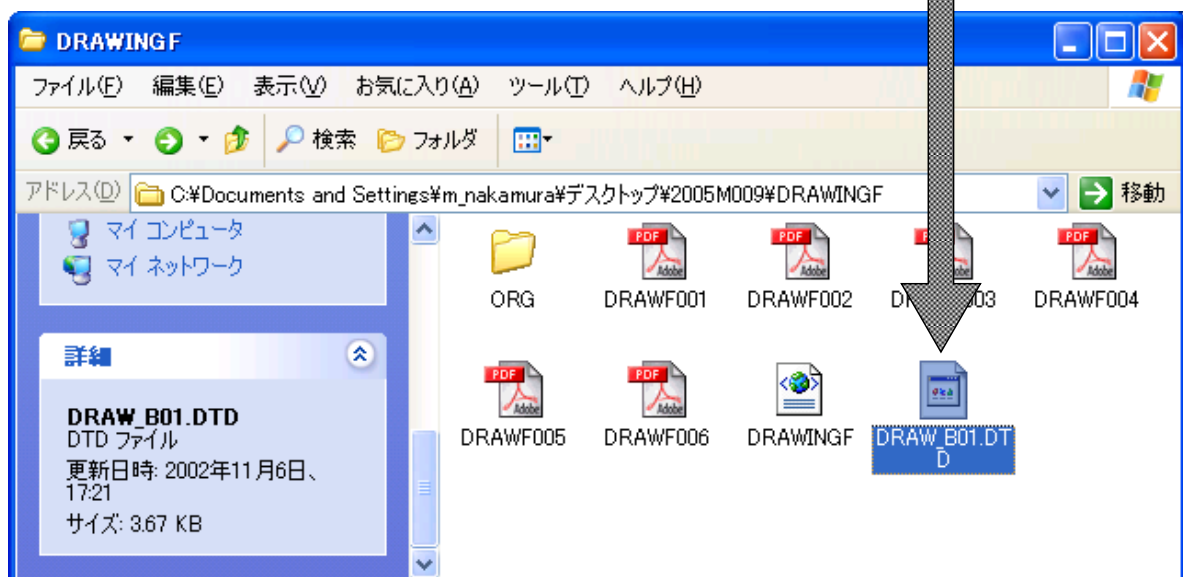
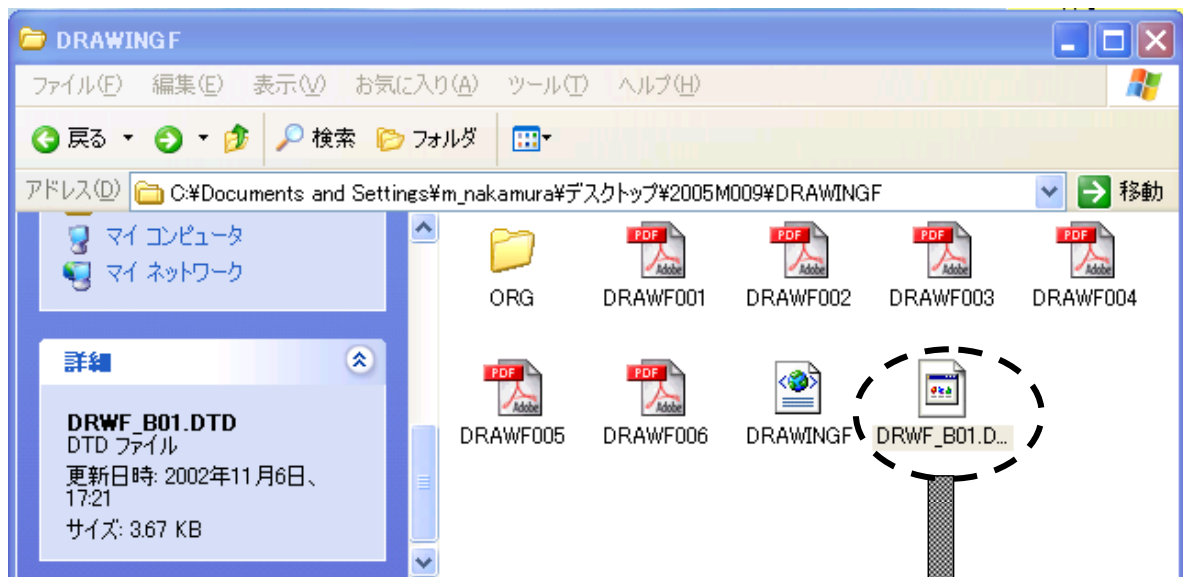
旭川市電子納品作成システムで電子成果物を作成する場合、DRAWINGF フォルダ内にある DTD ファイル名が不適切なものとなるため、次の手順により修正する。

手順 1)

エクスプローラ等で DRAWINGF フォルダを表示する。

手順 2)

「DRWF\_B01.DTD」のファイル名を「DRAW\_B01.DTD」に変更する。

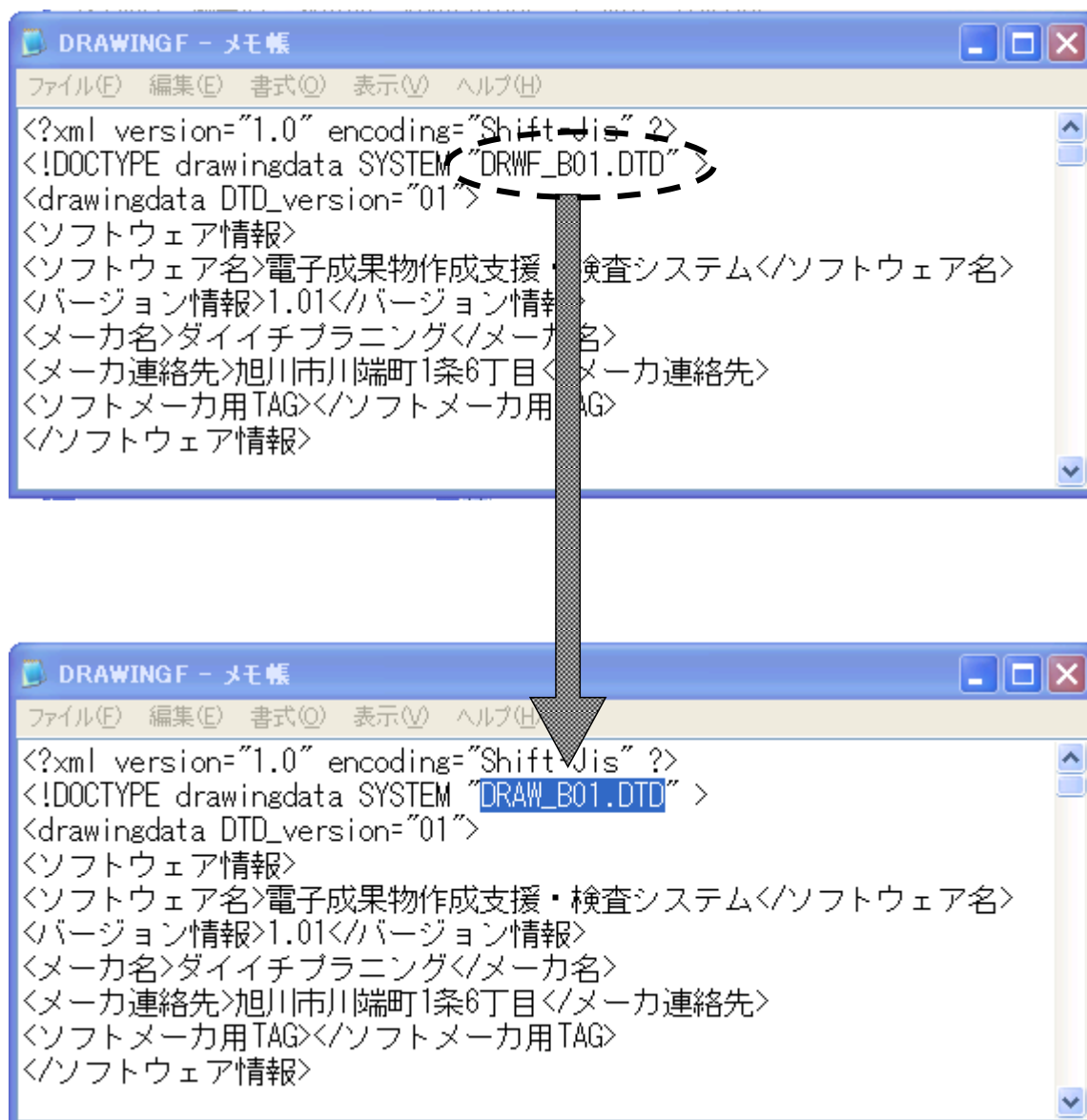


手順 3)

「DRAWINGF.XML」をメモ帳で開く。

手順 4)

上から 2 行目の「DRWF\_B01.DTD」を「DRAW\_B01.DTD」に変更し、上書き保存する。



## 【工事請負契約設計変更ガイドライン（営繕工事編）】

本ガイドラインは、旭川市が発注する建築物・電気設備工事・機械設備工事等の公共工事における適正な施工及び品質の確保に向け、発注者と請負人が対等な立場で共通の認識を持ち、必要な設計変更を適切に行えるよう、その基本的な考え方や対象範囲、手続き方法等を明確にすることを目的に定めるものである。

### I 設計変更の基本的な考え方

#### ■ 基本的な考え方

設計変更とは、工事の実施に当たり、契約の目的（工事の内容の同一性）を変更しない限度において、旭川市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び市の内部規定である旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領（以下「取扱要領」という。）等の本市が定める規定に基づき、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（以下「設計図書」という。）の一部を変更することをいう。

また、設計変更に伴い、工期又は請負代金額を変更する場合は、発注者と請負人で協議を行い、契約変更を行うものとする。

#### ■ 発注者の留意事項

1. 発注者は、工事の施工に係る制約事項等について、設計図書に必要な施工条件等を明示するものとし、設計図書等に疑義が生じた場合は、原則として発行年月日及び氏名が記載された文書（電子メールや情報共有システムで送付された電磁的記録含む。）（以下「書面」という。）により、請負人への必要な指示や協議を行う。
2. 工事監督員は、設計変更に該当する事項等の確認の請求があった場合は、請負人の立会いの上、直ちに調査を行い、その結果（設計変更の可否等含む。）を主任監督員及び総括監督員と協議した上で、速やかに発注者に報告する。なお、調査結果は、調査終了後14日以内（工事の進捗状況を踏まえ出来る限り速やか）に請負人に通知する。
3. 発注者は、協議内容について、各種検討や関係部局調整等を速やかに行うとともに、当初設計の考え方や設計条件を再確認の上、設計変更の必要性（規格の妥当性・変更対応の妥当性）を明確にする。
4. 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際に、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

#### ■ 請負人の留意事項

1. 請負人は、工事の着手に当たって設計図書の精査を行い、設計図書等に疑義が生じた場合は、原則として書面により、工事監督員と協議を行う。
2. 請負人は、設計変更（契約約款第18条第1項各号の条件変更等）に該当する事項等を発見した場合は、その事実が確認できる資料を書面により工事監督員へ通知し確認を求める。
3. 協議内容によっては、発注者側での各種検討や関係部局調整等により、回答までに期間を要する場合があるため、請負人は、その設計変更に係る事実が判明次第速やかに協議を行う。
4. 請負人は、指示書や協議書等の書面による回答を得てから施工する。

## II 設計変更の対象

### ■ 設計変更の対象

以下のとおり、契約約款の各規定に該当する場合は、設計変更の対象となる。

#### 【第18条第1項各号(条件変更等)に該当する場合】

##### ① 設計図書が一致しない [第1号]

図面、仕様書、現場説明書等の内容が一致しない場合

###### 【具体例】

- ・ 図面と特記仕様書の材料寸法、仕様等の記載が一致しない

##### ② 設計図書に誤謬又は脱漏がある [第2号]

設計図書に誤りがあると思われる場合又は設計図書に表示すべきことが表示されていない場合

###### 【具体例】

- ・ 条件明示する必要があるにも関わらず、土質・地下水位等に関する一切の明示がない
- ・ 図面に記載された寸法や材料名が間違っている
- ・ 建築・電気設備・機械設備の各分野の設計内容が相互に整合していない

##### ③ 設計図書の表示が明確でない [第3号]

設計図書の表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合

###### 【具体例】

- ・ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である
- ・ 工事施工上必要な材料仕様について明示がない
- ・ 改修工事等において既存図面等の不備・不足等により、仕様が判別しない

##### ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない [第4号]

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合

###### 【具体例】

- ・ 設計図書に示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した
- ・ 設計図書に示された配管・配線等と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した
- ・ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有材を発見し、調査及び撤去が必要となった

##### ⑤ 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた [第5号]

当初は予期することができなかったために、設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合

###### 【具体例】

- ・ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった
- ・ 工事範囲の一部に軟弱な地盤が見つかり、地盤改良等が必要となった
- ・ 周辺住民との協議により、新たな制約が付加された

**【第19条(設計図書の変更)に該当する場合】**

**⑥ 発注者が必要と認めて設計図書の変更を行う場合**

発注者が自己の都合によって設計図書を変更する場合

**【第20条(工事の中止)に該当する場合】**

**⑦ 請負人の責に帰すことができない事由により、発注者が工事を一時中止させる場合**

発注者が工事用地等の確保ができない場合又は天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)の請負人の責めに帰すことができない事由により、工事を施工できないと認められる場合で、発注者が工事を一時中止させた場合

**【第21条(請負人の請求による工期の延長)に該当する場合】**

**⑧ 請負人の責に帰すことができない事由により、請負人が工期の延長を請求した場合**

天候不良、関連工事の調整への協力、材料の納期期限等請負人の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができない場合で、請負人が工期の延長変更を請求した場合

**【第22条(発注者の請求による工期の短縮等)に該当する場合】**

**⑨ 特別な理由により、発注者が工期の短縮を請求した場合**

特別な理由により、工期を短縮する必要がある場合で、発注者が工期の短縮変更を請求した場合

**【第25条各項(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)に該当する場合】**

**⑩ 工期内で12か月が経過した後に賃金水準又は物価水準の変動により、発注者又は請負人が請負代金額の変更を請求した場合 [第1項:スライド条項]**

債務負担行為を用いた工期が1年以上の長期工事を対象とし、契約締結日から12か月経過した後、賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となった場合で、発注者又は請負人が請負代金額の変更を請求した場合

**⑪ 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、発注者又は請負人が請負代金額の変更を請求した場合 [第5項:単品スライド条項]**

賃金水準や物価全体の水準は安定していても、特別な要因により、一部の主要な工事材料の価格が著しく変動し、12か月の経過を待たずして工期内に請負代金額が不適当となった場合で、発注者又は請負人が請負代金額の変更を請求した場合

**⑫ 予期することのできない特別の事情により工期内に急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、発注者又は請負人が請負代金額の変更を請求した場合 [第6項:インフレ条項]**

戦争等の影響による国際価格の高騰等といった予測することのできない特別な事情により、急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な価格水準一般の変動が生じ、工期内に請負代金額が不適当となった場合で、発注者又は請負人が請負代金額の変更を請求した場合

## 【第30条(請負代金額の変更)に代える設計図書の変更)に該当する場合】

### ⑬ 発注者が特別な理由により請負代金額の増額に代えて設計図書を変更する場合

契約約款上の規定により請負代金額を増額すべき場合において、発注者が予算制度や予算の運営上等の特別な理由により請負代金額の増額が行えない場合に、請負代金額の増額分に代えて、請負人と協議の上、発注者が設計図書を変更する場合

### ◇ 設計変更の対象とならない場合

以下の場合、原則として設計変更該当しない。ただし、臨機の措置(第26条)により施工した場合はこの限りではない。

- (1) 契約約款や公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合
- (2) 正式な書面による指示等によらない(口頭のみ指示・協議等)で施工した場合
- (3) 設計図書に定めのない事項について、発注者と協議を行わない又は発注者からの指示等の通知がない状況で、請負人が独自に判断して施工した場合
- (4) 発注者と協議しているが、協議の回答前に施工した場合
- (5) 請負人が自らの都合による施工方法等について、工事監督員に同意を得て施工した場合

### ■ 契約変更の対象

設計変更により契約変更することのできる範囲は、以下のいずれかに該当する場合とする。

- ・ 現に施工中の工事と密接な関係がある工事内容の変更において、変更見込金額が請負代金額の30%を超えず、かつ、2,000万円未満の増額である場合

- ・ 変更に係る工事が、現に施工中の工事と分離して発注することが著しく困難なものである場合

※設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。

※設計図書において設計条件又は施工方法等を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法等を変更した場合のほかは、原則として契約変更の対象としない。

### ■ 軽微な設計変更

以下に該当する設計変更(以下「軽微な設計変更」という。)は、事務処理の簡素合理化及び事業の効率的執行を図るため、当該範囲を超えるまで、または工期終了前(複数年度工事は各年度末)までは、契約変更を行わずに、発注者からの設計変更内容の通知をもって、変更に係る工事に着手することができる。当該範囲を超えた場合、または工期終了前等には、それまでの軽微な設計変更に係る契約変更を一括して行うものとする。

- ・ 設計変更見込金額が請負代金額の10%を超えず、かつ、300万円未満のもの
- ・ 工期の変更及び構造・工法・位置・断面等の変更で重要なもの以外

※旭川市議会の議決を経た工事の請負契約は、軽微な設計変更の対象とならない。

## ■ 仮設・施工方法等の「指定」と「任意」について

### 【自主施工の原則】(契約約款第1条第3項)

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「仮設・施工方法等」という。)については、契約約款及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、原則として、請負人の責任において定める。

### 【仮設・施工方法等の種別】

#### 「指定」

発注者が、工事の特殊性や安全の確保等のために必要があると判断し、設計図書に明示し、仮設・施工方法等を指定する場合

#### 「任意」

上記以外の場合で、請負人が、施工条件への対応や安全性の確認等、必要な検討を行い、その責任において、仮設・施工方法等を選択する場合

### 【「指定」・「任意」の設計変更の可否】

当初設計時に明示した制約と現場の条件が異なる場合や、明示されていない新たな制約が追加となった場合で、それらの変更に伴う仮設・施工方法等の変更が必要と判断された場合は、設計変更の対象となる。

	「指定」の場合	「任意」の場合
設計図書における仮設・施工方法等の明示	具体的に明示	明示しない
仮設・施工方法等の変更	発注者の指示 又は承諾が必要	請負人の判断 (施工計画書等の修正は必要)
<u>仮設・施工方法等の変更に伴う設計変更の可否</u>	<u>対象となる</u>	<u>対象とならない</u>
<u>明示された施工条件の変更に伴う設計変更の可否</u>	<u>対象となる</u>	<u>対象となる</u>

## ■ 設計内訳書の取扱いについて

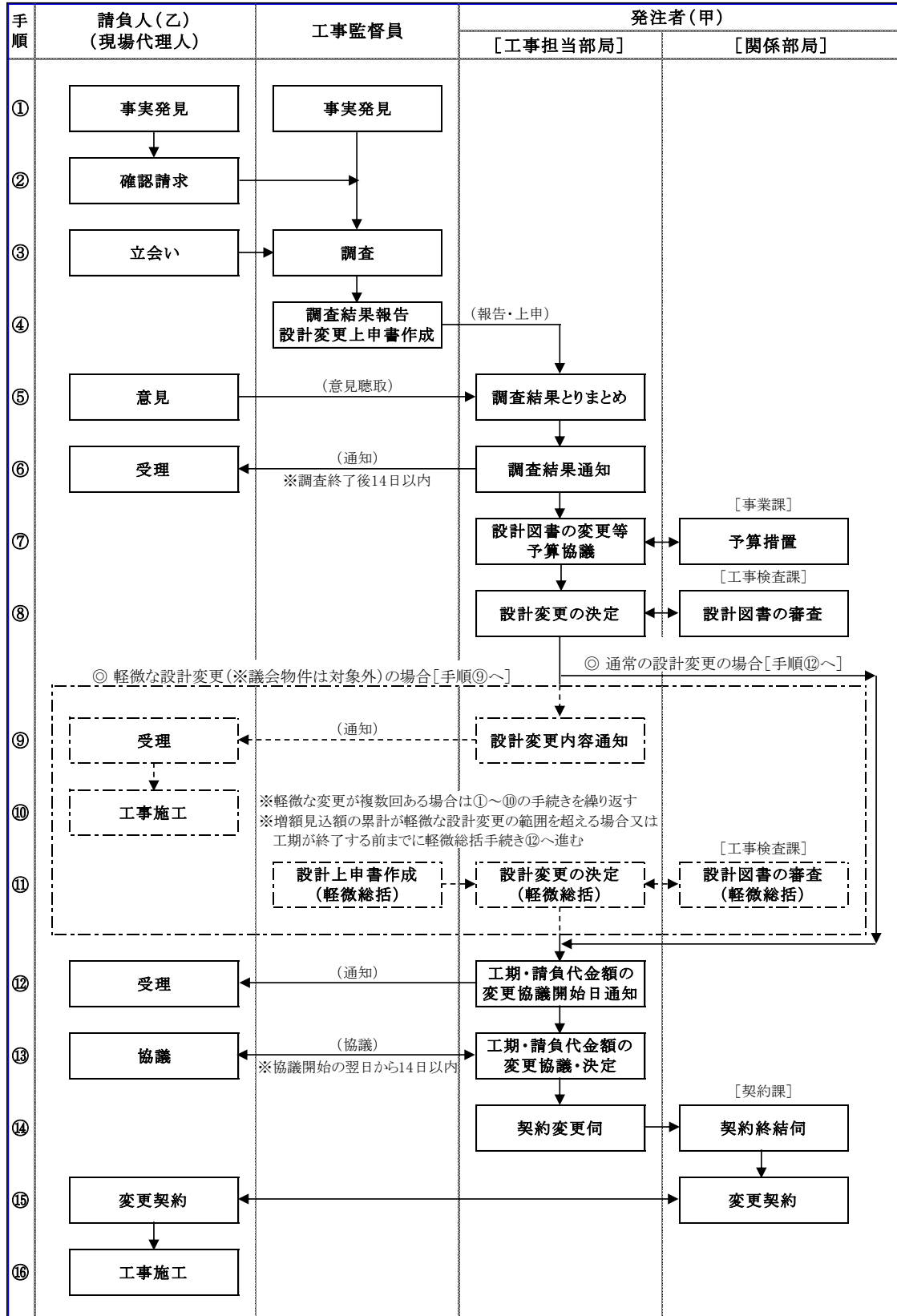
設計内訳書は、「予定価格の算出の基礎を明らかにした書類」として作成されたものであり、積算の適性化及び見積期間の短縮化を図ることを目的に、参考資料として提示しているものであるため、設計図書には含まれず、設計図書の変更を伴わない場合で、設計内訳書の内容(仕様・数量等)のみに変更・修正等が必要な場合は、設計変更の対象とならない。

設計変更に伴う単価及び共通費は、原則として当該工事の起工時の単価及び共通費取扱要領に従うものとする。ただし、設計内訳書に新たに追加される種別・細目については、設計変更を上申した日の単価とする。

### Ⅲ 設計変更の手続き方法

#### ■ 契約約款第18条第1項に該当する場合の手続き

##### 【手続きフロー】



【手続き内容】 ※作業手順は手続きフローによる。

① **事実発見**

請負人又は工事監督員は、設計変更該当する事実を発見した場合は、契約約款の内容に合致していることを確認の上、その事実を確認できる資料をとりまとめる。

② **確認請求** (契約約款第18条第2項)

請負人は、発見した事実を確認できる資料を、書面(請求書・施工協議簿等)により工事監督員へ通知し、その確認を請求する。

③ **立会い調査** (契約約款第18条第2項)

工事監督員は、請負人から確認請求があった場合又は自ら事実を発見した場合、請負人の立会いの上、直ちに調査を行う。

④ **調査結果報告／設計変更上申** (取扱要領第5条第1項)

工事監督員は、調査結果を発注者へ報告するとともに、設計変更の必要が生じた場合は、設計変更上申書に当初設計図書の変更箇所等がわかる資料(必要に応じて写真含む。)を添付し、発注者へ上申する。

⑤ **調査結果とりまとめ** (契約約款第18条第3項)

発注者は、調査内容について請負人の意見を聴いて、調査結果(必要に応じて対応措置の指示を含む。)をとりまとめる。

⑥ **調査結果通知** (契約約款第18条第3項)

発注者は調査終了後14日以内に調査結果(必要に応じて対応措置の指示を含む。)を、書面により請負人に通知する。

⑦ **設計図書の変更等／予算協議** (契約約款第18条第4項／取扱要領第5条第1項)

発注者は、設計変更上申書の内容を掌握し、設計変更の必要があると認める場合は、設計図書の訂正又は変更(設計内訳書の変更含む。)を行い、変更内容に伴う増額分の予算が確保されていることを、書面により関係部局(事業課)に確認する。

⑧ **設計変更の決定** (取扱要領第5条第2項)

発注者は、変更に係る予算措置を確認した上で、設計内容について関係部局(工事検査課)の審査を受け、設計変更を行うことを決定する。

※軽微な設計変更の場合(議会物件は対象外)

⑨ **設計変更内容通知** (取扱要領第5条第3項)

発注者は、軽微な設計変更を決定した場合は、変更内容を書面により、請負人に通知する。

⑩ **工事施工**

請負人は、発注者からの書面による設計変更内容通知を受理した段階で、軽微な設計変更に係る工事を施工することができる。

※軽微な設計変更の場合(議会物件は対象外)

⑪ **設計変更上申／設計変更の決定(軽微総括)** (取扱要領第5条第5項)

工事監督員は、軽微な設計変更に伴う増額見込額の累計が、請負代金額の10%以上又は300万円以上になる場合、及び工期が終了する前(複数年度工事は各年度末)までに、軽微な設計変更(複数回行った場合は全ての設計変更)の総括に係る設計変更上申書に関係図書を添付し、発注者に上申する。

発注者は、その設計内容について関係部局(工事検査課)の審査を受け、設計変更を行うことを決定する。

⑫ **工期・請負代金額の変更協議開始日通知** (契約約款第23第2項・第24条第2項)

発注者は、工期及び請負代金額の変更協議に係る開始日について、請負人の意見を聴いて決定し、書面により請負人に通知する。

⑬ **工期・請負代金額の変更協議・決定** (契約約款第23第1項・第24条第1項)

発注者と請負人は、工期及び請負代金額の変更内容について、書面により協議し決定する。

⑭ **契約変更伺／契約締結伺** (取扱要領第5条第4項)

発注者は、設計変更(軽微な設計変更除く。)を決定した場合は、変更契約伺書に関係書類を添付して、設計変更に係る契約変更の手続きを関係部局(契約課)に依頼する。

関係部局(契約課)は、設計変更に係る契約締結の手続きを行い、設計変更(請負代金額・工期等の変更)を行う旨を、変更契約書を添えて、請負人に通知する。

⑮ **変更契約**

請負人は、速やかに変更契約書を提出し、発注者との変更契約を締結する。

⑯ **工事施工**

請負人は、発注者との変更契約締結後、設計変更に係る工事を施工することができる。

## 第6章 資料

	書類名称	備考、関連法令及び文書	頁
その他	6-1 契約不適合点検について	令和6年度より見直し	212
	6-2 建設工事に係る再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく契約事務取扱いの変更について（通知）	建り法、文書A	214
	6-3 建設リサイクル法第11条通知に係る Logo フォーム開設について	建り法、建築指導課文書	223
	6-4 建設副産物対策の実務上の留意点	—	224

### 【凡例】

「建り法」：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）

「文書A」：建設工事等に係る再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく契約事務取扱いの変更について  
(04-01013-1)

## 6-1 契約不適合点検について

契約不適合があった場合は、約款に基づき受注者に、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求する。

契約不適合責任期間満了に伴う点検は、旭川市建設工事請負契約書第42条の規定による契約不適合の有無を確認するために公共建築課長又は設備課長が施設管理者立ち会いのもと実施する。

契約不適合点検の期限は、旭川市建設工事請負契約書第55条各項（次項）に定める契約不適合責任の期間内とし、点検の時期は公共建築課長又は設備課長が別に定める。

実際に点検を行う際には、受注者に対して立会いするよう協力を求め、点検員（公共建築課長又は設備課長が指名する職員）が施設管理者の立会いのもと、実施する。

（令和6年11月12日公共建築課及び設備課協議）

根拠

05-01001-21 工事請負契約書・旭川市建設工事請負契約約款.jtd  
（令和2年10月1日以降契約締結分から適用）  
旭川市建設工事請負契約約款

（契約不適合責任）

- 第42条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第55条 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
  - 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
  - 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
  - 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
  - 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
  - 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
  - 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
  - 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
  - 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは工事監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 6-2 建設工事に係る再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく契約事務取扱いの変更について（通知）

旭契第 442 号  
令和7年2月25日

工事担当課長

契約課長

### 建設工事に係る再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく契約事務取扱いの変更について（通知）（案）

このことについて、次のとおり事務取扱いを変更したので、通知する。  
なお、令和3年2月16日付け旭契第190号「建設工事に係る再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく契約事務取扱いの変更について（通知）」は廃止する。

#### 1 事務の概要

別紙「建設リサイクル法施行に伴う契約締結事務処理の流れ」のとおり。

#### 2 事務の内容

##### (1) 執行伺

建設リサイクル法対象の工事である場合は、執行伺書に建設リサイクル法対象工事である旨記載する。

##### (2) 公告又は指名通知等

建設リサイクル法対象の工事である場合は、入札の公告又は指名通知等で入札参加予定者等に対して、「建設リサイクル法の対象工事である」・「再資源化等に要する経費等を見積もった上で入札に参加する」旨を表記する。

##### (3) 協議

ア 落札業者は、落札決定後「再資源化等に要する経費等（別紙）協議用」を作成するとともに、工事発注課に電子メールで送付し、それをもとに工事担当課と電話等で協議を行う。

なお、紙による契約の場合は、従来とおり、工事担当課と直接協議を行う。

イ 協議にあたり、工事担当課は、落札業者が確実・適正に分別解体等及び再資源化等を行うように計画しているかを判断する。

ウ 協議が成立した場合、落札業者は、確定した金額や項目等を、「再資源化等に要する経費等（別紙）」に記入又はチェックし、工事担当課に電子メールで送付する。

なお、紙による契約の場合は、従来とおり、確定した金額や項目等を、「再資源化等に要する経費等（別紙）」に記入又はチェックし、工事担当課に提出する。

エ 上記ウの提出を受けた工事担当課は、「再資源化等に要する経費等（別紙）」を契約課に送付する。

なお、紙による契約の場合、工事担当課は、「再資源化等に要する経費等（別紙）」の右下に、「協議済 ○○ 課」と記載（ゴム印の使用可）する。

##### (4)-1 契約締結（電子契約）

工事担当課から「再資源化等に要する経費等（別紙）」が契約課に送付された後、契約課は契約書中に「6 再資源化等に要する経費等別紙のとおり。」と記入し、「再資源化等に要する経費等（別紙）」を添付し契約書案を作成し、電子契約システムを通じて、落札業者に送付する。

落札業者は契約書案を確認し、内容に問題がなければ承認する。

市は、落札業者が承認した契約書案を承認し、契約の締結となる。

##### (4)-2 契約締結（紙による契約）

上記(3)の協議が終了した後、落札業者は、「再資源化等に要する経費等（別紙）」を添付した契約書を契約課に提出する。

##### (5) 公告等記載事項

「本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を「再資源化等に要する経費等（別紙）」に記載する必要があることから、設計図書等に記載された特定建設資材廃棄物の種類、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で入札を行うこと。」

#### 3 施行年月日

令和7年2月25日以降に公告する工事から適用する。

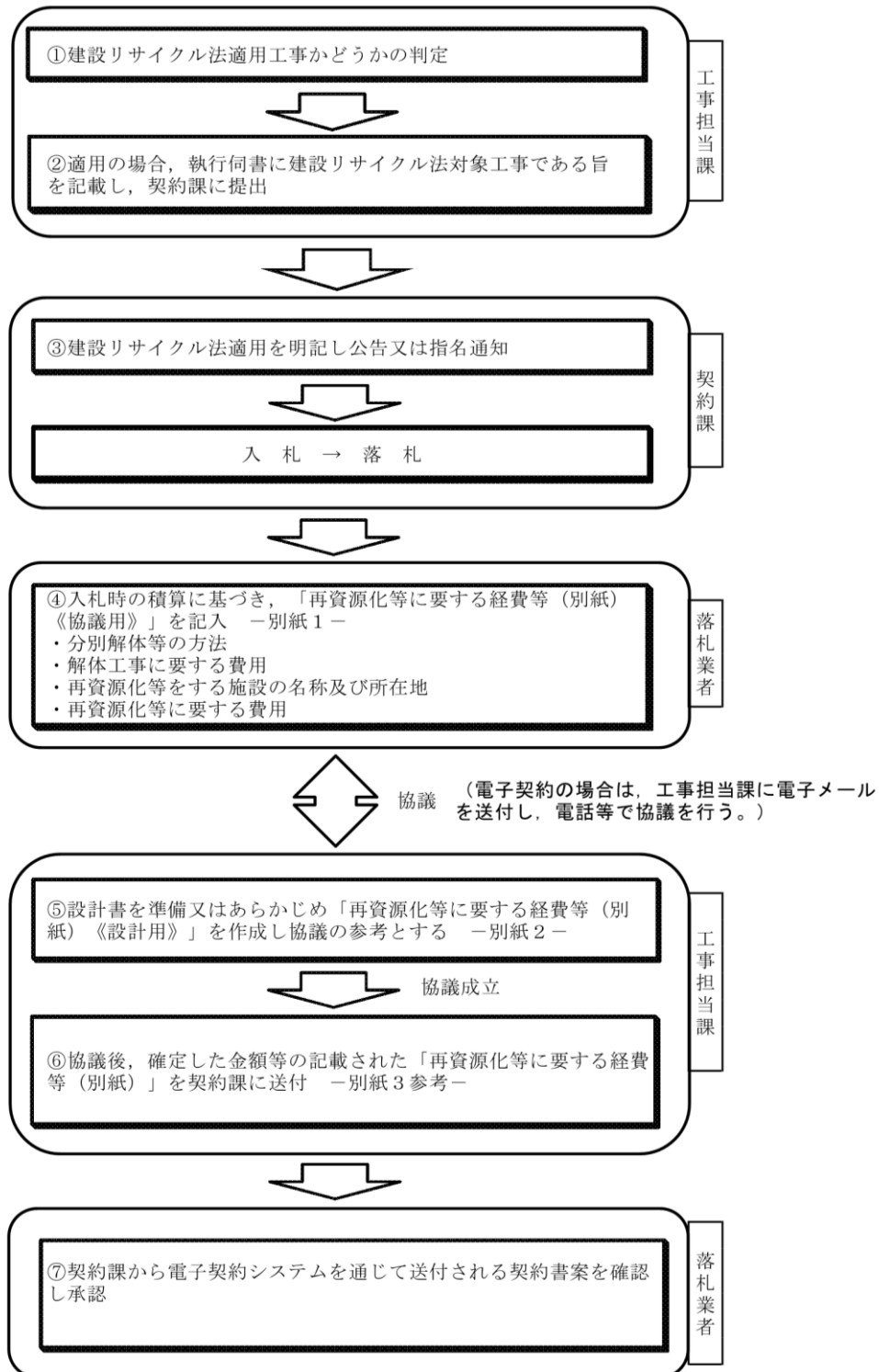
#### 4 落札業者への説明文

別紙「入札参加のみなさまへ」のとおり。

【担当】総務部契約課工事担当（内線3283）

## 建設リサイクル法施行に伴う契約締結事務処理の流れ (電子契約の場合)

### 1 事務処理の流れ

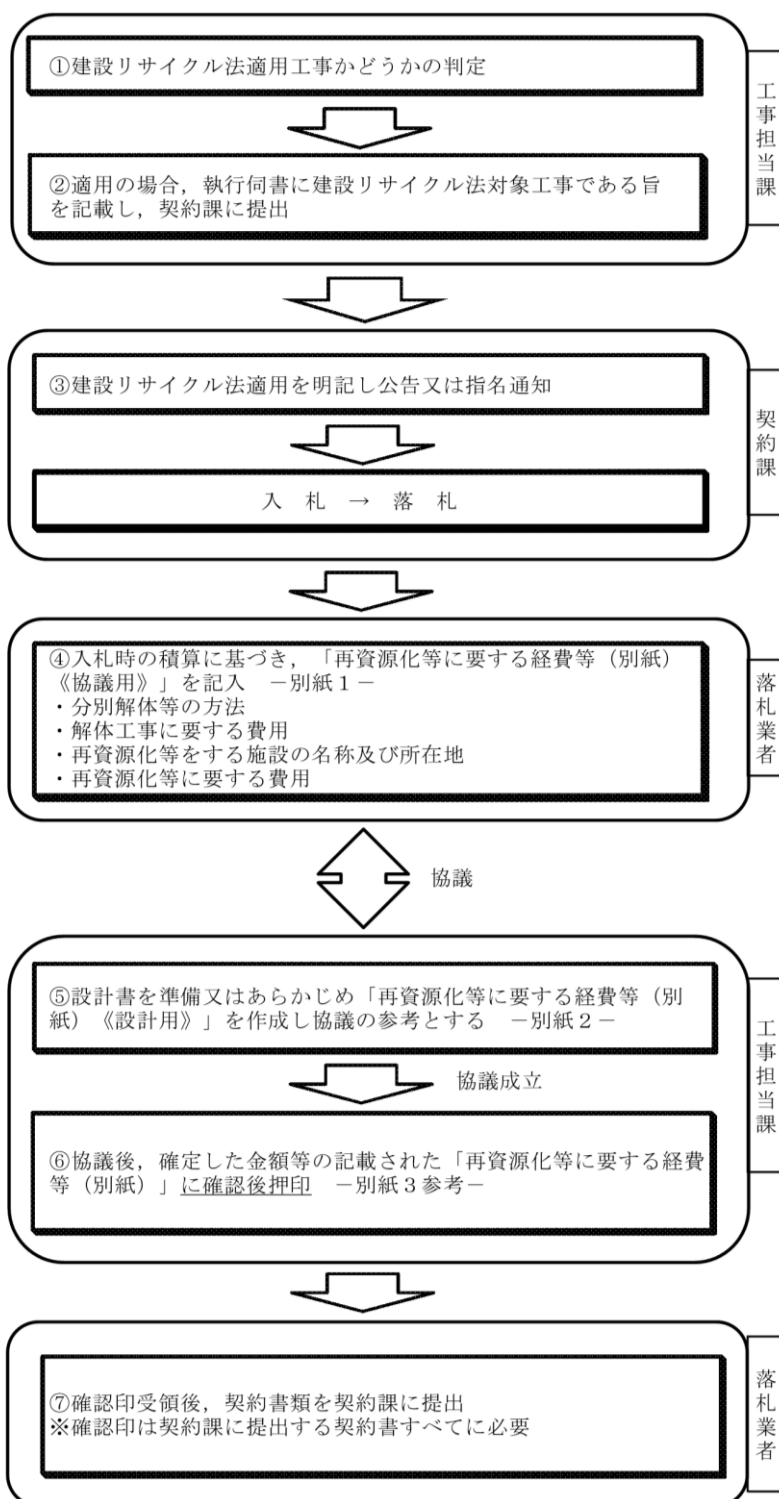


### 2 その他

- ・入札の結果、請負金額が同法適用金額を下回った場合は対象外となる。
- ・解体、再資源化など経費が著しく低く適正処理できないと判断され、工事担当課との協議が不成立の場合、契約が締結されない場合があることを周知する。
- ・別紙の再資源化等に要する経費等のみの変更契約は行わない。

## 建設リサイクル法施行に伴う契約締結事務処理の流れ (紙による契約の場合)

### 1 事務処理の流れ



### 2 その他

- ・入札の結果、請負金額が同法適用金額を下回った場合は対象外となる。
- ・解体、再資源化など経費が著しく低く適正処理できないと判断され、工事担当課との協議が不成立の場合、契約が締結されない場合があることを周知する。
- ・別紙の再資源化等に要する経費等のみの変更契約は行わない。

## 再資源化等に要する経費等《協議用》

本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事である場合に記入する。

**□ 1 分別解体等の方法**

(注) 以下の(1), (2), (3)のうち該当する工事にレを付した上、その「工程ごとの作業内容及び解体方法」欄に該当するものにレを付すこと。

**□ (1) 建築物に係る解体工事**

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ (2) 建築物に係る新築工事等**

工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ (3) 建築物以外のもに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）**

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ 2 解体工事に要する費用**

円 (税抜き)

(注) 解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。仮設費及び運搬費は含まない。

**□ 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地**

(注) 以下の特定建設資材廃棄物の該当するものにレを付した上、その「施設の名称及び所在地」欄を記入する。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
<input type="checkbox"/> コンクリート		
<input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材		
<input type="checkbox"/> 木材		
<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート		

**□ 4 再資源化等に要する費用**

円 (税抜き)

(注) 運搬費を含む。

**□ 5 上記1から4までの項目への記載事項は当初契約と変更なし**

(注) 変更契約の場合、該当する項目にレを付すこと。

## 再資源化等に要する経費等《設計用》

本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事である場合に記入する。

**□ 1 分別解体等の方法**

(注) 以下の(1), (2), (3)のうち該当する工事にレを付した上、その「工程ごとの作業内容及び解体方法」欄に該当するものにレを付すこと。

**□ (1) 建築物に係る解体工事**

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ (2) 建築物に係る新築工事等**

工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ (3) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）**

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**□ 2 解体工事に要する費用**

円（税抜き）

(注) 解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。仮設費及び運搬費は含まない。

**□ 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地**

(注) 以下の特定建設資材廃棄物の該当するものにレを付した上、その「施設の名称及び所在地」欄を記入する。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
<input type="checkbox"/> コンクリート		
<input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材		
<input type="checkbox"/> 木材		
<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート		

**□ 4 再資源化等に要する費用**

円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

**□ 5 上記1から4までの項目への記載事項は当初契約と変更なし**

(注) 変更契約の場合、該当する項目にレを付すこと。

## 再資源化等に要する経費等

本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事である場合に記入する。

**1 分別解体等の方法**

(注) 以下の(1), (2), (3)のうち該当する工事にレを付した上, その「工程ごとの作業内容及び解体方法」欄に該当するものにレを付すこと。

**(1) 建築物に係る解体工事**

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**(2) 建築物に係る新築工事等**

工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**(3) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）**

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

**2 解体工事に要する費用**

円（税抜き）

(注) 解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。仮設費及び運搬費は含まない。

**3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地**

(注) 以下の特定建設資材廃棄物の該当するものにレを付した上, その「施設の名称及び所在地」欄を記入する。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
<input type="checkbox"/> コンクリート		
<input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材		
<input type="checkbox"/> 木材		
<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート		

**4 再資源化等に要する費用**

円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

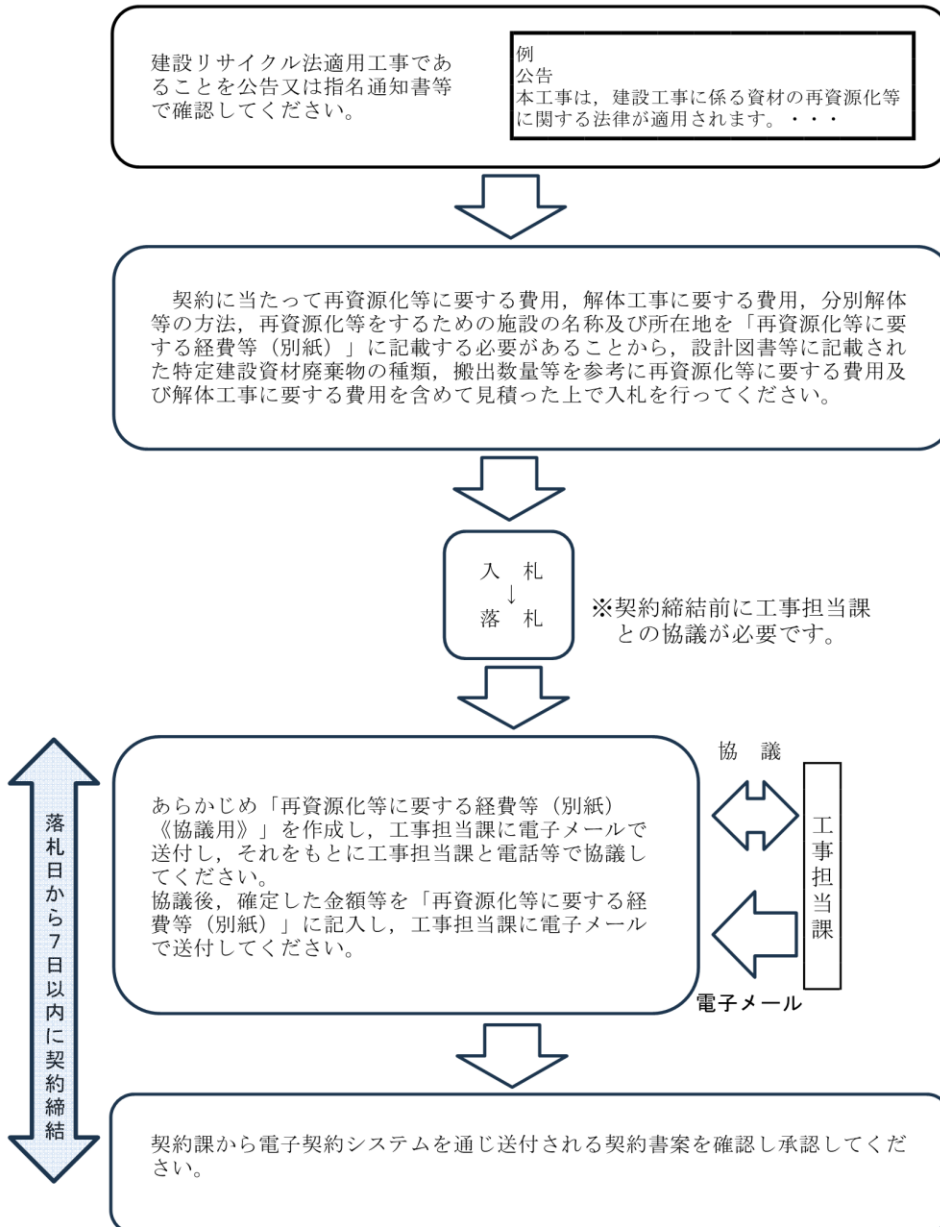
**5 上記1から4までの項目への記載事項は当初契約と変更なし**

(注) 変更契約の場合, 該当する項目にレを付すこと。

## 建設リサイクル法適用工事について

### 【入札参加のみなさまへ（電子契約）】

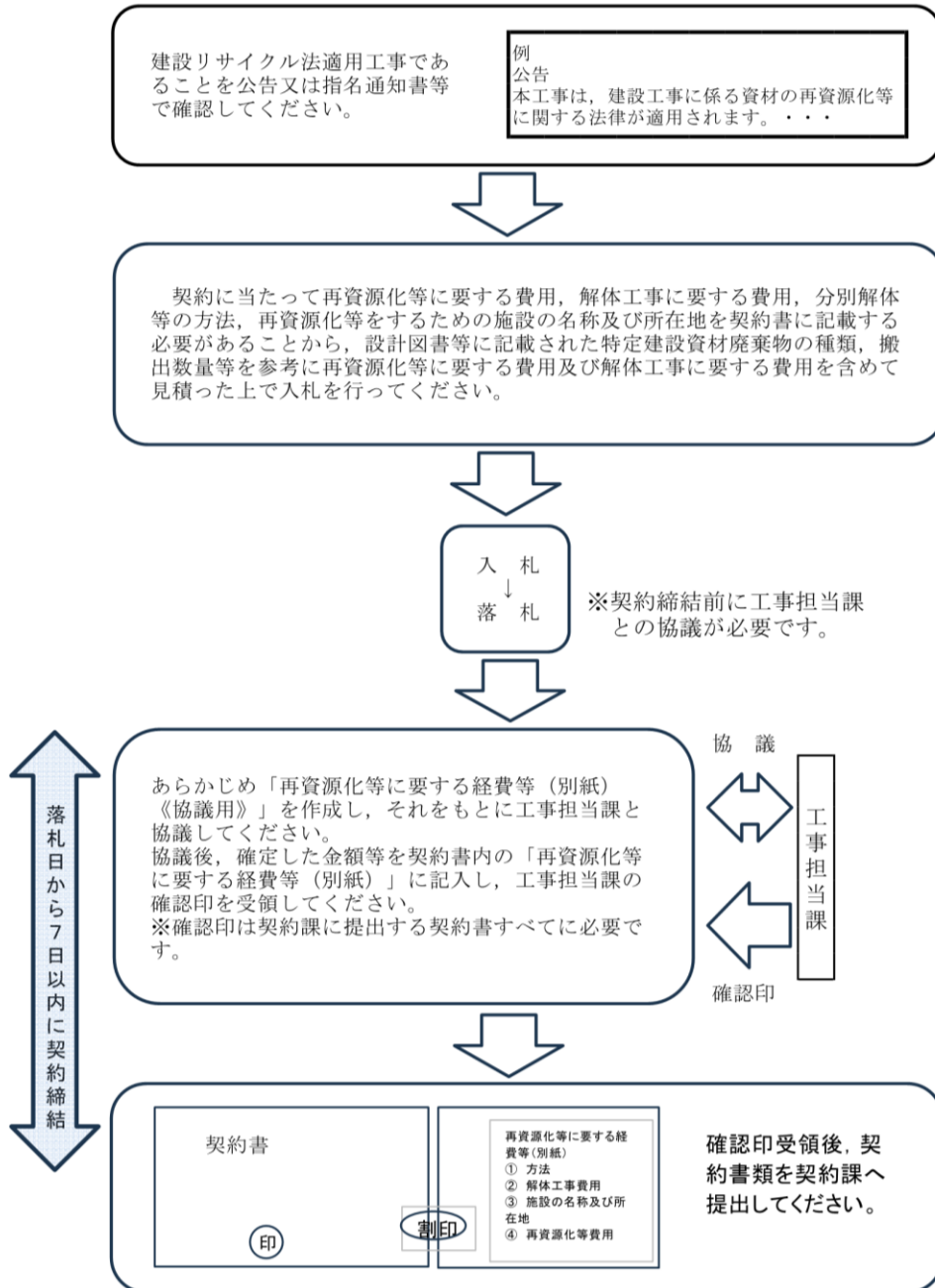
「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成14年5月30日に施行され、建設工事等において特定建設資材廃棄物の再資源化等が義務付けされているところであり、その事務手続を次のとおりとします。



## 建設リサイクル法適用工事について

### 【入札参加のみなさまへ（紙による契約）】

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成14年5月30日に施行され、建設工事等において特定建設資材廃棄物の再資源化等が義務付けされているところであり、その事務手続を次のとおりとします。



◎再資源化等に要する経費等（協議の内容）

(別紙)

### 再資源化等に要する経費等《協議用》

本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事である場合に記入する。

□ 1 分別解体等の方法  
 (注) 以下の(1)、(2)、(3)のうち該当する工事にレを付した上、その「工程ごとの作業内容及び解体方法」欄に該当するものにレを付すこと。

□ (1) 建築物に係る解体工事

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築物・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他	①建築物・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

□ (2) 建築物に係る新築工事等

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等 ②基礎・基礎ぐい ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

□ (3) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

□ 2 解体工事に要する費用 \_\_\_\_\_ 円（税抜き）  
 (注) 解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。仮設費及び運搬費は含まない。

□ 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地  
 (注) 以下の特定建設資材廃棄物の該当するものにレを付した上、その「施設の名称及び所在地」欄を記入する。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
<input type="checkbox"/> コンクリート		
<input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材		
<input type="checkbox"/> 木材		
<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート		

□ 4 再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円（税抜き）  
 (注) 運搬費を含む。

□ 5 上記1から4までの項目への記載事項は当初契約と変更なし  
 (注) 変更契約の場合、該当する項目にレを付すこと。

①分別解体等の方法

作業内容・分別解体等の方法にレ印を記入してください。  
設計図書の内容と一致する。

②解体工事に要する費用

特定建築資材廃棄物の取り壊し、積み込み費用等を記入してください。

③施設の名称・所在地

特定建築資材廃棄物の種類と施設の名称、所在地を記入してください。

④再資源化等に要する経費

特定建築資材廃棄物の運搬、処分費用等を記入してください。

※上記の（別紙）協議用を作成し工事担当課と協議します。

（電子契約の場合）

協議後、確定した金額等を、「再資源化等に要する経費等（別紙）」に記入し、工事担当課に電子メールで送付してください。

（紙による契約の場合）

協議後、確定した金額等を、契約書内の「再資源化等に要する経費等（別紙）」に記入し、工事担当課の確認印を受領してください。  
 確認印は契約課に提出する契約書すべてに必要です。

※解体、再資源化など経費が著しく低い等適正な処理が望めない場合、契約の締結を行わないことがあります。

※不明な点等があれば、総務部契約課工事担当までお問い合わせください。

## 6-3 建設リサイクル法第11条通知に係るLoGoフォーム開設について

旭建指 第870号  
令和4年3月29日

各関係課長

建築指導課長

### 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の第11条 に規定される通知に係るLoGoフォームの開設について（通知）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の第11条に規定される通知について、電子通知用のLoGoフォームを開設しました。

つきましては、「旭川市デジタル化推進方針」における基本目標の「行政運営の簡素化・効率化」の達成に当たり、LoGoフォームの活用をお願いします。

なお、これまでのとおり窓口や庁内メール等による通知も可能ですが、旭川市発注工事に係る手続きは、令和5年度までに通知方法をLoGoフォームに統一したいので、御協力をお願いします。

#### 建設リサイクル法通知 Web フォーム

- ▶ LGWAN 版 <https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/f/z3DRs>
- ▶ インターネット版 <https://logoform.jp/f/z3DRs>

（担当）  
旭川市建築部建築指導課  
河合  
TEL 0166-25-8597



# 建設副産物対策の実務上の留意点

本編は、現場における建設副産物対策に関する実務上の留意事項を、着工前から竣工後に至るまでの流れに沿って、発注者、元請業者、協力業者（下請負人等）それぞれについて取りまとめたものです。

## ■本編の読み方

1.     …必須義務規定     …努力義務規定     …関連法の参考規定

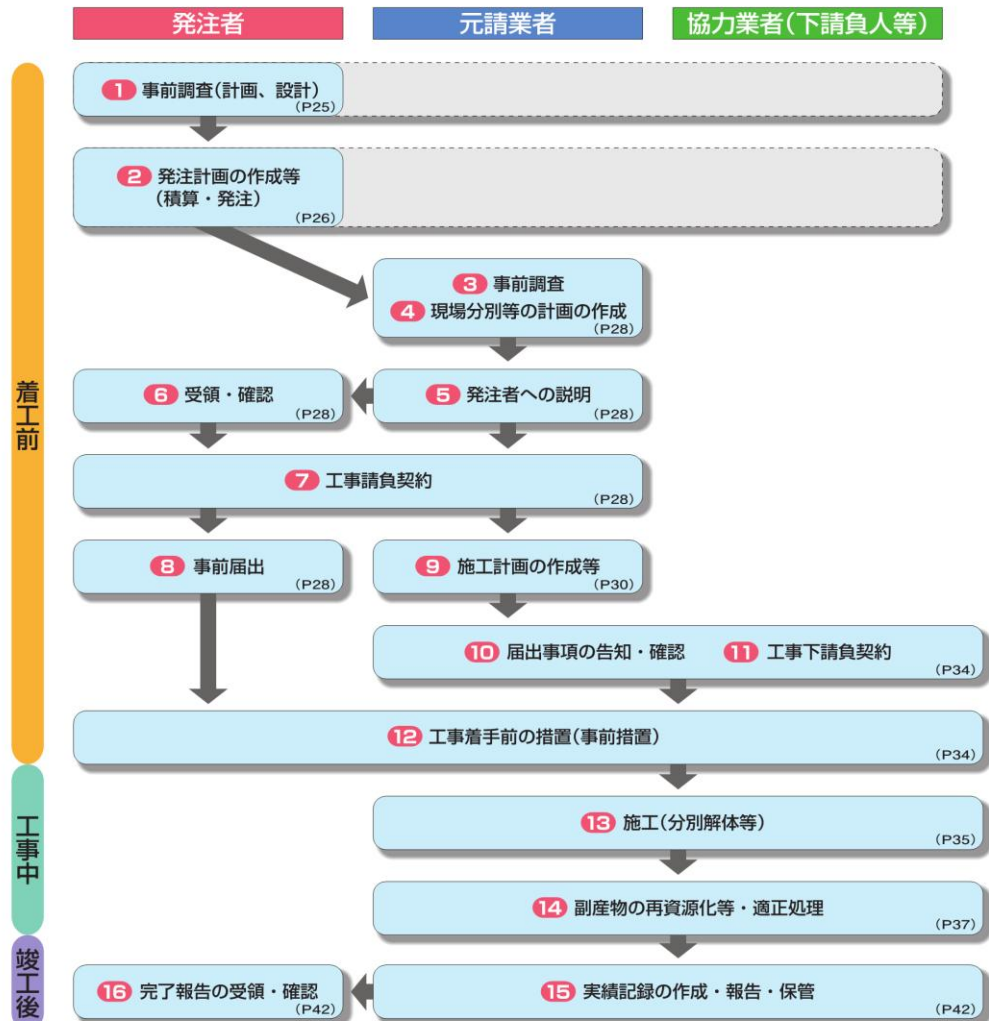
発注者 元請業者 協力業者 …主な対象者

## 2. 法令の略称

- 建り法……………建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 建り法規則……………同施行規則
- 分別解体等省令……………特定建設資材に係る分別解体等に関する省令
- 建り法基本方針……………特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針
- 資 法……………資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- 資法令……………同施行令
- 再生資源判断省令……………建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
- 指定副産物判断省令……………建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
- 廃掃法……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律

3. 関連通知 …記述内容を規定した通知の名称等

## 建設リサイクル法の標準的な事務処理の流れ



9 施工計画の作成等

元請業者  
協力業者

建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければなりません。また、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用するよう努めなければなりません。  
(建リ法第5条)

建設業者に対しては発生抑制、分別解体等及び廃棄物の再資源化の努力が義務付けられています。

元請業者  
協力業者

原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源等を工事で利用することが求められています。  
(資法第4条第1項)  
構造物の長寿命化の促進や建設副産物の再生資源としての利用促進が求められています。(資法第4条第2項)

また、関連法である資源有効利用促進法では、発注者、施工者の双方に、原材料の使用の合理化、再生資源としての当該工事等での利用を求めています。

元請業者

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画を作成しなければなりません。また、完成後は速やかに再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を記録し、1年間保存しなければなりません。  
(資法第15条、同第34条、再生資源判断省令第8条第1項、同第2項、指定副産物判断省令第7条第1項、同第2項)

資源有効利用促進法において、土砂、Co塊、As塊の再生資源又は再生品を利用すべき業種(特定再利用業種)として建設業が指定されています。また、再資源化すべき副産物(指定副産物)として土砂、Co塊、As塊、建設発生木材が指定されています。そのため、工事ごとの再生資源利用促進計画に基づき、再資源化施設に持ち込むことと併せて、再生資源利用計画に基づき、再生資源の積極的活用を検討することが必要です。

参考 特定再利用業種として建設業を指定(土砂、Co塊、As塊の再生資源利用)  
(資法第2条第8項、資法令第2条、資法令別表第2)  
建設業における指定副産物の指定(土砂、Co塊、As塊、木材の再資源化)  
(資法第2条第13項、資法令第7条、資法令別表第7)

1. 再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の作成

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画は、下表に示す一定規模未満の工事についても同様に作成・提出することが望まれます。

なお、再生資源は種類ごとに主な利用用途が定められています(①事前調査(計画・設計)(P25)参照)ので、工事ごとの再生資源利用計画に基づき、再生資源の活用を検討してください。他の用途についても、適切な施工管理等によって使用可能であれば積極的に利用するよう努めてください。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、土質改良やストックヤードの確保等に努めることが望まれます。

再生資源利用促進計画(建設副産物を搬出する際の計画)

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. Co塊、As塊、 建設発生木材 } ……合計200 t 以上	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

再生資源利用計画(再生資材を利用する際の計画)

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. 砕石……………500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物……………200 t 以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

なお、自治体によっては、これより少ない量での建設工事に対して計画書の作成を義務付けている所もあるので、確認が必要です。

2. 廃棄物処理計画の作成

指定副産物以外の廃棄物も多量に発生することから、適正処理を確保するため、廃棄物処理計画を作成することも望まれます。

**発注者**

**国交省直轄  
工事の運用**

建設リサイクル  
ガイドライン  
→ P16 参照

**参考**

**廃棄物処理計画**

1. 建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、中間処理、最終処分等の方法
2. 処理業者等への委託内容

なお、発注者についても、元請業者に**再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画の作成を指導**することが望まれます。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、ストックヤードの確保等に努めることが望まれます。

国交省発注工事においては、**再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を施工計画に含めて提出させる**こととしており、**地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行う**ことが期待されています。民間工事においても、**これに準じて運用する**ことが望まれます。

**関連通知** 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」(建設リサイクルガイドライン)  
(平成14年5月30日国官技第41号 国官総第123号 国営計第25号 国総事第20号)

**産業廃棄物の利用方法**

廃棄物処理法に規定される産業廃棄物も、再生利用が可能なものが多いため、処理後の品質が所要のものであることを前提に、環境保全に留意しつつ所管廃棄物部局との調整を図りながら再生利用することが必要です。

**1. 自ら利用**

排出事業者(元請業者)が、廃棄物を有価物たる性状に処理して自ら利用するもので、「自ら利用」に当たっては、工事発注者、所管廃棄物部局との調整が必要です。また、処理施設の設置についても、所管廃棄物部局との調整が必要になります。

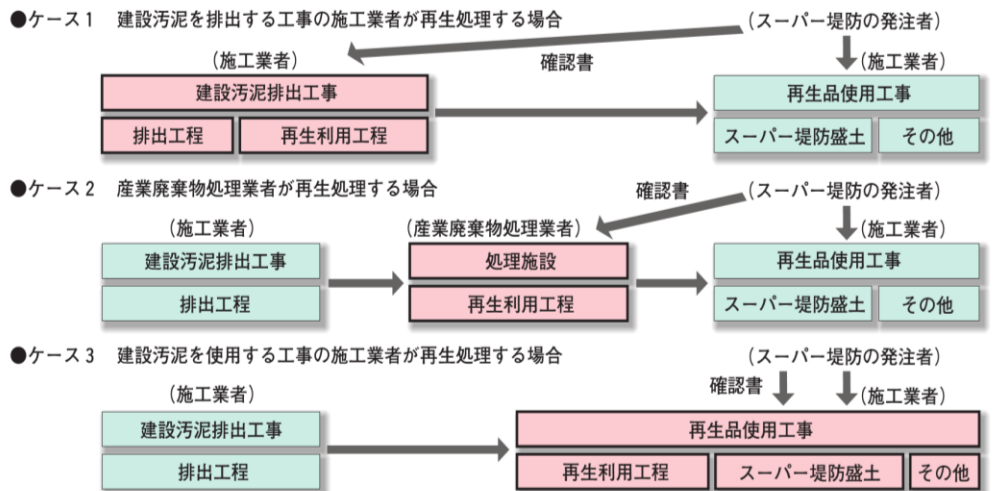
**2. 再生利用制度等の活用**

**①大臣認定制度**

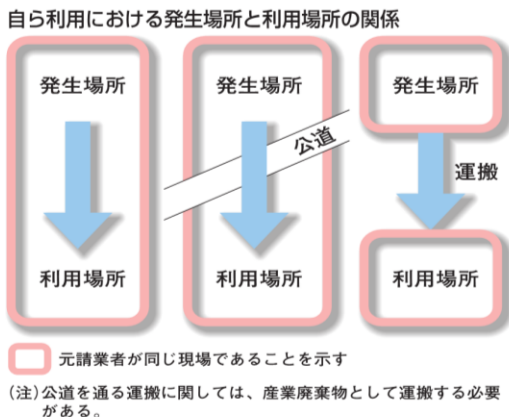
再生利用者の申請を受け環境大臣が認定するもので、生活環境の保全上支障が無いなどの基準に適合している場合に認定されます。認定された場合は、処理業の許可を受けずに廃棄物の収集運搬、処分(改質行為)を業として行うことができ、また、当該廃棄物処理施設を設置することができます。

現在のところ、建設系廃棄物については建設汚泥をスーパー堤防の築造材に利用する場合に限られています。

**再生利用のパターン(    が申請者)**



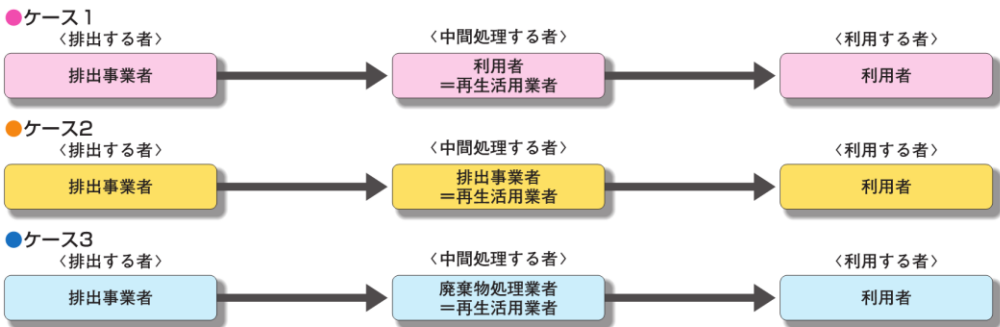
※再生利用：建設汚泥を改質する行為 再生品：建設汚泥を再生利用により改質して得られたもの



②個別指定制度

再生利用者の申請を受け都道府県知事等が再生活用業者として指定するもので、廃棄物の種類、発生場所と再生利用の場所及び用途が指定されます。この指定を受けた場合には、その申請者は廃棄物処理業の許可を受けなくても、その廃棄物を再生利用できます。(この他に、廃棄物の種類を特定した一般指定の制度があります。)

個別指定制度を活用した再生利用の一般的な形態



③広域認定制度

メーカー等が環境大臣の認定を受けて、自社製品が廃棄物となったもの(製品端材・梱包材等)を広域的に回収し、製品原料等にリサイクル又は適正処理をする制度です。認定を受けるのは製造、加工、販売等の事業を行う者ですが、自社製品の配送会社とともに認定を受けることにより収集運搬・処分とも処理業許可が不要となります。

建設資材に関する広域認定(旧広域再生利用指定)品目等一覧(例)

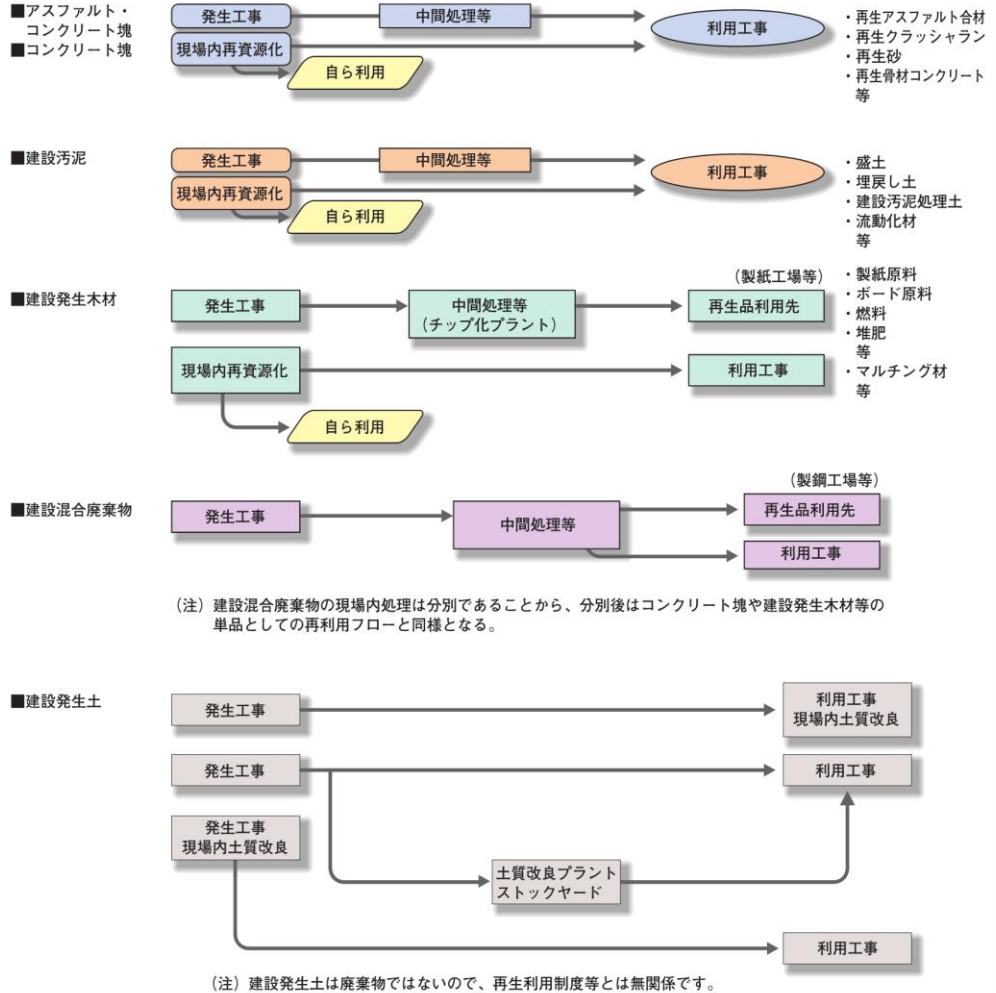
石膏ボード		吉野石膏(株)
		チヨダウーテ(株)
岩綿吸音板		大建工業(株)
軽量気泡コンクリート(ALC)		旭化成建材(株)
		クリオン(株)
		住友金属鉱山シボレックス(株)
ロックウール	断熱材	JFEロックファイバー(株)
グラスウール		マグ・イゾベル(株)
		パラマウント硝子工業(株)
		旭ファイバーグラス(株)
ケイ酸カルシウム板		日本インシュレーション(株)
		(株)エーアンドエーマテリアル
ビニル系床材		インテリアフロア工業会
木質系ボード		日本ノボパン工業(株)
		淡路技研(株)
発泡ポリスチレン		積水化成成品工業(株)
		(株)JSP
プラスチック製容器		(株)前田製作所
ユニットバス及び梱包材		(株)LIXIL
タイルカーペット		東リ(株)
消火器		(一社)消火器工業会
発泡ウレタン		(株)日本アクア

■参照：(一社)日本建設業連合会ホームページ  
<https://www.nikkenren.com/kankyou/kouiki/index.html>

3. 有償譲渡

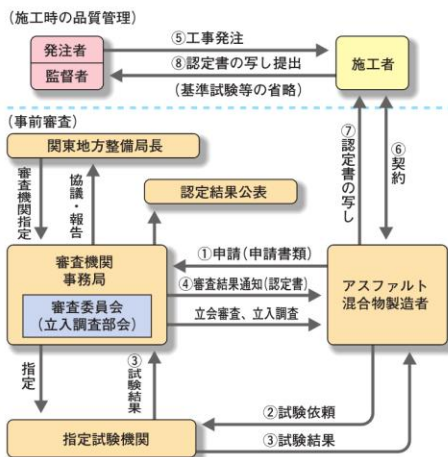
有償譲渡されるものは廃棄物ではないので、廃棄物処理法の適用は受けません。ただし、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領が無いこと、譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいた適正な対価によるものであることが必要とされています。

### 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ



参考

### アスファルト混合物事前審査制度 ● 国土交通省各地方整備局等



本制度は、工事ごとに行われているアスファルト混合物(再生アスファルト混合物を含む)の品質管理に関する基準試験等を事前に審査・認定することによって、各工事ごとの試験を省略するものです。

これにより、発注者、施工者、アスファルト混合物製造業者の業務の省力化及びアスファルト混合物の安定した品質の確保を図るとともに建設工事から発生するアスファルト・コンクリート塊の再利用を促進するものです。

本制度は全国的に運用されていますが、関東地方整備局での運用を例示します。

■問い合わせ先: 国土交通省関東地方整備局  
企画部技術調査課

TEL 048-601-3151

■審査機関: (一社)日本道路建設業協会関東支部  
TEL 03-3551-2903

## 参考

## 廃石膏ボード現場分別解体マニュアル(案)

廃石膏ボードは、年間百数十万トンが排出されているとの推計があり、さらに今後、解体系廃石膏ボードを中心に排出量の大幅な増加が見込まれています。

一方、廃石膏ボードのリサイクルの取組は十分に進んでいるとは言えません。特に解体系廃石膏ボードについては、リサイクルに係る体制や技術等が十分確立されていないことから、再資源化されずに最終処分される割合が高いという課題があります。

これらを背景に、国土交通省建設業課では、廃石膏ボードの再資源化の促進を見据え、分別解体と排出時の分別の徹底に係る措置の一つとして、専門家による「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル検討委員会」を設置し、適切な現場分別等の方法について整理し、平成22年度に作成した「試行版」に必要な修正を加えて「廃石膏ボード現場解体マニュアル(案)」を作成しました。

本マニュアルを参考とすることで、廃石膏ボードの現場分別の徹底が図られ、廃石膏ボードの再資源化の促進や建設廃棄物の適正処理、最終処分場の延命化等に寄与することを目的としています。

## ●内容

1. マニュアルの位置付け
2. 事前調査
3. 解体工事の計画等
4. 施工
4. 1 解体工事の概要
4. 2 石膏ボード取り付け工法別の解体方法
4. 3 有害物質を含有した廃石膏ボードの取扱い方法
5. 解体後の管理

■参照：国土交通省のリサイクルホームページ

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0305/page\\_030501plaster.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0305/page_030501plaster.htm)

## 15 実績記録の作成・報告・保管 16 完了報告の受領・確認

元請業者  
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の再資源化等が完了したときは、その報告を発注者に書面で行い、その写しを保存しなければなりません。

(建リ法第18条、建リ法規則第5条)

対象建設工事については、元請業者は特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを発注者に書面で報告しなければなりません。

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

## ■報告事項

- ①再資源化等が完了した年月日
- ②再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③再資源化等に要した費用

## 元請業者

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握して記録するとともに、工事完成後1年間保存しなければなりません。

(資法第15条、同第34条、再生資源判断省令第8条第3項、同第4項、指定副産物判断省令第7条第3項、同第4項)

一定規模  
⇒P30表参照

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握し、記録を1年間保存し、発注者の求めに応じて提出しなければなりません。

また、廃棄物処理計画についても実施状況を把握し記録を保存すること、建設副産物が適正に処理されたことを現場や書面等により確認することが望まれます。

## 発注者

なお、発注者についても、計画の実施状況等を提出させるなど、発注者として建設副産物が適正に処理されたことを確認すること、現場に廃棄物が残置されていないか確認することが望まれます。

また、明示した条件(数量等)に変更が生じた場合には適切に精算変更することが望まれます。

国交省直轄  
工事の運用

国交省発注工事においては、再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書を提出させることとしており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されます。民間工事においても、これに準じて運用することが望まれます。

関連通知 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」(建設リサイクルガイドライン)

(平成14年5月30日国官技第41号 国官総第123号 国営計第25号 国総事第20号)

元請業者  
協力業者

産業廃棄物の排出事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した manifests の交付等の状況の報告を、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長(以下「都道府県知事等」)に提出しなければなりません。

(廃掃法第12条の3第7項、同規則第8条の27、廃掃法第12条の5第9項、同規則第8条の36)

電子 manifests を利用した場合にあっては、情報センターが集計して都道府県知事等に報告を行うため、事業者が自ら都道府県知事に報告する必要はありません。